

令和 4 年度 大学機関別認証評価
自 己 点 検 評 価 書
[日本高等教育評価機構]

令和 4 (2022) 年 6 月
日本獣医生命科学大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	4
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	6
基準 1. 使命・目的等	6
基準 2. 学生	13
基準 3. 教育課程	50
基準 4. 教員・職員	63
基準 5. 経営・管理と財務	77
基準 6. 内部質保証	86
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	92
基準 A. 社会貢献と連携	92
・ 高度先端の知識と技術による獣医療の提供と教育施設としての動物医療センター	
・ 様々な理由で家族がいない犬や猫の動物福祉を守るシェルターメディスン研究分野	
V. 特記事項	98
VI. 法令等の遵守状況一覧	99
VII. エビデンス集一覧	113
エビデンス集（データ編）一覧	113
エビデンス集（資料編）一覧	113

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

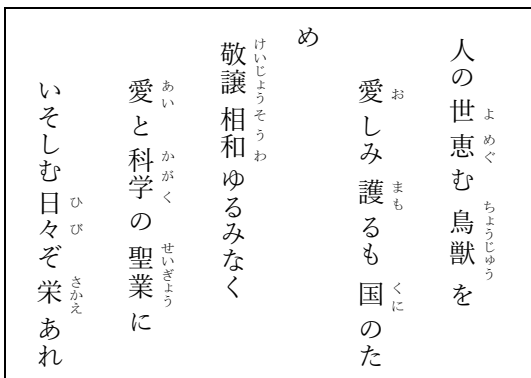
日本獣医生命科学大学(以下、「本学」という。)は、明治 14(1881)年に文京区の護国寺境内にて開学した「私立獣医学校」を起源として、令和 3(2021)年 9 月に創立 140 周年を迎えた。開学以来、現在の日本獣医生命科学大学として発展し、獣医学部に獣医学科と獣医保健看護学科を、応用生命科学部に動物科学科と食品科学科を、大学院として獣医生命科学研究科(以下、「研究科」という。)に獣医学専攻博士課程、獣医保健看護学専攻博士課程(前期・後期)及び応用生命科学専攻博士課程(前期・後期)を設置し、今日に至る。

■建学の精神・大学の理念

学是を《敬讓相和》、到達目標を《愛と科学の聖業を培う》として学歌(第 4 節)に謳い、建学の精神として位置づけている。学是の意味は謙讓と協調、慈愛と人倫を育む科学の創生を説いた箴言であり、到達目標の意味は、人間愛・動物愛の豊かな、しかも倫理を弁えた清冽な専門職、研究者、教育者の育成にある。

教育理念は、《愛と科学の心を有する質の高い獣医師と専門職及び研究者の育成》である。この教育理念は、学是と到達目標の精神に普遍妥当性を有する教育理念として制定したものである。

学歌第 4 節



■使命・目的

本学の使命・目的は、建学の精神のもと、「日本獣医生命科学大学学則(以下、「大学学則」という。)」及び「日本獣医生命科学大学大学院学則(以下、「大学院学則」という。)」の第 1 条に定めている。

【大学学則】

(目的・使命)

第 1 条 日本獣医生命科学大学(以下「本学」という。)は、学校教育法の定めるところにより、獣医学、獣医保健看護学、動物科学及び食品科学に須要なる学術を教授研究し、あわせて人格を陶冶することを目的とする。

2 本学は、この目的を達成するために、広く獣医学、獣医保健看護学、動物科学及び食品科学を世界に求め、その蘊奥を極め、かつ、堅実公正なる獣医・獣医保健看護・動物・

食品の技術者を養成することを使命とする。

【大学院学則】

第1条 日本獣医生命科学大学(以下「本学」という。)大学院は、獣医学、獣医保健看護学及び応用生命科学の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与するとともに、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

各学部・学科の教育目的は大学学則第3条の2、大学院の教育目的は大学院学則第2条及び第4条に定めている。

【大学学則】

第3条の2 獣医学部は、獣医学及び獣医保健看護学に必須な学術を教育・研究し、併せて学生の人格・素質を陶冶する。さらに、獣医学と獣医保健看護学の基礎・臨床及び社会的意義について充分認知させるとともに、生命倫理を踏まえ、誠実・公正なる判断と対応ができる人材の育成を目的とする。

(1) 獣医学科は、高度先端獣医療及び生命科学領域の進展等の新たな社会の変化に対応できる先導的な獣医学の教育・研究を行い、自ら学び、考え、問題を解決する能力を養うことによって、飼育動物診療、動物に関する保健衛生の向上、畜産業の発達、並びに公衆衛生の向上に寄与する獣医師を育成する。

(2) 獣医保健看護学科は、ヒトと動物の福祉と共生に寄与するために、伴侶動物のみならず産業動物及び野生動物の生命を尊重し、獣医保健学及び獣医看護学に基づいて、進展する高度先端獣医療をはじめとする諸科学の教育を体系的に行うことにより、関連科学との交流を推進するとともに、その活用と社会貢献に寄与する獣医療技術者を育成する。

2 応用生命科学部は、食資源動物の生産や管理、食品の栄養や品質管理及び安全性等に関する学理の探求と技術の開発をするとともに、人類と動物の福祉に貢献できる資質の優れた動物科学及び食品科学における専門職の育成を目的とする。

(1) 動物科学科は、食資源動物の生産管理に関わる基礎及び応用科学並びに動物の生命、共生及び社会性等に関する教育を行い、人類の福祉及び地球環境の保全に資するとともに、社会貢献に寄与する専門職を育成する。

(2) 食品科学科は、動物性及び植物性食品の全般にわたり、食品科学新時代に相応しい食品の栄養、品質、安全性、保存及び加工技術等の理論と技術に関する教育を行い、食料安全保障の向上に資するとともに、未来の食品科学の開発に寄与する専門職を育成する。

【大学院学則】

(研究科)

第2条 本学大学院に、獣医生命科学研究科(以下「研究科」という。)を置く。

2 研究科は、教育理念及び目的達成のために、獣医学、獣医保健看護学、応用生命科学領域における技術革新、研究水準の向上に対する社会的要請の高まりに対応できる優秀な人材を世に輩出して社会に貢献することを目的とする。

～～省略～～

- 第4条 獣医学専攻博士課程は、動物の医療と保健の実践、及び人類の公衆衛生を支援する医学技術を備えた学究を行うとともに、人の倫理に応え、模範となる高度の獣医療専門職、教育者並びに研究者を育成する。
- 2 獣医保健看護学専攻博士前期課程は、獣医療及びヒトと動物の共生社会に寄与する獣医保健看護学の高度な大学院教育を実践し、生命倫理の理念に基づく獣医保健学及び獣医看護学に関する専門能力を有する専門職、教育者並びに研究者を育成する。
- 3 獣医保健看護学専攻博士後期課程は、獣医療及びヒトと動物の共生社会に寄与する獣医保健看護学の先端的な大学院教育を実践し、複雑化・多様化する社会に対応しうる創造力豊かで生命倫理の理念に基づいた将来の獣医保健看護学分野を担う高度の専門職、教育者並びに研究者を育成する。
- 4 応用生命科学専攻博士前期課程は、現在及び近未来の応用生命科学を遂行するために必要な、広い知識と技術能力を備えた動物及び食品科学の専門職、教育者並びに研究者を育成する。
- 5 応用生命科学専攻博士後期課程は、生命科学新時代の開拓者として必要な、先端的で高度な知識と技術能力を備えた動物及び食品科学の高度の専門職、教育者並びに研究者を育成する。

■大学の個性・特色

本学は「動物の大学」というイメージが強くあるが、本学の個性・特色として設定しているキーワードは「人と動物」「高い専門性」である。

「人と動物」については、本学が持続的に発展し、社会に支持される大学であり続けるため、改革・改善の取組みが必要であり、その設計図ともいえるグランドデザインとして平成30(2018)年1月に策定したミッション・ステートメント「Connect with the Future～動物と人をつなぎ、都市と地方をつなぐ、獣医・生命科学の情報発信拠点～」にあるとおり、「人」と「動物」がここにも登場する。このミッションの取組みは、様々な疾病原因の発見とまん延防止及び公衆衛生は獣医学部が、健康な食用動物の生産及び安全食品の供給は応用生命科学部が担うことで、人間愛と動物愛を持った生命科学人材を育成する大学という個性・特色につながる。

「高い専門性」については、大学学則に学部学科の目的が定められており、獣医学科では「飼育動物診療、動物に関する保健衛生の向上、畜産業の発達、並びに公衆衛生の向上に寄与する獣医師を育成する」、獣医保健看護学科は「進展する高度先端獣医療をはじめとする関連科学等の活用と社会貢献に寄与する獣医療技術者を育成する」、動物科学科は「人類の福祉及び地球環境の保全に資するとともに社会貢献に寄与する専門職を育成する」、そして食品科学科は「食料安全保障の向上に資するとともに未来の食品科学の開発に寄与する専門職を育成する」と定めている。このように本学では獣医師、獣医療技術者、専門職というスペシャリストの育成が目的として定められており、「人と動物」とともに本学の個性・特色として設定されている。

Ⅱ．沿革と現況

1. 本学の沿革

明治 14(1881)年	9 月	東京小石川音羽の護国寺境内に私立獣医学校として発足。
明治 25(1892)年	11 月	東京牛込市ヶ谷加賀町に移転し、特別認可私立東京獣医学校として再興。
明治 29(1896)年	1 月	東京牛込市ヶ谷河田町に校舎を新築、移転。
明治 44(1911)年	3 月	東京目黒に校舎を新築、移転し、日本獣医学校と改称。
昭和 12(1937)年	3 月	現在地に移転。
昭和 13(1938)年	4 月	専門学校に昇格し、専門学校令により、日本高等獣医学校を設置。
昭和 20(1945)年	1 月	日本獣医畜産専門学校と改称。
昭和 24(1949)年	2 月	大学に昇格、日本獣医畜産大学と改称し、獣医畜産学部のもとに獣医学科と畜産学科を設置。
昭和 27(1952)年	4 月	学校法人日本医科大学と合併。
昭和 37(1962)年	3 月	大学院獣医学研究科(博士課程・修士課程)を設置。
昭和 42(1967)年	4 月 11 月	畜産食品工学科を設置。 第二校舎(21 号棟)が竣工。
昭和 43(1968)年	4 月	畜産学科のカリキュラムを大改正し、新しい畜産学すなわち経営畜産学としての内容で再開。
昭和 48(1973)年	5 月	新図書館(旧 33 号棟)が竣工。
昭和 56(1981)年	11 月	創立 100 周年を迎え、100 周年記念誌を刊行。
昭和 57(1982)年	4 月	修士積み上げ方式による獣医学科 6 年制を開始。
昭和 59(1984)年	4 月	学校教育法第 55 条一部改正により獣医学科 6 年一貫教育を開始。
平成 2(1990)年	4 月	大学院獣医学研究科修士課程を廃止、修業年限 4 年制の博士課程を設置。
平成 3(1991)年	4 月 11 月	大学の英語名を「Nippon Veterinary and Animal Science University」に改称。 創立 110 周年事業を行い、記念祝賀式典を開催。
平成 4(1992)年	10 月	山梨県上九一色村(現富士河口湖町)に附属牧場(富士アニマルファーム)を設置。
平成 5(1993)年	7 月	山梨県上九一色村(現富士河口湖町)に富士セミナーハウスが竣工。
平成 12(2000)年	4 月	畜産食品工学科を食品科学科と名称変更。
平成 13(2001)年	4 月 11 月	畜産学科を動物科学科と名称変更。 創立 120 周年事業を行い、記念祝賀式典を開催。
平成 15(2003)年	4 月 6 月 8 月	獣医畜産学部を改組し、獣医学部獣医学科と応用生命科学部動物科学科及び食品科学科の 2 学部制に変更。動物保健学別科(動物看護師養成課程)を設置。分子腫瘍学研究室を分子腫瘍学研究施設に改組。附属動物医療センター(C 棟)が竣工。 生命科学共同研究施設(F 棟)が竣工。
平成 17(2005)年	4 月	大学院獣医学研究科を獣医生命科学研究科と名称変更し、応用生命科学専攻修士課程を設置。獣医学部に獣医保健看護学科(入学定員 80 人)を設置。
平成 18(2006)年	3 月 4 月 12 月	動物保健学別科(動物看護師養成課程)を廃止。 財団法人大学基準協会による大学機関別認証評価「適合」。 「日本獣医生命科学大学」と改称し、大学の英語名を「Nippon Veterinary and Life Science University」に改称。 新校舎(A 棟・B 棟)が竣工。
平成 19(2007)年	4 月	応用生命科学部の定員を増員。(動物科学科入学定員 60 人を 80 人、食品科学科入学定員 70 人を 80 人)、大学院獣医学専攻博士課程の定員を増員。(入学定員 5 人を 8 人)
平成 20(2008)年	4 月	大学院獣医生命科学研究科応用生命科学専攻に新たに博士課程を設置、同専攻は博士前期課程(2 年制)と博士後期課程(3 年制)に課程変更。
平成 21(2009)年	4 月	大学院獣医生命科学研究科に新たに獣医保健看護学専攻修士課程(2 年制)を設置。
平成 23(2011)年	3 月 4 月 5 月 9 月	財団法人日本高等教育評価機構による大学機関別認証評価「適合」。 大学院獣医生命科学研究科獣医保健看護学専攻に新たに博士課程を設置、同専攻は博士前期課程(2 年制)と博士後期課程(3 年制)に課程変更。 創立 130 周年記念祭を挙行し、130 周年宣言を行った。 創立 130 周年記念式典を開催。
平成 24(2012)年	4 月 11 月	獣医保健看護学科と動物科学科の定員を増員。(入学定員 80 人を 100 人) 大学院開設 50 周年記念事業を開催。
平成 26(2014)年	3 月	合同教育施設(E 棟)が竣工。
平成 27(2015)年	3 月	附属ワイルドライフ・ミュージアムを設置。

日本獣医生命科学大学

平成 28(2016) 年	2 月	生命科学総合研究センターを設置。
平成 30(2018) 年	4 月	応用生命科学部食品科学科の定員を 90 名に増員。(入学定員 80 人を 90 人)
令和 2(2020) 年	5 月	生命科学総合研究センターに 4 つの部門等を設置。
令和 4(2022) 年	4 月	食品科学科の定員を減員。(入学定員 90 人を 70 人)

2. 本学の現況

- ・大学名 日本獣医生命科学大学
- ・所在地 東京都武蔵野市境南町一丁目 7 番 1 号

■学部

獣医学部	獣医学科、獣医保健看護学科
応用生命科学部	動物科学科、食品科学科

■大学院

獣医生命科学研究科	獣医学専攻博士課程、獣医保健看護学専攻博士課程（前期・後期）、応用生命科学専攻博士課程（前期・後期）
-----------	--

- ・学生数（令和 4(2022) 年 5 月 1 日現在）

■学部

学部	学科	入学 定員	収容 定員	在籍学生数						
				1 年次	2 年次	3 年次	4 年次	5 年次	6 年次	計
獣医学部	獣医学科	80	480	80	83	85	84	84	100	516
	獣医保健看護学科	100	400	100	102	96	98			396
獣医学部 計		180	880	180	185	181	182	84	100	912
応用生命科学部	動物科学科	100	400	100	99	86	96			381
	食品科学科	70	340	67	60	57	89			273
応用生命科学部計		170	740	167	159	143	185			654
合計		350	1,620	347	344	324	367	84	100	1,566

■大学院

研究科	専攻	入学定員		収容定員		在籍学生数	
		博士前期	博士・博士後期	博士前期	博士・博士後期	博士前期	博士・博士後期
獣医生命科学	獣医学専攻	—	8	—	32	—	20
	獣医保健看護学専攻	5	2	10	6	16	4
	応用生命科学専攻	7	2	14	6	22	0
合計		12	12	24	44	38	24

- ・教員数（令和 4(2022) 年 5 月 1 日現在）

学部	学科	専任教員数					助手	非常勤 教員
		教授	准教授	講師	助教	計		
獣医学部	獣医学科	21	22	15	3	61	0	88
	獣医保健看護学科	7	3	7	3	20	0	
	シエルターメディスン 社会連携講座	0	0	0	1	1	0	
獣医学部計		28	25	22	7	82	0	
応用生命科学部	動物科学科	10	5	2	2	19	0	
	食品科学科	7	6	3	0	16	0	
応用生命科学部計		17	11	5	2	35	0	
付属動物医療センター		0	0	1	5	6	2	0
付属牧場		0	0	0	1	1	0	0
合計		45	36	28	15	124	2	88

- ・職員数（令和 4(2022) 年 5 月 1 日現在）

専任職員	嘱託職員	パート職員	派遣職員	計
63	2	10	5	80

※嘱託職員にカウンセラー 2 名含む。
※パート職員に臨時職員 3 名含む。

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

本学は、「建学の精神・大学の理念」に記載したとおり、学是に《敬讓相和》、到達目標に《愛と科学の聖業を培う》を掲げ、建学の精神としている。学是の意味は、謙讓と協調、慈愛と人倫を育む科学の創生を説いた箴言であり、到達目標の意味は、人間愛・動物愛の豊かな、しかも倫理を弁えた清冽な専門職、研究者、教育者の育成にある。

教育理念は、《愛と科学の心を有する質の高い獣医師と専門職及び研究者の育成》である。この教育理念は、学是と到達目標の精神に普遍妥当性を有する教育理念として制定したものである。

この建学の精神である学是と到達目標を普遍化かつ具現化するために、使命・目的を大学学則第 1 条及び大学院学則第 1 条に定め、教育目的を大学学則第 3 条の 2 及び大学院学則第 2 条第 2 項、第 4 条に定め、明文化している。

表 1-1-1 目的・使命

目的・使命(大学学則第 1 条)
第 1 条 日本獣医生命科学大学(以下「本学」という。)は、学校教育法の定めるところにより、獣医学、獣医保健看護学、動物科学及び食品科学に須要なる学術を教授研究し、あわせて人格を陶冶することを目的とする。
2 本学は、この目的を達成するために、広く獣医学、獣医保健看護学、動物科学及び食品科学を世界に求め、その蘊奥を極め、かつ、堅実公正なる獣医・獣医保健看護・動物・食品の技術者を養成することを使命とする。
目的(大学院学則第 1 条)
第 1 条 日本獣医生命科学大学(以下「本学」という。)大学院は、獣医学、獣医保健看護学及び応用生命科学の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の進展に寄与するとともに、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

1-1-② 簡潔な文章化

平成 28(2016)年 4 月に本学の教育目的を、「平易なわかりやすい文体に統一」し、文末を、研究科及び学部については、「～を目的とする」、専攻及び学科については、「～を育成

する」で統一し、簡素化と統一化を図ることを目的に改正した。

また、建学の精神である学是、教育理念及び教育目的は、大学ホームページをはじめとするインターネット媒体を中心に、学生便覧等においても、明確に簡潔な文章で学内外に伝えている。

1-1-③ 個性・特色の明示

本学は、歴史ある私立獣医生命科学系大学として、学是を《敬讓相和》、到達目標を《愛と科学の聖業を培う》と掲げ、生命科学新時代・環境科学新時代・食品科学新時代の開拓者として、総合的な《生命科学の知と技》を練磨するとともに、《人間愛・動物愛》の豊かで清冽な人材を育成してきていることが特色であり、本学の特色を実現する取組みの一例として、建学の精神とともに、表 1-2-2 のとおり本学の特色を大学案内や大学ホームページに、わかりやすく明示している。

また、新たな感染症(高病原性鳥インフルエンザ、口蹄疫、狂犬病等)の世界規模での出現、食の安定供給の確保、生物多様性の保全等、獣医学や生命科学に求められる課題は著しく多様化、複雑化していることを受け、全国に先駆けて、昭和 44(1969)年に「畜産経営学教室」(現在の「システム経営学教室」)を、昭和 59(1984)年に「野生動物学教室」(現在の「野生動物学研究室」)を、平成 25(2013)年に「食品安全学教室」を設置するなど、「進取の気風」も本学の個性である。

表 1-2-2 本学の特色

本学の特色(大学ホームページ「大学案内」より抜粋)
「人と動物の生命はひとつ」を合言葉に、最先端の獣医学と動物の保健看護、産業動物の生産と供給、安全な食品の流通と食育や食の安全など、新しい生命科学を《ひたむき》で《真摯》な姿勢で探究する大学、それが「日本獣医生命科学大学」です。

1-1-④ 変化への対応

本学は、社会情勢の変化に対応するため、学部学科の名称変更、学部の新設及び学科の新設を行い、それに合わせて使命・目的の見直しを適宜行ってきた。

平成 12(2000)年には畜産食品工学科から食品科学科に、また、平成 13(2001)年には畜産学科から動物科学科に学科の名称変更を行い、従来の畜産学教育を修正すると同時に、応用生命科学分野の教育科目を補充した新カリキュラムを構成し、平成 15(2003)年に獣医畜産学部を改組し、獣医学部獣医学科と応用生命科学部動物科学科及び食品科学科の二学部制に変更した。

また、平成 17(2005)年には、診療対象動物の多様化、産業動物と伴侶動物における二極化、動物疾病の多様化など複雑多岐に変容する獣医療の最前線において、獣医療を補助及び支援する高度な専門職を養成する必要性を踏まえ、獣医保健及び看護職の未来を先取りし、わが国で最初の獣医保健看護学科を獣医学部に設置した。

なお、動物看護師を国家資格とする愛玩動物看護師法が令和元(2019)年に成立し、本年 5 月 1 日から施行された。本学では、令和 4(2022)年度入学生から愛玩動物看護師の新カリキュラムをスタートしている。また、国家試験は令和 5(2023)年 2 月中旬から実施される

ところ、2 年次以上の在學生は農林水産大臣及び環境大臣が指定した講習会の受講により受験資格を得ることとされている。

さらに、平成 28(2016)年には、本学の教育目的を学部・学科及び研究科・専攻のそれぞれについて大学学則及び大学院学則で定めたが、これらは内容的にも昨今の社会情勢の変化も踏まえた適切なものとしている。

【エビデンス集・資料編】

資料 1-1-1 日本獣医生命科学大学 GUIDE BOOK(大学案内) 資料 F-2 と同じ

資料 1-1-2 大学ホームページ 「大学案内」メニュー

資料 1-1-3 大学ホームページ 学是・到達目標・教育理念

資料 1-1-4 大学ホームページ 教育上の目的・3つのポリシー

資料 1-1-5 大学ホームページ 組織

資料 1-1-6 大学ホームページ 年表

資料 1-1-7 日本獣医生命科学大学学則 資料 F-3 と同じ

資料 1-1-8 日本獣医生命科学大学大学院学則 資料 F-3 と同じ

(3) 1-1 の改善・向上方策（将来計画）

今後も引き続き、社会情勢、獣医畜産分野におけるニーズの変化等を踏まえ、継続的に自己点検・評価を行い、時代に沿った使命・目的及び教育目的等の見直しを図っていく。また、歴史ある私立獣医生命科学系大学としての学是・到達目標・教育理念と社会情勢やニーズの変化も踏まえたわかりやすい教育目的の両方を掲げ、本学の個性と特色を明示したい。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

「基準項目 1-2 を満たしている。」

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

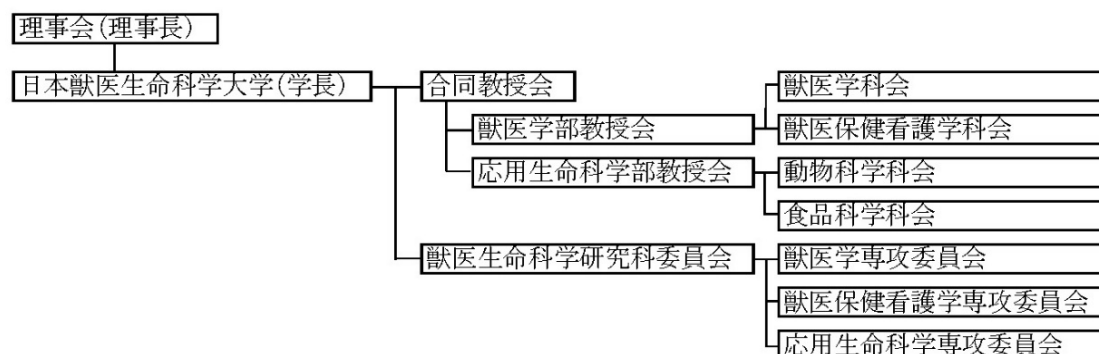
1-2-① 役員、教職員の理解と支持

使命・目的並びに教育目的の策定及び改正については、「自己評価委員会」によって論議され、その後、学部・学科及び研究科・専攻に対して審議依頼をし、学部・学科については全教員で構成する「学科会」、さらにその上部組織である「学部教授会」の議を経て、学長が決定する。研究科については「獣医学専攻委員会」、「獣医保健看護学専攻委員会」及び「応用生命科学専攻委員会」（以下、「各専攻委員会」という。）並びに「獣医生

命科学研究科委員会」(以下、「研究科委員会」という。)の議を経て、学長が決定する。学長の決定後、法人役員等に報告し、理事会に諮られ、承認を得ている。

学長は理事会及び理事懇談会に出席し、学事について報告する等、法人との連携に努めていることから、使命・目的及び教育目的の策定には、図 1-2-1 のとおり、諸組織・会議体を通じて役員及び教職員が関与・参画する仕組みとなっている。

図 1-2-1 大学運営組織図



1-2-② 学内外への周知

学外に対しては、大学ホームページや大学ポर्टレート等インターネット媒体を中心に周知している。また、オープンキャンパスにおける「学長からのメッセージ」という企画では、学長自ら受験生やその保護者に対して大学の歴史や理念、目的等を説明し、周知している。

図 1-2-2 オープンキャンパス(令和元年 11 月 2 日開催)での「学長からのメッセージ」



「教育研究活動等の情報の公表」については、学校教育法施行規則第 172 条の 2 に基づき、平成 22(2010)年 12 月末より大学ホームページに「情報公開」ページを作成し、わか

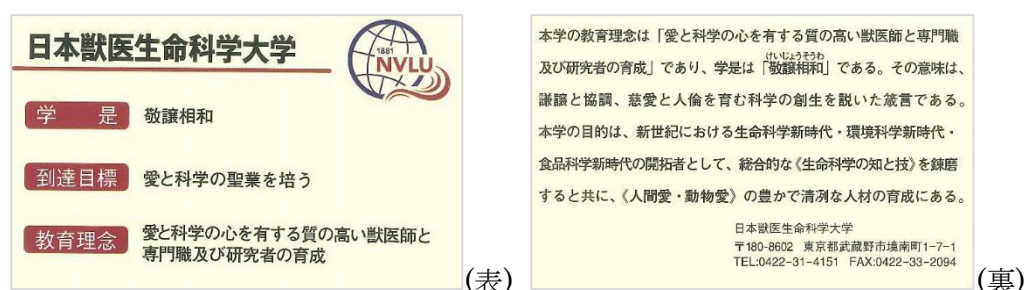
りやすく表示している。また、大学ポर्टレートについても平成 26(2014)年 10 月より参画し、情報公開を開始した。

学内に対しては、入学式における学長の式辞や学生便覧等を用いた年度初めのガイダンスで使命・目的について説明するほか、フレッシュ・ゼミ等でのカリキュラムの説明時にも、学部・学科における人材養成の目的を解説している学科もある。

在学生においては、年次進行に従い、本学の使命・目的への認識が希薄化することのないように、各講義室や廊下、エレベーターホール等に学是、到達目標、教育理念を掲示して、周知徹底に努めている。

また、図 1-2-3 のとおり全教職員、学生、大学院生に対して、学是、到達目標、教育理念の記載されたカードを配付し、学生証又は職員証とともに携帯を奨励している。

図 1-2-3 全学的に配付しているカード



1-2-③ 中長期的な計画への反映

本学と同一法人にある日本医科大学の両大学が目指す教育目的を達成するために、両大学が所属する学校法人日本医科大学の中長期計画である「アクションプラン」に伴って、本学が設置されている武蔵境キャンパスを再開発し、平成 26(2014)年度に日本医科大学基礎科学課程を移転させ、同一キャンパスにおいて両大学の学生の交流及び両大学間の教育研究の充実を図ることが実現した。

さらに、「学校法人日本医科大学中長期計画(2019～2028 年度)」に基づいて、令和 2(2020)年度に第二校地内の 21 号棟の耐震補強工事、令和 2(2020)年度及び令和 3(2021)年度に本キャンパス内の 1 号棟の耐震補強工事及び周辺環境整備工事を行うとともに、令和 4(2022)年度には老朽化した 2 号棟及び 3 号棟の解体を行う予定であり、安心・安全な環境の整備を計画的に図っているところである。

また、本学では平成 29(2017)年度に、本学の使命・目的及び教育目的を反映させた中長期的な計画を策定した。具体的には、大学の基幹となる「建学の精神」「理念」「使命・目的」を再確認してミッション・ステートメントを策定するとともに、創立 150 周年である令和 13(2031)年の本学の将来像(ビジョン)を策定した。また、それを実現するため、令和 3(2021)年までの第 1 期中長期計画(アクションプラン)を策定した。なお、ミッション・ステートメントは「Connect with the Future～動物と人をつなぎ、都市と地方をつなぎ、獣医・生命科学の情報発信拠点～」とした。

令和 3(2021)年度には、第 1 期中長期計画からの継続性に留意するとともに、なるべく具体的なプランを設定するという方針のもとに、令和 8(2026)年度までの第 2 期中長期計

画を策定した。

図 1-2-4 中長期計画「ニチジュウミライ図」プロジェクトマーク



ミッション・ステートメントのキーワード「つなぐ」から、人と動物が繋がり、架け橋を渡るイメージとなっています。

原案は、教員と学生と一緒に作成した作品です。

学生や教職員から寄せられた応募作品の中から、学生及び教職員の投票により、決定しました。

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

本学では使命・目的及び教育目的を3つのポリシーに反映させてきたが、平成27(2015)年度に学部・学科及び研究科・専攻のそれぞれについて教育目的を見直したことを受け、文部科学省中央教育審議会大学分科会のガイドラインも踏まえ、平成28(2016)年度にそれぞれに対応するポリシーを全面的に見直し、平成29(2017)年度から新しい3つのポリシーをスタートさせた。その後何度かポリシーの一部改正が行われたが、その際には、使命・目的及び教育目的との整合性を図りながら自己評価委員会を中心に改正作業を行っている。

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

大学設置基準に定める学部及び大学院設置基準に定める研究科について、使命・目的と教育目的に対応する教育研究組織として、学部は2学部4学科を、研究科には3専攻を設置し、多様な教育課程を編成している。

獣医学科では4つの学びの領域(基礎獣医学、臨床獣医学、応用獣医学、病態獣医学)と24の研究室、獣医保健看護学科では4つの学びの領域(臨床動物看護学、獣医保健学、動物福祉学、環境保全学)と3つの部門、動物科学科では3つの学びの領域(動物資源科学、応用動物科学、動物社会科学)と11の教室、食品科学科では3つの学びの領域(産業創出、安全衛生、研究開発)と11の教室を擁し、使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性が十分に保たれている。

また、学部の教育目的を達成するため、有益かつ適切であると認められる組織として教職課程と学芸員課程を設置している。

【エビデンス集・資料編】

資料 1-2-1 日本獣医生命科学大学自己評価委員会規則

資料 1-2-2 日本獣医生命科学大学自己評価委員会運営細則

資料 1-2-3 大学ホームページ 組織 資料 1-1-5 と同じ

資料 1-2-4 大学ホームページ 情報公開

資料 1-2-5 大学ホームページ 教育上の目的・3つのポリシー 資料 1-1-4 と同じ

資料 1-2-6 大学ホームページ 中長期計画「ニチジュウミライ図」

資料 1-2-7 大学ホームページ 獣医学科 学びのポイント

資料 1-2-8 大学ホームページ 獣医保健看護学科 学びのポイント

- 資料 1-2-9 大学ホームページ 動物科学科 教育方針と 3 つの学び
- 資料 1-2-10 大学ホームページ 食品科学科 食品大好きプロジェクト
- 資料 1-2-11 大学ポートレート(私学版) 大学トップ
- 資料 1-2-12 大学ポートレート(私学版) 獣医学部
- 資料 1-2-13 大学ポートレート(私学版) 応用生命科学部
- 資料 1-2-14 学校法人日本医科大学中長期計画(2019～2028 年度)
- 資料 1-2-15 日本獣医生命科学大学中長期計画(第 1 期)
日本獣医生命科学大学中長期計画(第 2 期)
- 資料 1-2-16 3 つのポリシーチェックポイント(獣医学部)
3 つのポリシーチェックポイント(応用生命科学部)

(3) 1-2 の改善・向上方策(将来計画)

引き続き、使命・目的、3 つのポリシー、教育研究組織の整合性を図りながら、適宜改正を行い、社会情勢やニーズの変化等に対応する。

【基準 1 の自己評価】

本学では、社会情勢等に対応して見直しを図る必要性があったことから平成 28(2016)年 4 月に教育の目的を改正した。

本学において学是、到達目標、教育理念及び教育の目的は、大学の公式行事や学長の挨拶等にも盛り込み紹介するとともに、大学ホームページや各種印刷物等にも記載し、広く理解されるよう努めている。

また、教育の目的、3 つのポリシー及び教育研究組織等については、それぞれの整合性をチェックする機能として「自己評価委員会」があり、作成には委員会、学科会、教授会等と教職員が関与・参画する体制を整えている。

以上のことから、基準 1 を満たしていると判断する。

基準 2. 学生

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

「基準項目 2-1 を満たしている。」

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

【学部】

本学では、大学学則第 1 条及び第 3 条の 2 に大学・学部・学科の教育目的を定め、獣医学部では、獣医学及び獣医保健看護学に必須な学術を教育・研究し、併せて学生の人格・素質を陶冶し、さらに、獣医学と獣医保健看護学の基礎・臨床及び社会的意義について充分認知させるとともに、生命倫理を踏まえ、誠実・公正なる判断と対応ができる人材を育成し、応用生命科学部では、食資源動物の生産や管理、食品の栄養や品質管理及び安全性等に関する学理の探求と技術の開発をするとともに、人類と動物の福祉に貢献できる資質の優れた動物科学及び食品科学における専門職を育成している。これらの教育目的を踏まえ、表 2-1-1 のとおり、2 学部 4 学科にアドミッション・ポリシーを策定し、学校教育法施行規則第 172 条の 2 に基づき、大学ホームページ、入学者選抜要項、大学案内等により広く周知を図り、多様な選抜方法により適する学生の選抜を行っている。

表 2-1-1 各学部学科のアドミッション・ポリシー

獣医学部のアドミッション・ポリシー
獣医学部では、高度な専門知識と技術を修得するとともに、生命倫理と慈愛の心を持ち、誠実・公正なる判断と対応ができる人材を育成するために、誠実で協調性に富み、旺盛な学習意欲と社会貢献への強い熱意を持った人材を求めている。また、獣医学および獣医保健看護学を学ぶために必要な高等学校教育の基礎的能力を十分に備え、入学後、臨床分野の知識や技術を修得するだけでなく、基礎分野、応用分野、動物福祉分野および環境保全分野といった幅広い領域に関心を持ち、関連領域における事象に対して高度な処理能力を修得できる人材を求めている。
獣医学科のアドミッション・ポリシー
獣医学科は、飼育動物診療、動物に関する保健衛生の向上、畜産業の発達、ならびに公衆衛生の向上に寄与する獣医師を育成するために、次のような人材を求めている。 (入学者に期待する事項) ・国際社会において活躍するために必要な基礎的英語力と獣医学を学ぶにあたり必要な数理的知識を有する人 ・高等学校までに学ぶことを期待する教科：国語・英語・数学・理科 ・論理的思考力を有し、自らの考えを簡潔に伝えることができる人 ・飼育動物診療、動物に関する保健衛生向上、畜産業の発達および公衆衛生の向上への強い関心・興味を持ち、獣医師として社会貢献を志す人 ・また、それを実行するための協調性や積極性を有する人 ・命あるものに深い愛情をもって接することができ、相手の立場に立つ思いやりをもつ高い倫理観を有する人
獣医保健看護学科のアドミッション・ポリシー
獣医保健看護学科は、社会貢献する獣医療技術者（動物看護師等）を育成するために、次のような人材を求めている。 (入学者に期待する事項) ・国際社会において活躍するために必要な基礎的英語力と獣医保健看護学を学ぶにあたり必要な数理的知識を有する人 ・高等学校までに学ぶことを期待する教科：英語・数学・理科 ・論理的思考力を有し、自らの考えを簡潔に伝えることができる人

- ・動物の健康および看護への強い関心・興味をもち、それを実践できるための協調性や積極性を有する人
- ・命あるものに深い愛情をもって接することができ、相手の立場に立つ思いやりを有する人

応用生命科学部のアドミッション・ポリシー

応用生命科学部では、動物科学と食品科学に関する学理の探究と技術の開発を修得するとともに、人類と動物の福祉に貢献できる人材を育成するために、食料・生命・環境に関する興味を持った人材を求めている。また、動物科学および食品科学を学ぶために必要な高等学校教育の基礎的能力を十分に備え、入学後、応用生命科学の知識や技術を修得するだけでなく、バイオサイエンス分野の先端技術や人類と動物の福祉に関心をもち、物事を地球レベルで考えられ、国際的に活躍する意欲を持つ人材を求めている。

動物科学科のアドミッション・ポリシー

動物科学科は、人類の福祉および地球環境の保全に資するとともに、社会貢献に寄与する専門職を育成するために、次のような人材を求めている。

(入学者に期待する事項)

- ・国際社会において活躍するために必要な基礎的英語力と生命科学を学ぶにあたり必要な数理的知識を有する人
高等学校までに学ぶことを期待する教科：国語・英語・数学・理科
- ・論理的思考力を有し、自らの考えを簡潔に伝えることができる人
- ・食資源動物の生産、管理や動物の生命、共生、社会性への強い関心・興味をもち、国際的な視野を持って人類の福祉および地球環境の保全に関わることを志している人
また、それを実行するための協調性、計画性や積極性を有する人
- ・動物への深い愛情をもち、生命に対する倫理観を有する人

食品科学科のアドミッション・ポリシー

食品科学科は、食料安全保障の向上に資するとともに、未来の食品科学の発展に寄与する専門職を育成するために、次のような人材を求めている。

(入学者に期待する事項)

- ・国際社会において活躍するために必要な基礎的英語力と生命科学を学ぶにあたり必要な数理的知識を有する人
高等学校までに学ぶことを期待する教科：国語・英語・数学・理科
- ・論理的思考力を有し、自らの考えを簡潔に伝えることができる人
- ・食品への強い関心・興味をもち、食の専門家として社会で活躍することを志している人
また、それを実行するための協調性、計画性や積極性を有する人
- ・食品のおいしさ・安全性・機能性や供給者としての倫理などの食品に関する問題意識をもつ人

【大学院】

大学院では、大学院学則第1条、第2条及び第4条に大学院・研究科・専攻の教育目的を定め、獣医学専攻博士課程では、動物の医療と保健の実践、及び人類の公衆衛生を支援する医学技術を備えた学究を行うとともに、人の倫理に応え、模範となる高度の獣医療専門職、教育者並びに研究者を、獣医保健看護学専攻博士前期課程では、獣医療及びヒトと動物の共生社会に寄与する獣医保健看護学の高度な大学院教育を実践し、生命倫理の理念に基づく獣医保健学及び獣医看護学に関する専門能力を有する専門職、教育者並びに研究者を、獣医保健看護学専攻博士後期課程では、獣医療及びヒトと動物の共生社会に寄与する獣医保健看護学の先端的な大学院教育を実践し、複雑化・多様化する社会に対応しうる創造力豊かで生命倫理の理念に基づいた将来の獣医保健看護学分野を担う高度の専門職、教育者並びに研究者を、応用生命科学専攻博士前期課程では、現在及び近未来の応用生命科学を遂行するために必要な広い知識と技術能力を備えた動物及び食品科学の専門職、教育者並びに研究者を、応用生命科学専攻博士後期課程では、生命科学新時代の開拓者として必要な先端的で高度な知識と技術能力を備えた動物及び食品科学の高度の専門職、教育者並びに研究者を育成している。これらの教育目的を踏まえ、表 2-1-2 のとおり、1 研究科 3 専攻にアドミッション・ポリシーを策定し、学校教育法施行規則第 172 条の 2 に基づき、大学ホームページ、入学者選抜要項、大学案内等により広く周知を図り、多様な選抜方法により適する学生の選抜を行っている。

表 2-1-2 大学院研究科・各専攻のアドミSSION・ポリシー

獣医生命科学研究科のアドミSSION・ポリシー
獣医生命科学研究科では、獣医学、獣医保健看護学および応用生命科学領域の基礎知識、国際化に対応し得る語学基礎、科学的倫理性を備え、入学後、各領域における技術革新、研究水準の向上、問題解決に積極的に取り組み、社会貢献への高い意欲を持つ人材を求めている。
獣医学専攻博士課程のアドミSSION・ポリシー
獣医学専攻博士課程は、動物の医療と保健の実践、および人類の公衆衛生を支援する医学技術を備えた学究を行うとともに、人の倫理に応え、模範となる高度の獣医療専門職、教育者ならびに研究者を育成するために、次のような人材を求めている。 (入学者に期待する事項) ・幅広い視野と獣医学の専門分野を学ぶための十分な基礎知識と国際的な視点を有し、かつ高い倫理性を身につけた人 ・獣医学の研究を通じて、社会の発展に貢献するという意識の高い人 ・独創的な研究課題を自ら設定する事ができ、その課題に果敢に挑戦し、自立して研究活動を推進する意欲のある人
獣医保健看護学専攻(博士前期課程)のアドミSSION・ポリシー
獣医保健看護学専攻博士前期課程は、獣医療およびヒトと動物の共生社会に寄与する獣医保健看護学の高度な大学院教育を実践し、生命倫理の理念に基づく獣医保健学および獣医看護学に関する専門能力を有する専門職、教育者ならびに研究者を育成するために、次のような人材を求めている。 (入学者に期待する事項) ・幅広い視野と獣医療およびヒトと動物の共生社会などの獣医保健看護学に関連した基礎知識と国際化に対応し得る英語力かつ高い倫理性を身につけた人 ・獣医保健看護学の研究を通じて、社会の発展に貢献するという意識の高い人 ・獣医保健看護学の専門的な研究に対し、自ら積極的に問題の設定、解決能力を修得する高い意欲がある人
獣医保健看護学専攻(博士後期課程)のアドミSSION・ポリシー
獣医保健看護学専攻博士後期課程は、獣医療およびヒトと動物の共生社会に寄与する獣医保健看護学の先端的な大学院教育を実践し、複雑化・多様化する社会に対応しうる創造力豊かで生命倫理の理念に基づいた将来の獣医保健看護学分野を担う高度の専門職、教育者ならびに研究者を育成するために、次のような人材を求めている。 (入学者に期待する事項) ・幅広い視野と獣医保健看護学の専門分野を学ぶための十分な基礎知識と国際的な視点を有し、かつ高い倫理性を身につけた人 ・獣医保健看護学の高度な研究を通じて、社会の発展に貢献するという意識の高い人 ・獣医保健看護学の専門的な研究に対し、自立して研究活動を推進する意欲がある人
応用生命科学専攻(博士前期課程)のアドミSSION・ポリシー
応用生命科学専攻博士前期課程は、現在および近未来の応用生命科学を遂行するために必要な、広い知識と技術能力を備えた動物および食品科学の専門職、教育者ならびに研究者を育成するために、次のような人材を求めている。 (入学者に期待する事項) ・応用生命科学の専門分野を学ぶための十分な基礎知識と国際化に対応し得る英語力かつ高い倫理性を身につけた人 ・動物科学または食品科学の研究を通じて、社会の発展に貢献するという意識の高い人 ・動物科学または食品科学の専門的な研究に対し、自ら積極的に問題の設定、解決能力を修得する高い意欲がある人
応用生命科学専攻(博士後期課程)のアドミSSION・ポリシー
応用生命科学専攻博士後期課程は、生命科学新時代の開拓者として必要な、先端的で高度な知識と技術能力を備えた動物および食品科学の高度の専門職、教育者ならびに研究者を育成するために、次のような人材を求めている。 (入学者に期待する事項) ・幅広い視野と応用生命科学の専門分野を学ぶための十分な基礎知識と国際的な視点を有し、かつ高い倫理性を身につけた人 ・動物科学または食品科学の高度な研究を通じて、社会の発展に貢献するという意識の高い人 ・動物科学または食品科学の専門的な研究に対し、自立して研究活動を推進する意欲がある人

2-1-② アドミSSION・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

【学部】

学部・学科の教育目的を踏まえ制定したアドミSSION・ポリシーに沿って幅広く学生を受入れるため、総合型選抜、学校推薦型選抜、特別選抜、編入学試験(学士)、編入学試験、共通テスト利用選抜、一般選抜などの多様な入学者選抜方法を取り入れている。

本学の特色として、獣医師後継者育成及び地域獣医療の充実に対する社会的要請及び地域産業の発展に応えることを目的として、獣医学科における特別選抜試験に「獣医師後継者育成及び地域獣医療支援」を設定するなどの幅広く学生の受入れの工夫を図っている。

また、アドミッション・ポリシーに基づき厳正かつ適正に入学選抜を実施するため、入学選抜に関わる学内組織として、入学試験委員会を設置し、入試方針の策定及び選抜方法や入試科目の決定等を行っている。入学試験委員会では、IR 推進委員会で毎年度作成している入試区分別調査(入学後の学生の成績、退学率、卒業後の進路等)の結果に基づき、入学選抜方法の妥当性について検証を行っている。

【大学院】

アドミッション・ポリシーに沿った学生を幅広く受入れるため、一般選抜、社会人特別選抜(一般、長期履修、短期履修)及び外国人留学生特別選抜の3種からなる多様な選抜方法を取り入れている。

また、各専攻の入学選抜は10月と3月の年2回実施し、研究科・各専攻のアドミッション・ポリシーに基づき厳正かつ適正に入学選抜を実施するため、研究科委員会において入試方針の策定及び選抜方法や入試科目の決定等を行っている。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【学部】

大学設置基準第18条に基づき、大学学則第3条第2項に入学定員及び収容定員を定め適切な学生受入れ数を維持している。入学定員充足率は、獣医学科では1.00、獣医保健看護学科では1.00、動物科学科では0.96、食品科学科では0.96であり、収容定員充足率は大学全体で0.97となっている。入学定員に対する入学者の推移と収容定員充足率は、表2-1-3のとおりである。

表 2-1-3 学部の入学定員に対する入学者数の推移と収容定員に対する在籍者数の比率

学部	学科	令和2(2020)年度			令和3(2021)年度			令和4(2022)年度		
		入学定員	入学者数	比率	入学定員	入学者数	比率	入学定員	入学者数	比率
獣医学部	獣医学科	80	80	1.00	80	80	1.00	80	80	1.00
	獣医保健看護学科	100	100	1.00	100	99	0.99	100	100	1.00
応用生命科学部	動物科学科	100	100	1.00	100	100	1.00	100	96	0.96
	食品科学科	90	71	0.79	90	55	0.61	70	67	0.96
大学全体		370	351	0.95	370	334	0.90	350	343	0.98

収容定員に対する在籍者数の比率 令和4年5月1日現在				
学部	学科	収容定員	在籍者数	比率
獣医学部	獣医学科	480	516	1.08
	獣医保健看護学科	400	396	0.99
応用生命科学部	動物科学科	400	381	0.96
	食品科学科	340	273	0.80
大学全体		1,620	1,566	0.97

【大学院】

大学院設置基準第10条に基づき、大学院学則第7条に入学定員及び収容定員を定め適切な学生受入れ数を維持している。入学定員充足率は研究科全体で1.25、収容定員充足率は研究科全体で0.91となっている。大学院の入学定員・収容定員及び入学者数・在籍者数は、表2-1-4のとおりである。

表2-1-4 大学院の入学定員・収容定員と入学者数・在籍者数 令和4年5月1日現在

専攻(課程)	入学定員	入学者数	比率	収容定員	在籍者数	比率
獣医学専攻博士課程	8	5	0.63	32	20	0.63
獣医保健看護学専攻博士前期課程	5	9	1.80	10	16	1.60
獣医保健看護学専攻博士後期課程	2	2	1.00	6	4	0.67
応用生命科学専攻博士前期課程	7	13	1.86	14	22	1.57
応用生命科学専攻博士後期課程	2	0	－	6	0	－
研究科全体	24	29	1.21	68	62	0.91

入試問題の作成は、以下のとおり行っている。

【学部】

入学試験問題は大学自ら作成している。作成者は入学試験委員長・副委員長で審議の上決定する。なお、本学では全学科の一般選抜の独自試験において、記述式問題を導入している。特に、理科の出題については、基礎的な「知識・技能」を評価するための選択式問題や短答式問題に加え、自らの考えを立論し、それを表現する力「思考力・判断力・表現力」を評価するため数式、図表、グラフ等を活用した記述式問題を出題している。

【大学院】

入学試験問題は大学自ら作成している。作成者は各専攻委員会で審議の上決定する。

【エビデンス集・データ編】

資料共通基礎 様式2

表2-1 学部、学科別在籍者数（過去5年間）

表2-2 研究科、専攻別在籍者数（過去3年間）

【エビデンス集・資料編】

資料2-1-1 日本獣医生命科学大学 GUIDE BOOK(大学案内) 資料F-2と同じ

資料2-1-2 大学ホームページ 教育上の目的・3つのポリシー 資料1-1-4と同じ

資料2-1-3 2022年度入学者選抜要項(学部) 資料F-4と同じ

資料2-1-4 2022年度学生募集要項(大学院獣医学専攻博士課程) 資料F-4と同じ

資料2-1-5 2022年度学生募集要項(大学院獣医保健看護学専攻博士前期課程)
資料F-4と同じ

資料2-1-6 2022年度学生募集要項(大学院獣医保健看護学専攻博士後期課程)
資料F-4と同じ

資料2-1-7 2022年度学生募集要項(大学院応用生命科学専攻博士前期課程)

資料 F-4 と同じ

資料 2-1-8 2022 年度学生募集要項(大学院応用生命科学専攻博士後期課程)

資料 F-4 と同じ

資料 2-1-9 【分析報告書】入試区分別調査 2021

(3) 2-1 の改善・向上方策(将来計画)

一般選抜における主体性評価導入の一環として、令和 5(2023)年度学部入学者選抜より、一般選抜 WEB 出願時の「志望理由等」の入力内容を、調査書の記載内容とともに合否ラインで志願者が同点で並んだ場合の合否判定に利用する。

また、学部入学者選抜においては、入学試験委員会が中心となり入学定員充足率が 1.0 となるよう定員管理を進める。また、大学院入学者選抜においては、TA(Teaching Assistant)及び RA(Research Assistant)制度を受験生に周知することなどにより収容定員充足率改善を目指す。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2 の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」

(2) 2-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

学生が充実した学生生活を築くために、教職協働により学生支援を行っている。

事務部では平成 30(2018)年 4 月に学生支援業務と授業支援業務を統合して、学生に対するワンストップサービスを提供していた「教務・学生課」から、履修登録、授業、試験、単位認定、進級及び卒業などの授業支援業務を「教務課」として独立させた。そして、学生支援業務と「キャリア支援センター」のキャリア支援業務を統合し、学生支援業務を幅広く統括する組織を構築するため「学生支援課」として改組した。

また、各学科教員を各学年に 2 人を担任として配置し、教務部、学生部、学生相談室、保健センター、事務部(教務課、学生支援課)の緊密な連携による教職協働による体制を整備している。教員を中心に構成する教務委員会及び学生部委員会の方針・実施計画に基づき、入学前教育、初年次教育、オリエンテーション及びカリキュラムガイダンスにおける履修・学修指導、オフィスアワー制度、成績不振学生に対する担任面談、保護者面談会、そして学生相談室が中心となり障がいのある学生の学修サポート等を協働して実施している。また、各委員会の活動を事務職員がサポートして実施する体制が整備されている。なお、教務委員会は教員と事務職員が委員として参加し、教職協働の体制を整備して運営している。

また、初年次教育として、平成 30(2018)年より学生部委員会の企画・運営により「人権教育ワークショップ」を導入し、専門の講師による新入生の人権教育、学生同士の交流に加えてコミュニケーション力の醸成と倫理面の指導を行うために特に力を入れている。

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

障がいのある学生への配慮について、本学では平成 30(2018)年 1 月 1 日に「障がいのある学生支援に関する基本方針」を制定し、この方針に基づき対応している。まず、障がいのある入学受験希望者には障がいの現状について聞き取りを行い、授業や実習を見学する機会も設けて具体的な支援に関する希望を聞き、学修生活で不便のないようにするにはどのような支援ができるかを検討している。入学後に支援を希望する学生あるいは支援が必要と思われる学生には、学年担任等が当該学生の面談を行い、大学への配慮申請等のサポートを行っている。

障がいのある学生の相談窓口としては、「学生相談室」(教員)と「学生支援課」(事務職員)が中心となり、配慮の必要な学生から届け出される「支援申請書」に基づき、大学として実施可能な支援内容をまとめ、支援に関して学長が学生本人と交わす「合意書」を作成している。その内容を基に、「学生支援課」と「教務課」が連携し、関係する教員又は学生アルバイトの支援スタッフ等にチューターとして支援依頼をする協働体制を構築している。

オフィスアワーについて、学生は大学ポータルのオフィスアワー検索を利用することにより、学部、大学院におけるすべての教員のオフィスアワーを確認することができる、同時に教員の E-Mail アドレスも掲載されているため、予め設定された時間帯以外でも相談を行うことが可能となっている。なお、本学では大学ポータルとは別に大学の授業運営を効果的に支援する学修支援システム(LMS: Learning Management System)を平成 27(2015)年に導入を決定し、翌年の平成 28(2016)年より本格的に稼働させている。その学修支援システムを利用し、学期末に行う「遠隔授業に関する期末アンケート」にオフィスアワーについての質問を設け、周知状況を確認し改善に努めている。また、学年担任が行う成績不振学生への個別学修指導についても、オフィスアワー制度を利用して実施している。

図 2-2-1 オフィスアワー案内 (日本獣医生命科学大学ポータル内)

教員情報	
氏名	近江 俊徳
所属	日本獣医生命科学大学 獣医学部 獣医保健看護学科
2022年度	
オフィスアワー	前期 火曜日 16時から17時 後期 金曜日 16時から17時
研究室	B棟4階 獣医保健看護学基礎部門比較遺伝学研究分野
電話番号	5433
E-Mail	tomi@nvlu.ac.jp
備考	予めメールにて連絡後、直接研究室まで来室して下さい。
更新日時	2022/04/01 12:00

閉じる

図 2-2-2 オフィスアワーに関する調査結果(令和3年度)

※学修支援システム> 遠隔授業実施に伴うアンケート> 授業状況> 教材実施状況(アンケート)> 集計結果
「遠隔授業に関する期末アンケート」より抜粋



TAについては、毎年度大学院博士前期課程学生のほぼ全員がTAとして採用されており、学部教育における実験・実習補助、学生への助言、グループワークなどの補助等を行うことで、教員の教育活動の支援を行っている。また、TA研修会で、TAの目的、業務内容、心得を伝えることで、TAの本来あるべき姿について意識づけを図っている。なお、令和4(2022)年度より獣医学専攻博士課程、獣医保健看護学専攻博士後期課程及び応用生命科学専攻博士後期課程がTA業務をRA(Research Assistant)業務と兼務して行う予定である。

中途退学、休学及び留年への対応策については、学部及び大学院において下記のとおり実施している。

【学部】

本学は担任制度を採用しており、学籍異動(休学・退学等)に係る対応は学年担任を中心に事務職員と連携の上で行っている。

「進級が危ぶまれる学生及び成績順位下位学生(概ねGPA(Grade Point Average)が2.00以下の学生で、全体の1割程度が該当する)」を成績不振学生とし、学年担任が個別学修指導を実施している。必要に応じ、保護者にも連絡を取り、保護者も含めた学年担任による面談を実施している。

表 2-2-1 退学者数(過去3年間)

	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)
獣医学科	6人	3人	2人
獣医保健看護学科	5人	1人	0人
動物科学科	10人	6人	10人
食品科学科	4人	6人	11人
合計	25人	16人	23人

表 2-2-2 留年者数(過去3年間)

	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)
獣医学科	21人	6人	18人
獣医保健看護学科	1人	2人	1人
動物科学科	2人	8人	6人
食品科学科	6人	11人	6人
合計	30人	27人	31人

※詳細は【エビデンス集・データ編】表 2-3

表 2-2-3 学生相談室主催「ワークショップ」実績(過去3年間)

令和3年度 (2021)	2021年9月:「パスタをよく知ってより美味しく」(オンライン開催) 2022年2月:「みんなで動物園を楽しむイベントを考えよう」(オンライン開催)
令和2年度 (2020)	2020年9月:「動物解説員の仕事」(オンライン開催) 2021年2月:「ニチジュウアマビエコンテスト」(オンライン開催)
令和元年度 (2019)	2019年8月:「アイスクリームと木の匙を作ろう」 2019年9月:「動物園ツアー」 2020年1月:「動物愛護の現場をのぞいてみよう」

図 2-2-3 学生相談室ワークショップ「アイスクリームと木の匙を作ろう」(令和元年度開催)



【大学院】

大学院生は個々の学修意欲が高く、所属研究室において指導教員が学生とコミュニケーションを取りながら、研究進捗状況等を把握して学位取得に向けた適切な対応を行うことで、中途退学者(満期退学者を除く)、休学者及び留年者はほとんど出ていない。学生の状況を指導教員が事務職員と連携し、しっかりと把握し対応している。

【エビデンス集・データ編】

表 2-3 学部、学科別退学者数及び留年者数の推移(過去3年間)

【エビデンス集・資料編】

資料 2-2-1 初年次教育プログラム(令和4年度)

資料 2-2-2 情報講習会テキスト(令和4年度)

資料 2-2-3 日本獣医生命科学大学ティーチング・アシスタントに関する規則

資料 2-2-4 TA 研修会プログラム(令和2年度)

資料 2-2-5 成績不振学生への個別学修指導(令和3年度)

資料 2-2-6 大学ホームページ 配慮の必要な学生に対する取り組み・支援「日本獣医生命科学大学障がいのある学生支援に関する基本方針」

資料 2-2-7 大学ホームページ 学生相談室・保健センター

(3) 2-2 の改善・向上方策(将来計画)

学修支援体制を強化するため、引き続きカリキュラムや学生に合わせた入学前教育、初年次教育、オリエンテーション及びカリキュラムガイダンスにおける履修・学修指導等を充実させるとともに、各学科におけるリメディアル教育の導入を検討する。

現在障がいのある学生が全学科ともに増えつつあり、令和3(2021)年度では8名の配慮

の必要な学生が支援に関する「合意書」を交わしている。今後、様々な障がいのある学生が入学してきた場合を考え、支援体制の拡充を図り、TA や学部生のチューター制度の確立と専門の職員を増員する等、「学生相談室」を中心にその機能の充実が求められており、関係する部署が連携し支援体制を強化する。

オフィスアワーの周知については、引き続き大学ポータルから積極的に行い、より学生が利用しやすいよう、オフィスアワーのメリットについて、より具体的に学生に伝える工夫を行う。

TA 業務は、教員の教育活動の支援において必要不可欠なものであることから、TA 業務と RA 業務の両立を学業に支障のない範囲で、現在 RA 業務を行っている獣医学専攻博士課程、獣医保健看護学専攻博士後期課程及び応用生命科学専攻博士後期課程に認めることで、教育活動のさらなる充実を進める。

中途退学、休学及び留年への対応策として、学部の学年担任教員、事務職員、保護者が連携を取り、さらに 3 年次以上は学生が所属する研究室の教員と学年担任教員も加わって、学修や生活に困難を抱える学生の相談窓口となり、問題の解決に力を注ぐ。また、学生部委員会、学生相談室のイベントを通して、仲間づくりを促進し、大学への帰属意識を高めて大学離れを防止し、学生個々の学修意欲を高め、中途退学率の減少を目指す。大学院では、今後とも指導教員が学生の状況を把握して速やかに支援につなげられるよう、学生が学修や生活に関する問題を相談できる体制を維持する。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3 の自己判定

「基準項目 2-3 を満たしている。」

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

学生が自らの視野を広げ、進路を具体化し、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力や態度を、専門分野の学修を通して伸長・深化させていくことを目的に、各教育課程においてキャリア教育を実施している。特に、勤労観・職業観等を育成・確立させ、社会・職業への移行を見据えたキャリア教育を設定している。

また、教育課程外においても、本学の専門性を活かし、卒業後、獣医療人又は生命科学者として各分野で活躍できるよう就職支援を行うこととしている。

■各教育課程でのキャリア支援

各教育課程内の取組みとしては、学生のキャリアイメージにつながるよう、キャリアビジョンを明確化する科目、仕事社会の洞察、専門の視点を組み込むような職業理解に関する講義・実習(インターンシップ)等を設定している。

表 2-3-1 各教育課程内のキャリア支援科目(キャリアビジョンを明確化する科目)

獣医学科	獣医学概論、臨床獣医学概論、病院経営学、学外実習（基礎・専門）、獣医総合実習（臨床）
------	--

獣医保健看護学科	獣医保健看護学概論、獣医保健看護体験実習Ⅰ、動物臨床看護学実習、動物看護総合実習Ⅰ・Ⅱ、学外活動実習Ⅰ～Ⅲ
動物科学科	農業経営経済原論、動物飼育管理実習、キャリア形成支援講座、動物科学学外実習Ⅰ・Ⅱ、農場実習
食品科学科	食品セミナーⅠ・Ⅱ、特別講義、食品科学基礎研究Ⅰ～Ⅲ

■教育課程外でのキャリア支援

教育課程外での取組みとして、自己理解を促す取組み、社会(業界・業種)への理解を促す取組み、専門職・研究者を育てるキャリア支援、行政・公立機関への就職支援の4つを取組みの柱としている。キャリア教育のための支援体制の整備については、大学設置基準第42条の2「社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を培うための体制」の整備として、教員で組織するキャリア支援委員会と学生支援課が連携して、学生の進路相談、学生の進路指導、学生の就職企業の開拓、学生の就職斡旋、学生の進路動向の調査、インターンシップ、その他学生の進路支援に関する事項を担当している。

具体的には、キャリア支援委員会において就職ガイダンスの内容を審議・改編し、就職活動で鍵を握るインターンシップ対策の強化をはじめ、大学院進学にもフォーカスを置いた「大学院進学セミナー」など、昨今のキャリア支援の時代にあったメニューの刷新を毎年行っている。特に、平成29(2017)年度から開催しているプログラムに本学同窓会協賛の「学内OB・OG訪問会」があるが、身近な先輩社会人との接点を持てる効果的な就職ガイダンスの一つであり、社会的・職業的自立に関する支援体制を強化するために引き続き開催していく。

就職・進学に対する相談・助言体制の整備及び運営として、現在のキャリア支援業務担当部署は、平成30(2018)年4月にキャリア支援センターから学生支援課へ統合・改組され、キャリア支援相談室を設置し運用している。キャリア支援相談室ではキャリアカウンセラーの有資格者を配置し、学部就職活動生だけでなく大学院生・卒業生も対象とするとともに、低学年からのキャリア支援面談や就職・進学に対する適切な相談・助言を実施している。特に平成30(2018)年度の卒業生は、希望者全員が就職・進学できたという優れた実績が残せた。

新型コロナウイルス感染症の影響による大学入構の制限を受け、令和2(2020)年3月からオンラインWEB面談の仕組みを構築して、不安を抱える最上級生、就活学年次の学生に寄り添う対応が取られている。さらに、平成28(2016)年度から日本獣医生命科学大学後援会(旧父母会、以下、後援会)主催による「就職活動説明会」を新たに開催し、キャリア支援委員会と後援会との協力体制も構築した。

表2-3-2 インターンシップ受入実績(過去3年間の主な受入れ先)

獣医学科	厚生労働省健康局、農林水産省動物検疫所、農研機構、京都市動物園、島根県、山梨県、群馬県、NOSAI山形、日本中央競馬会 競走馬総合研究所、マリンワールド海の中道
獣医保健看護学科	農林水産省動物検疫所、横浜市保健所、(一財)日本盲導犬協会、テルモ(株)、富士フィルム VET システムズ(株)、(株)LSI メディエンス

日本獣医生命科学大学

動物科学科	農林水産省動物検疫所、北海道大学北方生物圏フィールド科学センター、千葉県畜産総合研究センター、(一財)日本盲導犬協会、(社)日本聴導犬協会、(株)マザー牧場
食品科学科	横浜市保健所、農業・食品産業技術総合研究機構

表 2-3-3 学内 OB・OG 訪問会開催実績(過去 5 年間)

開催年度	協力企業
平成 29(2017)年度	DVMs どうぶつ医療センター横浜、埼玉県警察科学捜査研究所、NOSAI 埼玉、ホンダ動物病院、アニコム損害保険(株)、シミック(株)、全農(千葉県本部)、(株)中村屋、江東区(保健所)
平成 30(2018)年度	コージンバイオ(株)、地方競馬全国協会(NAR)、日産化学(株)、(株)ライオン、フィード・ワン(株)、昭和産業(株)、(独)農林水産消費安全技術センター、(株)ロッテ、(財)材料科学技術振興財団
令和元(2019)年度	農林水産省、エーザイ(株)、いなば食品(株)、フジタ製薬(株)、プリマハム(株)、森永酪農販売(株)、(株)中村屋、(一財)日本食品分析センター
令和 2(2020)年度	農林水産省(動物検疫所)、日本全薬工業(株)、(一財)日本食品分析センター
令和 3(2021)年度	農林水産省、アニコム損害保険(株)、東亜薬品工業(株)、伊藤ハム(株)

表 2-3-4 学部卒業生進路決定率(過去 5 年間)

学部	学科	進路	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2021)	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)
獣医学部	獣医学科	就職	100%	100%	98.8%	100%	97.4%
		進学	100%	100%	100%	100%	100%
	獣医保健 看護学科	就職	100%	100%	98.8%	95.2%	96.2%
		進学	100%	100%	100%	100%	91.7%
応用生命科 学部	動物科学科	就職	98.6%	100%	100%	97.3%	94.7%
		進学	100%	100%	100%	100%	88.2%
	食品科学科	就職	98.7%	100%	100%	96.2%	97.4%
		進学	100%	100%	100%	100%	100%

表 2-3-5 キャリア支援面談受入数の推移(年間受入人数)

受入年度	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)
学部生	1,199 人	805 人	736 人	322 人	343 人
大学院	—	42 人	18 人	5 人	10 人
既卒生	—	26 人	17 人	7 人	8 人
合計	1,199 人	873 人	771 人	334 人	361 人

*2018 年 4 月より学生支援課(キャリア支援相談室)にて対応

【エビデンス集・データ編】

表 2-4 就職相談室等の状況

表 2-5 就職の状況(過去 3 年間)

表 2-6 卒業後の進路先の状況(前年度実績)

【エビデンス集・資料編】

資料 2-3-1 大学ホームページ キャリア支援 キャリア支援委員会

資料 2-3-2 大学ホームページ キャリア支援 学生支援課

資料 2-3-3 大学ホームページ キャリア支援 取り組み

資料 2-3-4 就職ガイダンス日程 令和 4 年度(2024 卒向)

(3) 2-3 の改善・向上方策(将来計画)

今後、さらに多くの学生が利用できるよう面談日程・方法の周知を定期的に行うようにする。インターネットの普及により、キャリア支援メニュー情報の分散化・複雑化が叫ばれる中、本学ならではのより魅力ある学内の就職支援プログラムを作ることが、就職ガイダンスやキャリア面談の参加者数を増加させるため、新しいプログラムにより、本学学生の良質なキャリア形成のため「社会人基礎力」を醸成させるのが目標である。まず、令和 4(2022)年度は、本学着任前に企業などで就業経験のある教員が所属していた業界・歩んできたキャリアについて講演する「実務家教員によるキャリアセミナー(仮題)」も実施予定であり、社会的・職業的に自立を目指せる学生指導に活かしていく。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

「基準項目 2-4 を満たしている。」

(2) 2-4 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-4-① 学生生活の安定のための支援

本学では、大学設置基準第 42 条に基づき、学生サービス及び厚生補導のために、学生部、学生相談室、学生支援課等の組織を設置し、連携して対応している。

学生部は、学生部長、各学科の各学年の担任等から構成され、学生の修学、課外活動、福利、厚生等の指導及び助言に関することや学生の賞罰に関することについて担当しており、学生部の円滑な運営、業務遂行を図るため、学生部委員会を設置している。また、学生部には学生相談室が置かれ、学生の相談やカウンセリングを担当している。

このほか、本学に保健センターを設置し、学部学生や大学院生のみならず、教職員も含めた健康管理を主たる業務として行っている。

学生サービスに係る業務は、学生支援課が主に担っており、様々な学生相談からはじまり、学割の交付、教室等の貸出、奨学金に関すること等、多岐にわたっている。

本学が設置されている武蔵境キャンパスに日本医科大学基礎科学課程が置かれ、その 1 年次の学生が同じキャンパスで学んでいる。両大学学生の交流促進のため、平成 28(2016)年度から大学祭・体育祭を合同で行うほか、両学長を交えた「1 年生交流会」等、学生同士、学生と教員の活発な交流がある。但し、令和 2(2020)年度と令和 3(2021)年度における上記催事・イベントは、いずれも新型コロナウイルス感染症の感染状況の拡大によりやむを得ず中止となっている。

図 2-4-1 日本医科大学との「1 年生交流会」
(平成 31(2019)年 4 月 22 日開催)



図 2-4-2 医獣祭
(令和元(2019)年 11 月 1～3 日開催)



奨学金など学生に対する経済的な支援について、令和 2(2020)年度より修学資金新制度の登録大学として、利用希望者の募集・申請をしている。2 年目の令和 3(2021)年度は前期 81 人、後期 87 人が本制度を利用した。

本学独自の奨学金制度として「日本獣医生命科学大学奨学金」を設けており、給付型と貸与型の 2 種類がある。在学中に父母等保証人(学費負担者)の死亡・傷病・失業や災害(地震・風水害等)そのほかの理由により経済的に困窮して著しく修学が困難となった者への大学独自の奨学金で、例年 1～2 人を奨学生として採用している。令和 3(2021)年度は、奨学金選考委員会を経て全応募者 2 人を採用した。

さらに、令和 3(2021)年度には、学生部の提案により、緊急措置として暫定的に後援会によるコロナ禍の低学年学生の支援を目的に給付型奨学金制度ができ、7 人の学生がその支援を受けた。また本学同窓会にも学部最終学年の学生のための給付型奨学金があり、経済的困窮学生を支援する制度が整備されている。さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により「学生等の学びを継続するための緊急給付金」が文部科学省で創設され、奨学生選考委員会にて厳正な選考を行った結果、生活困窮が認められた 177 人に対し各 10 万円が支給された。

「獣医師修学金制度」という地方自治体の獣医師不足解消のための修学支援制度も積極的に活用してもらうよう周知し、毎年数人が申請している。近年、民間企業の設立した奨学金財団による給付型奨学金の募集が多くなり、積極的に周知し学生も積極的に利用している。

さらに平成 28(2016)年度より、後援会による「学生への学会等学術活動への支援」の公募制度が設立され、毎年一定数の学生が学会等の学術活動に資金面での支援を受けられ、安心して学術活動ができる環境がある。令和 2(2020)年度には新型コロナウイルス感染症により、学会のオンライン開催が相次ぎ、本支援もオンラインによる学術活動への支援も認める制度に改善された。

また、「日本獣医生命科学大学特待生に関する細則」により、学業成績が特に優秀で人物に優れた者、各学科各年次 3 人に対し「武蔵野賞」が授与され、首席の者(各学科各年次 1 人)は翌年度の授業料と実習費の 2 分の 1 を、次席の者(各学科各年次 2 人)は翌年度の授業料の 2 分の 1 を免除されることが定められており、学習意欲を鼓舞している。

なお、その他に特別学資ローンとして、オリエントコーポレーションの「学費サポートプラン」という学生の保護者(学費負担者)を対象にした授業料の分割払いサービスがある。これは、平成 24(2012)年にオリエントコーポレーションと学校法人日本医科大学が提携し開始され、学納金を上限として借入可能で卒業後最長 12 年間で返済するものである。

表 2-4-1 大学独自の奨学金給付・貸与状況(授業料免除制度)*令和 3(2021)年度実績

奨学金の名称	種別	支給学生数(a)	支給対象数(b)	比率(a/b)	備 考
日本獣医生命科学大学奨学金	貸与	2 人	1,605 人 学部学生	0.1%	授業料と実習費の年額の 2 分の 1 を限度とする。
日本獣医生命科学大学奨学金	給付	0 人	1,605 人 学部学生	0.0%	
特待生制度 (武蔵野賞)	授業料免除	42 人	1,605 人 学部学生	2.5%	学業成績が特に優秀で人物に優れた学生、各学科学年 3 名を特待生として、翌年次の学費の一部を免除する。
大学院私費留学生授業料減免	授業料減免	1 人	54 人 大学院生	1.9%	本国からの仕送り額、奨学金受給額、アルバイト収入額等の年間合計金額が 350 万円を超えない私費留学生に対し、授業料の 30%を免除する。

図 2-4-3 「ふれあい乗馬会」※令和元(2019)年度開催



学生の課外活動への支援については、学生部で例年、医獣祭、体育祭、新入生歓迎会への支援を行っている。学生の課外活動の一つに、地域・社会貢献度の高いボランティア活動の「ふれあい乗馬会」がある。この活動は学生を中心として実行委員会が大学の支援のもと年 2 回開催し、障がい者が乗馬体験やいろいろな小動物と触れ合う機会を創出している。大学はその活動に特別な資金援助をしているほか、教職員も積極的に参加し、活動を支援している。但し、令和 2(2020)年度と令和 3(2021)年度は、新型コロナウイルス感染予防を優先し、ほとんどの学内行事が中止になり、例年同様には課外活動への支援を行うことができなかった。

学生部としては、令和 2(2020)年度もクラブ・サークル活動は、原則活動禁止の姿勢を取りながら、公式な大会・イベント等、そのクラブ・サークルの存続が危ぶまれるものに関しては、主催団体の新型コロナウイルス感染防止ガイドライン等の基準に則り、活動申

請内容を吟味し許可を出した。令和 3(2021)年 9 月「日本獣医生命科学大学新型コロナウイルス感染拡大のための行動指針(学生部関連)」の中に「コロナ禍課外活動フェーズ」を策定し、東京都の新型コロナウイルス感染状況に準じてフェーズを決め、クラブ・サークル活動等の課外活動に対しては 3 密対策を厳重に管理しながら、フェーズに定められた範囲での活動を許可した。クラブ・サークルへは、活動の存続のため、例年どおり資金援助を行う予定である。

表 2-4-2 学生の課外活動への支援状況(過去 5 年間)

	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)
サークル活動	19 件	19 件	19 件	20 件	20 件
ボランティア活動	2 件	2 件	2 件	0 件	0 件
大学祭援助金	1 件	1 件	1 件	0 件	0 件
新入生歓迎実行委員会援助金	1 件	1 件	1 件	0 件	1 件

学生の心身に関する健康相談、心的支援、生活相談などについては、学生相談室と保健センターが連携して適切に対応している。身体面の支援としては、保健センターに校医及び看護師を配して、定期健康相談のほか、個別の健康相談に対応している。心的支援及び生活相談としては、学生相談室では 2 人のカウンセラー（臨床心理士）によるカウンセリングを開設しており、学生生活の悩み、不安等、多岐にわたる相談に対応している。

また、新型コロナワクチンの職域接種を実施した。1 回目接種は令和 3(2021)年 7 月 5 日から 7 月 9 日まで 5 日間で 1,020 人、2 回目接種は令和 3(2021)年 8 月 2 日から 8 月 6 日まで 5 日間で 1,012 人、3 回目接種は令和 4(2022)年 4 月 7 日から 4 月 9 日まで 3 日間で 575 人の学生に接種した。

【学生相談室】

非常勤のカウンセラー（臨床心理士）の面談による個別相談は予約制により受け付けており、また、学生相談室員による個別相談は、学生支援課を窓口とした電話やメール、面談での相談受付により行っている。

このほか、大学幹部や学年担任、教職課程を選択する学生の協力を得て実施している学生ホールでの昼休み学生相談は、本学が特に力を入れている学生サービスの一つである。令和元(2019)年 4 月より、それまでの開催曜日毎の個別名称から「学生相談」と統一したわかりやすい名称に改正した。令和 2(2020)年は新型コロナウイルス感染症の影響による大学入構の制限に伴い、学生相談も休止したが速やかに Web システムを使ったオンラインによる遠隔相談に対応できる面談体制を構築した。オンラインでは相談しにくい現状がわかったため、対面方式を少しずつ戻し、令和 4(2022)年度からは本格的に対面での学生相談を再開している。

- ・月曜日 学長・学部長など大学首脳との対話コーナー
- ・火曜日 2 学年以上の担任との面談・相談

- ・水曜日 1 学年担任との面談・相談
- ・木曜日 学生相談室の教員との面談・相談
- ・金曜日 本学の(教職課程の)学生が話し相手・相談相手

表 2-4-3 学生相談実績(過去 4 年間)

(単位: 件)

	平成 30(2018)年					令和元(2019)年					令和 2(2020)年					令和 3(2021)年				
曜日	月	火	水	木	金	月	火	水	木	金	月	火	水	木	金	月	火	水	木	金
昼休み学生相談	4	29	16			5	7	7	8	2	オンラインでの相談体制を取ったが、利用者なし					1	1	27	3	1
カウンセリング	—		120	—	111	—		138	—	71	—		36	—	14	—		72	—	38

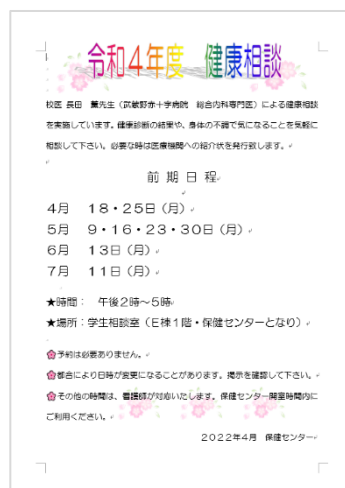
※臨床心理士によるカウンセリング: 水曜日・金曜日に実施

【保健センター】

保健センターでは、平日 8 時 30 分から 17 時 00 分まで看護師が常駐し、学内で発生した傷病者の手当てを行っている。重度の負傷により医療機関での診察や治療が必要と判断される場合は、最寄りの病院を紹介するとともに学生傷害保険を案内することで受診による学生の経済的負担を軽減するよう努めている。

また、学生が健全な状態で大学生活を送ることができるよう「校医による健康相談」を実施している。「校医による健康相談」は令和 4(2022)年度前期については全 8 回(各 3 時間)の実施を予定している。

図 2-4-4 令和 4 年度 校医による健康相談(ポスター)



なお、日々生じる心身の健康に関する相談や、学生生活、人間関係による悩みなど、多岐にわたる相談を常時保健センターで受け付けている。相談内容により、受診が必要な場合は医療機関、心理的支援が必要な場合は学生相談室、そして学生生活に関する意見等がある場合は学生部へ案内することで対応している。さらに定期的に保健センター運営委員会を開催し、委員の間での情報共有と適切な対応策を見出すべく話し合いの機会を設けている。

表 2-4-4 保健センター相談件数実績(過去 5 年間)

年度	平成 29(2017)年度	平成 30(2018)年度	令和元(2019)年度	令和 2(2020)年度	令和 3(2021)年度
健康相談	1,606 件	1,463 件	1,375 件	555 件	1,461 件

コロナ禍において経済的に困窮している学生に対しては、生理用品の無償配布を令和 3(2021)年度より始め、令和 4(2022)年度も継続して実施している。また、本学では、令和 2(2020)年 7 月 31 日作成の「新型コロナウイルス感染症対応手順」に基づいて新型コロナウイルス感染者に対する聞き取り調査を行い、濃厚接触者の特定とともに関係部署へ感染

状況を報告することで感染拡大予防措置を講じている。さらに、令和4(2022)年2月24日付で「新型コロナウイルス感染症対応手順」を改正するとともに、対応手順のフローシートを新規で作成することによって感染症対応を円滑に進められるように改善した。

【エビデンス集・データ編】

表2-7 大学独自の奨学金給付・貸与状況(授業料免除制度)(前年度実施)

表2-8 学生の課外活動への支援状況(前年度実績)

表2-9 学生相談室、保健室等の状況

【エビデンス集・資料編】

資料2-4-1 日本獣医生命科学大学新型コロナウイルス感染症対応手順

資料2-4-2 新型コロナウイルス対応フロー

資料2-4-3 大学ホームページ 配慮の必要な学生に対する取り組み・支援「日本獣医生命科学大学障がいのある学生支援に関する基本方針」 資料2-2-6と同じ

資料2-4-4 大学ホームページ 奨学金

資料2-4-5 大学ホームページ ニュース「高等教育の修学支援新制度について」

資料2-4-6 日本獣医生命科学大学の新型コロナウイルス感染拡大に対する行動指針

資料2-4-7 獣医師修学資金制度一覧 (令和4年度)

(3) 2-4の改善・向上方策(将来計画)

学生対応や相談事項が多様化する時代になっていることを踏まえて、職員の技能や専門的な知識をさらに深めていくため、学生支援・相談職員の専門性を明確にし、専門的な研修会等への積極的な参加を促進し、養成する。

既存の奨学金制度の情報が経済的支援の必要な学生に漏れなく届き、希望者が応募できるように、「日本獣医生命科学大学ポータル」での配信に留まらず、あらゆる手段を用い周知徹底する。また令和3(2021)年度、後援会との連携により新しく奨学金制度を立ち上げたように、コロナ禍のような緊急事態に備えた即効性のある奨学金制度を実態に合わせて整備し、積極的に周知・普及させ、経済的困窮による学生の中途退学等の防止に努める。

コロナ禍で希薄になっている学生自治活動の中心をなす「学友会執行委員会」との連携・協力を深め、課外活動を行う上で学生の要望をより汲み取れる体制を整え、学生自身の持つ自主的活動力を引き出し、結果として学生の学修意欲をも高めることを目指す。

新型コロナウイルス感染対策への大学の対応を学生にも理解してもらえよう、正確に遅滞なく伝え、学内の安心・安全な学修環境整備を行う。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5の自己判定

「基準項目2-5を満たしている。」

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

■キャンパス

本学キャンパスは東京都武蔵野市に所在し、JR 中央線武蔵境駅を挟み、東側に第一校舎（獣医学部獣医学科・獣医保健看護学科、応用生命科学部動物科学科・食品科学科、付属動物医療センター、付属図書館（以下、「図書館」という。）、付属ワイルドライフ・ミュージアム、アリーナ（体育施設兼大講堂）、生命科学総合研究センター共同研究室等）、西側に第二校舎（学生施設、生命科学総合研究センター等）及び馬場・厩舎を擁している。

大学設置基準第 37 条「校地の面積」について、大学設置基準上必要な面積は 16,200 m²であり、本学専用面積が 27,097.40 m²であることから、十分基準を満たしている。

校舎・関連施設の老朽化並びに新学科（獣医保健看護学科）の開設等に伴い、徐々に改築・拡張し、平成 18(2006)年には鉄筋コンクリート 4 階建ての新校舎（B 棟）を新築し、さらに、平成 26(2014)年には地下 1 階、地上 7 階建ての教育棟（E 棟）が完成した。

図 2-5-1 登録有形文化財プレート



また、第一校舎の 1 号棟は、明治 42(1909)年に建設された旧東京市麻布区役所庁舎を昭和 12(1937)年に本学に移築した建物であり、その文化的価値が認められ、令和 2(2020)年 4 月に登録有形文化財（建造物）に登録された。なお、1 号棟は、令和 4(2022)年 5 月 28 日付読売新聞「Tokyo たてもの探訪」で紹介される予定である。

■校舎の環境維持

建築基準法、消防法、建築物における衛生的環境に関する法律等に基づく維持、運用、管理や法律に基づく安全管理（衛生、防火・消防、E V 関係等の定期保守）は、専門業者と委託契約を結び、また清掃・設備管理業務は委託業者との契約により、日常・定期的維持・管理・法定点検、保守管理を行っている。

■体育施設

平成 18(2006)年 12 月には第一校舎 A 棟 2 階にアリーナ（体育施設兼大講堂：803.21 m²）を新設し、平成 26(2014)年 3 月に竣工した E 棟地下にも日本医科大学と共用の体育施設（武道場、トレーニング室等）を保有し、積極的に使用している。

なお、運動場については、部やサークル活動での外部施設利用料金を大学が援助する仕組みを構築し、小金井公園庭球場やフットサルパーク 吉祥寺、調布市基地跡地運動広場等が利用されている。

■その他の施設

第二校舎には馬場及び厩舎（2001.5 m²）が設置されている。

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

■実習施設整備

教育目的の達成のために、平成 26(2014)年に完成した E 棟の 7 階に実習内容に沿った共通実習室を整備し、複数学科で有効に活用している。また、令和 3(2021)年度に D 棟実習室環境改善の 2 か年計画の第 1 期としてプロジェクター設置及びスクリーンの更新などを実施し、令和 4(2022)年度の第 2 期計画として、プロジェクター増設及び音響設備の設置を計画している。

令和 3(2021)年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、予定されていた富士アニマルファームの実習を武蔵野市の第二校舎に変更したため、第二校舎 21 号棟実習設備の改善及び実習牛の運搬を行った。

また、富士アニマルファーム実習再開後の宿泊施設の整備として、新型コロナウイルス感染防止対策として富士セミナーハウスの個室化を計画し、令和 4(2022)年 4 月末に建設が完了したが、既存施設を個室化したことにより収容人員が減少したため、令和 5(2023)年 5 月竣工に向けて増築棟(43 人収容)の建設計画を進めている。

■付属牧場「富士アニマルファーム」

大学設置基準第 39 条に定める付属牧場(富士アニマルファーム：60,169 m²)は、肥育牛舎、搾乳牛舎、臨床センター棟、堆肥舎(2 棟)、作業機械用建物、産業動物臨床センター、実験・研究棟(ハイテクリサーチセンター)等の建物がある。これらの施設内で、令和 4 年 5 月 1 日現在、牛 89 頭、馬 4 頭、緬・山羊 34 頭を学生実習及び実験・研究用に飼育している。また、富士アニマルファーム近隣には、研修・宿泊施設として富士セミナーハウス(791.1 m²：20 人収容)を設置している。

富士アニマルファームの使命は、「教育」・「研究」・「生産」・「社会貢献」の 4 本柱である。

図 2-5-2 富士アニマルファームの様子



【1 つ目の柱：教育】

令和 2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、富士アニマルファームでの実習は行われなかったが、令和 3(2021)年度は感染対策を徹底して日帰りで、獣医保健看護学科 1 年「獣医保健看護体験実習 I」及び 2 年「牧場体験」、動物科学科 1 年「オリエンテーション」及び 2 年「農場実習」を行った。なお、令和 4(2022)年度については、表 2-5-1 のとおり学生実習及び研究を予定している。

表 2-5-1 令和 4 年度の実習及び研究の予定

獣医学科 (V) ・ 獣医保健看護学科 (N) ※数字は学年
・ 2V 牧場実習 (8 月) ・ 3V 衛生学実習 (7 月) ・ 4V 衛生学実習 (9 ・ 10 月) ・ 5V 産業動物臨床実習 (6 月)
・ 1N 実習 (2 日間) (9 月)
動物科学科 (Z) ・ その他※数字は学年
・ 1Z オリエンテーション (4 月) / 2Z 農場実習 (8 ・ 9 月) / 4Z 人工授精講習会 (9 月)
【自主的な学生の実習】
・ 獣医学科産業動物臨床学研究室臨床観察・乗馬
・ 獣医学科獣医臨床繁殖学研究室精液の実習
・ 動物科学科動物繁殖学教室直腸検査・乗馬
・ 獣医保健看護学科学生牧場作業実習・乗馬ほか

【2つ目の柱：研究】

産業動物を対象とした実験・研究を、複数の研究室によって、表 2-5-2 のとおり富士アニマルファームにて実施している。

表 2-5-2 各学科の研究受入れ実績

・ 獣医産業動物臨床学研究室「牛における移行期の栄養代謝状態が子宮内膜炎の発生および卵巣内構造物の発育動態におよぼす影響」等
・ 動物生殖学教室「黒毛和種胚の安定採取に関する飼養管理技術の確立（1）」
・ 動物栄養学研究室「哺育期和牛における核酸物質の給与試験」

【3つ目の柱：生産】

富士アニマルファームでは、搾乳した生乳や乾燥堆肥を出荷している。さらに、乳用牛群検定全国協議会の実施する乳用牛群検定に参加しており、得られた個別乳量・乳質の検査データを卒業論文に取り組む学生に提供し、その研究の精度を高めている。畜産への興味を引き出すためには学生が動物と触れ合う体験を充実させる必要がある。そのような「教育」「研究」に対する使命と「生産」は時には相反関係にあるが、現場職員の努力によって、富士アニマルファームの家畜の生産能力を日本の平均的な酪農家レベルに維持している。

【4つ目の柱：社会貢献】

また、4つ目の柱「社会貢献」について富士アニマルファームが立地する山梨県等の地方自治体が行う教育事業に対して積極的に協力し、参加した子供達に生き物や農業に関心をもつよう社会的な貢献も果たしている。

富士アニマルファーム付近には実習時に宿泊する施設「富士セミナーハウス」を所有しているが、新型コロナウイルス感染拡大による実習計画変更のため、令和 2(2020)年度の富士セミナーハウスにおける実習利用の宿泊者数は 0 人であった。令和 3(2021)年 7 月より若干ではあるが、新たに研究を目的とする長期滞在学生の宿泊を再開した。

これらの富士アニマルファームの活動は、牧場だより「継・いのち」、「フィールドサイエンス 牧場研究報告」として大学ホームページに掲載し、大学附属施設の運営や管理の方法等の情報を発信し続けている。

■附属ワイルドライフ・ミュージアム(博物館)

平成 18(2006)年に本学の獣医学部獣医保健看護学科に学芸員課程を新設した。現在では獣医学部獣医保健看護学科と応用生命科学部動物科学科の2学科から履修学生を募集しているが、設置当初から野生動物や動物園動物、水族館動物に強い関心を持つ学生が多く集まるのが本学の学芸員課程の特色である。平成 21(2009)年4月の博物館法施行規則の改正を機に、文部科学省により「博物館実習ガイドライン」が発表された。このガイドラインでは、博物館に関する科目において必修とされる博物館実習3単位について、60～90時間を学内の附属博物館等を活用することが望ましいとしている。法改正を受け本学1号棟内に学芸員課程履修学生の実習施設として博物館を設置することとなったが、博物館の設置にあたり、日本初の私立獣医学校として誕生した本学の歴史は、我が国の獣医畜産学の歴史にも等しく、我が国の獣医畜産学の歴史的証人として貴重な遺産を保管し正しく後世に伝えることは本学の使命であるとの認識があった。このような背景から、本学の歴史及び野生動物教育に関する展示の場、並びに学芸員課程教育の場として平成 27(2015)年に設置したのが「附属ワイルドライフ・ミュージアム」(以下、「博物館」という。)である。

博物館は本学1号棟内の5部屋(歴史系展示室、自然系展示室、事務室、保管室、作業室)を活動場所としている。歴史系展示室では、本学の歴史に関する常設展示を行うほか、令和元(2019)年度には1号棟の歴史を振り返る企画展を開催した。自然系展示室では日本の里山で暮らす野生動物の剥製や骨格標本を常設展示するほか、平成 28(2016)年度からは毎年異なるテーマでの企画展や企画展に合わせたワークショップを実施している。令和 3(2021)年度には従来博物館以外の用途で使われていた1号棟内の8部屋を博物館活動に活用することが決定し、令和 4(2022)年度からは1号棟内の13部屋を活用して、博物館による展示活動・教育普及活動・社会連携活動が実施する予定である。

図 2-5-3 附属ワイルドライフ・ミュージアムの様子



開館以降、博物館では歴史資料と自然史資料の収集・保管を続けている。令和 4(2022)年3月31日の時点で、自然史資料626点(剥製標本75点、骨格標本47点、その他504点)と歴史資料448点(教育用掛図121点、機器類46点、写真44点、書籍58点、その他179点)のリスト化が終了している。これらの資料は、展示物として一般公開するほか、学芸員課程履修学生及び一般学生の教育・実習において活用している。

学芸員課程履修学生は、学内実習の一環として博物館での展示業務や解説業務を経験することができる。平成 27(2015)年度から令和 3(2021)年度までに138人の学芸員課程受講生が博物館を学習の場として活用して学芸員資格を取得している。また、令和 2(2020)年度からは学芸員課程の定員を2学科で30人から50人に増員している。

博物館では事前予約制の見学を学内外から受入れるほか、大学のイベントに合わせた特別公開を実施しており、令和元(2019)年度には開館からの累計来館者数が 10,000 人を突破した。令和 2(2020)年 5 月 1 日からは、建物の耐震化を含む 1 号棟周辺環境整備工事を契機に長期休館としているが、令和 4(2022)年度内には見学の受入れを再開する予定である。

■附属動物医療センター

【沿革・理念及び基本方針】

附属動物医療センター(以下、動物医療センター)は大学設置基準第 39 条に定められた獣医学部に必須の施設であり、昭和 13(1938)年 4 月に日本高等獣医学校の附属家畜病院として開設され、平成 15(2003)年に竣工した C 棟に、2,105.85 m²の総面積を有する施設として移設、現在に至っている。

理念は「病めるすべての動物のために、動物と飼育者の立場に立ち、高度先端の知識と技術をもって、最善の獣医療を提供します。同時に、教育施設として良き獣医療人の育成に努めます。」とし、以下 6 つの基本方針を定めている。

表 2-5-3 動物医療センター6つの基本方針

1	動物と飼育者の権利を尊重し、動物と飼育者の立場に立った獣医療を実施します。
2	動物の安全に最善の努力を払います。
3	高度最先端獣医療を提供する動物医療機関としての役割を担い臨床研究に努めます。
4	人間性豊かな獣医療従事者の育成に努めます。
5	国民の健康のため公衆衛生を推進します。
6	地域の獣医療・動物の福祉に貢献するため、基幹診療施設としての役割を担います。

図 2-5-4 診療科体制図



動物医療センターは 6 つの基本方針に基づき、小動物の高度獣医療病院として、近隣や遠方の開業動物病院から数多くの症例が紹介来院している。動物医療センターの高度獣医療施設として、8 つの診察室、1 つの陽圧手術室を含め 3 つの手術室、麻酔準備室、内視鏡室、歯科処置室、眼科診察室、抗癌剤治療室、ICU(特別入院)、犬と猫用の入院室、感染入院室(犬用・猫用)、放射線治療室、CT&MRI 検査室、2 つのレントゲン検査室、2 つの超音波検査室、運動機能検査室、血液等の生化学検査室、薬剤室等を保有している。

また、高度医療機器として腹腔鏡や関節鏡を含む様々な種類の内視鏡機器、人工透析装置、人工心肺装置、CT、MRI、超音波装置そして放射線治療装置を備え、日々の診療において常時稼働している。当病院の専門診療科は充実しており、図 2-5-4 のとおり、2 つの一般診療科と外科系及び内科系と合わせた 16 の専門

診療科を備えている(大動物診療部門は含めず)。近年、麻酔を専門とするチームも立ち上げて麻酔下で行う種々の検査や手術に最適な麻酔管理ができるような体制を行っている。診療の特徴としては、各診療科間の連携がスムーズなことが挙げられる。呼吸器科を受診した患者が種々の検査の結果、循環器疾患が疑われた場合、そのまま循環器科に転科して詳細な診断が日常的に行われている。また、専門診療科への振り分けが難しい場合には総合診療科(一般内科、一般外科)にて診察を行い、その後適切な専門診療科に転科している。この連携は患者のみならず、患者の飼い主にとっても非常に利便性が良い体制となっている。

【「教育病院」として実施される「実習」】

動物医療センターは教育病院として、獣医学科では 5・6 年次にかけて「獣医総合実習(臨床)」を、獣医保健看護学科では 3・4 年次に「動物医療センター実習Ⅰ・Ⅱ」、「動物病院管理学実習」、「動物医療看護学Ⅳ実習」を、年間を通じて実施している。

獣医学科で行われる「獣医総合実習(臨床)」では、学生を 2 段階に分けて実施している。即ち、最初に「獣医総合実習(臨床)Ⅰ」において、医療面接実習として模擬クライアントに対してのコミュニケーション実習を実施している。なお、これは全国の獣医系大学に先駆けて本学が最初に導入した。その後、共用試験に合格した学生に対して参加型臨床実習としての「獣医総合実習(臨床)Ⅱ・Ⅲ」を実施している。この実習では学生は小グループに分かれて先に述べた 16 の専門診療科と 2 つの一般診療科すべてにローテーション方式で参加し、獣医師である教員の指示のもとで予診、身体検査、各種検査の補助等を行う。さらに、手術時のチームの一員として加わり、実際の診療を行う。このように、卒業後に即戦力となれるような人材育成を目指した小動物臨床教育を実践している。

一方、獣医保健看護学科における「動物医療センター実習Ⅰ・Ⅱ」では、ベーシックな外来診療の見学実習を、そしてアドバンスとして診療補助実習を実施している。また、その他にも動物看護を実践できる能力を養うことをねらいとした「動物臨床看護学実習」や、診療、検査及び手術に立ち会う「動物外科看護学実習Ⅱ」を実施している。なお、愛玩動物看護師が国家資格となったことに伴い、令和 4(2022)年 4 月入学者より新カリキュラムに変更しているため、上記科目名称は学年進行に伴い変更する。

このように、動物医療センターは教育病院として非常に充実した内容の実習を行うことができ、教育効果は極めて高い。

【コンピュータ、ICT 環境の活用】

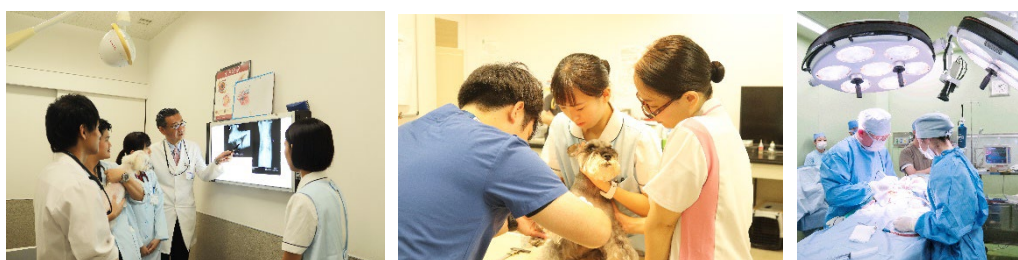
動物医療センターでは、電子カルテと画像参照システムが稼働し、整備された ICT 環境下での実習を行うことができ、最先端の診療を学ぶことができる。

【臨床獣医師に対する卒後教育】

獣医師法第 16 条の 2 に基づき、社会が期待する動物医療を実践するために、大学教育で修得した知識や技術を実践的臨床経験として体系的に修得するための研修獣医師の卒後臨床研修の受入れを実施している。

以上、動物医療センターは獣医師及び愛玩動物看護師等の育成のための「教育機関」、高度獣医療を提供する「獣医療機関」という 2 つの重要な役割を果たす総合動物病院である。

図 2-5-5 動物医療センターの様子



■図書館

現在の B 棟にある図書館は平成 18(2006)年に竣工し、その後平成 26(2014)年の日本医科大学基礎科学課程移転に伴い、拡張工事を行った。面積は全体で 1,518.8 m²、書庫スペースが 617.7 m²、閲覧スペースが 796.9 m²となっている。

本学学生、本学大学院生、本学非正規生(研究生ほか)及び日本医科大学基礎科学課程学生 1,900 人に対して閲覧席数 383 席(約 20%)を有しており、共有パソコン 51 台・グループ閲覧室 4 室及びラーニングコモンズを完備し、設備として適切である。新型コロナウイルス感染症流行に際しても、通常の開館時間(通常 9 時から 21 時まで)の短縮を適宜に行い、閲覧席を部分的に利用制限するなどして開館を維持し、各種サービスを提供した。

表 2-5-4 図書館の開館日数・入館者数・貸出冊数(過去 5 年)

年度	平成 29 年度 (2017)	平成 30 年度 (2018)	令和元年度 (2019)	令和 2 年度 (2020)	令和 3 年度 (2021)
開館日数	263 日	262 日	263 日	215 日	253 日
入館者数	61,149 人	53,982 人	55,435 人	3,767 人	18,033 人
貸出冊数	8,992 冊	8,334 冊	7,457 冊	3,081 冊	5,122 冊

蔵書は本学資料と日本医科大学基礎科学課程の資料を書架内で共存させており、＜人間愛・動物愛の豊かな人材を育成する＞という本学の精神に相応しい環境である。各種資格取得や就職活動のサポートとして「進路支援図書コーナー」を設置している。

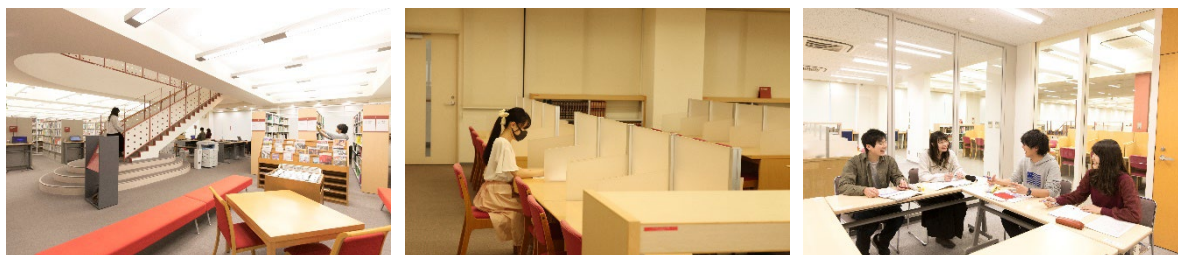
平成 26(2014)年より導入している電子ブック(Maruzen e-book Library)は、令和 2(2020)年度より急速に拡大した遠隔利用ニーズに応えるため適宜契約タイトル数を拡充し、電子ジャーナルも含めて利用サポートを行っている。電子ブックは令和 3(2021)年度より応用生命科学部の英語学習カリキュラムにも採用され、現在は 167 タイトルの英語読本から自由にテキストを選んで遠隔利用することが可能である。

表 2-5-5 電子ブック契約タイトル数・1ヶ月の平均アクセス数(過去 3 年間)

電子ブック	契約タイトル数	1ヶ月の平均アクセス数
令和元(2019)年度末	148	9
令和 2(2020)年度末	243	114
令和 3(2021)年度末	264	382

図書館の取組みについては大学ホームページのニュース欄に掲載するほか、大学ポータル、図書館ツイッターアカウントからも最新情報を発信している。令和 3(2021)年度の取組みとして、博物館との連携を強化し、合同の企画・展示のほか、双方の協力のもとで所蔵資料から稀少資料を選別し、博物館に移管した。また、教員との連携も深め、図書館ホームページの所蔵資料紹介ブログに対談やコメント寄稿などの企画を取り入れた。

図 2-5-6 図書館の様子



■IT 施設・設備

【マルチメディア環境】

講義・実習等のために、B 棟、C 棟、E 棟の講義室、実習室に AV 装置を中心としたマルチメディア環境を構築している。利用者がどの講義室・実習室でマルチメディア環境を使用する場合でも、簡単に操作できるようシステムの仕様を合わせて構築している。

表 2-5-6 AV 装置設置室一覧

B 棟	331 演習室、311～316 講義室、431 演習室、411～416 講義室、511～513 講義室
C 棟	医療情報機器実習室(401)、情報機器研修室(402)、卒後教育研修室(501)、地域動物医療研修室(502)
E 棟	会議室(2)、E111 講義室、4 階実習室、5 階実習室、7 階各実習室

【PC 利用環境】

B 棟の図書館では電子資料閲覧室に 35 台、館内フロアに 16 台のパソコンを設置し、開館中は常時開放している。講義実施日には常時開館しており、夏季・冬季・春季休業時も含めて令和 3(2021)年度は年間で 253 日間、自由に使用できる環境を提供した。C 棟 4 階にも 2 つのコンピュータ演習室（座席数各 72 席に個別コンピュータ配備）を完備しており、授業内・外で有効かつ効率的に活用されている。

また、令和 3(2021)年度に図書館 1 階の無線 LAN 環境の利用範囲を拡大した。通信環境を確認しながら整備を継続している。

図 2-5-7 PC 利用環境(左から電子資料閲覧室、図書館内フロア、コンピュータ演習室)



【学内 LAN 及び無線 LAN 環境】

令和 2(2020)年に老朽化した学内 LAN 機器を更新してネットワークの高速化を実施し、令和 3(2021)年度にはインターネット回線業者の変更と学外接続用の回線を増設し、さらなる高速化と安定化を図った。

第一校舎 A、B、C、D、E 棟に無線 LAN 環境を構築し、学内 LAN と連携し、セキュリティに考慮した仕組み(AD 認証)でネットワークを開放しており、学生が校舎内でスマートフォンやノート PC を使用して、ネットワークにアクセスしている。

【遠隔授業対応】

令和 2(2020)年度の新型コロナウイルス感染拡大に伴う遠隔授業の拡充のため、講義収録システムを 4 講義室に導入し、遠隔授業コンテンツの充実を図った。令和 4(2022)年度にはさらなる遠隔授業の拡充を目的とし講義収録システムの増設を計画している。また、令和 3(2021)年度に使用頻度増大により講義収録システムのサーバー容量が圧迫されたことの解決策として、令和 4(2022)年度にはサーバーのクラウド化による容量確保を行い、遠隔授業のさらなる充実を予定している。

2-5-③バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

バリアフリー対策及び安全性(耐震等)確保は、教育研究施設の安全な環境維持のために重要事項である。平成 15(2003)年からの教育研究施設の整備計画(C 棟、A/B 棟、E 棟等)の中で、表 2-5-7 のとおり実施している。

表 2-5-7 バリアフリーの設置状況

建物	取得年月	設置状況
C 棟	平成 5(2003) 年 3 月取得	・動物医療センター入口に車いす利用可能な角度でのスロープを設置。 ・エレベーターは各階利用可能。身障者用駐車スペースを確保。
A/B 棟	平成 9(2007) 年 5 月取得	・1 階から 4 階までエレベーター設置。 ・5 階利用の場合、E 棟 5 階より渡り廊下を利用する事により移動可能。 ・B 棟 1 階には車いす対応多機能便所を設置。
E 棟	平成 26(2014) 年 3 月取得	・各階に車いす対応多機能便所を設置。 ・エレベーター設置、地下階は 3 号機が車いす専用を設定。 ・段差のない通路の確保、各階に手すりの設置等、行政等協議の上設計。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

本学の各学科における入学定員は獣医学科 80 人、獣医保健看護学科 100 人、動物科学科 100 人、食品科学科 70 人となっており、各年度により多少の変動があるものの 1 学年 70 人～100 人による 1 クラスである。外国語、演習、実験、実習科目は、内容により 2 クラス以上に分け、複数の教員が担当するきめ細やかな指導体制となっており、英語では習熟度別にクラス編成し、適正に人数管理している。

また、令和 2(2020)年度からはコロナ禍のため教室の使用について講義科目、演習科目

は収容定員の2分の1を上限人数にし、実習科目においては少人数グループによる分散実施として感染対策を行った上で面接授業を行っている。

なお、施設・設備の安全性(耐震など)の確保については、令和2(2020)年に第二校舎21号棟の耐震補強工事が完了した。また、令和2(2020)年7月に着工した第一校舎1号棟の耐震補強工事を含む周辺環境整備工事は、令和4(2022)年2月に完了し、学内校舎の耐震化率100%達成は令和5(2023)年3月末を予定している。

【エビデンス集・データ編】

表2-10 附属施設の概要(図書館除く)

表2-11 図書館の開館状況

表2-12 情報センター等の状況

【エビデンス集・資料編】

資料2-5-1 日本獣医生命科学大学アクセス・キャンパスマップ 資料F-8と同じ

資料2-5-2 学内略図(学生便覧抜粋 P.211-213) 資料F-8と同じ

資料2-5-3 大学ホームページ 附属牧場富士アニマルファーム

資料2-5-4 大学ホームページ 附属ワイルドライフ・ミュージアム

資料2-5-5 大学ホームページ 附属動物医療センター

資料2-5-6 大学ホームページ 附属図書館

資料2-5-7 富士アニマルファームの年間販売額・出荷頭数・出荷量(令和2年度)

資料2-5-8 日本獣医生命科学大学危機管理基本マニュアル

資料2-5-9 事象別危機管理マニュアル

資料2-5-10 学生のための危機管理マニュアル

資料2-5-11 富士山噴火災害対策要綱

資料2-5-12 学校法人日本医科大学ホームページ 校舎等の耐震化率について

(3) 2-5の改善・向上方策(将来計画)

既存校舎の長期利用のための、建物劣化診断と劣化対策を行う。

富士アニマルファームの宿泊施設の拡張並びにトイレ増設を実施する。

図書館では新着図書等の情報発信も適宜行っているが、学生がより受け取りやすい発信方法並びに感染防止策を考慮した電子資料閲覧室・グループ学習室等の利用方法について引き続き検討する。

現在も登校する機会が減少しているため、オンラインや動画での利用指導等を検討する必要がある。また、遠隔授業を受ける学生側の環境確認と必要な整備を行う。

文化財に指定されている建物等を除く、可能な範囲でのバリアフリー化を推進する。

また、引き続き教育効果を十分上げられるような1クラスあたりの適正な人数管理を維持する。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の

意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

「基準項目 2-6 を満たしている。」

(2) 2-6 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学生の意見・要望把握・分析を行うために以下のような取組みを実施するとともに、オフィスアワーの利用や各学科教員を各学年に 2 人を担任として配置し、学生からの学修に関する要望を吸い上げ、教務部や教務課が協働し意見・要望への改善に努めている。

【授業評価アンケート】

教務課により学修支援システムを活用し、学期毎に受講した科目に関して学生による「授業評価アンケート」を全科目で実施している。実施結果については FD (Faculty Development) 委員会で確認し、授業改善及び評価を行うとともに委員を通じて各学科にフィードバックしている。授業アンケート設問項目を見直し、回答率・回収率の向上を目的に、アンケートの在り方を検討・改善している。

【遠隔授業アンケート】

令和 2 (2020) 年度からの新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、遠隔授業についての調査アンケートを行った。調査結果は遠隔授業プロジェクトチームにより教務委員会、FD 委員会にフィードバックし、学生の求めるよりよい遠隔授業を行うために、教材画像コンテンツの作成方法等の FD 講演会を実施し、遠隔授業の質の向上に繋げている。

【学生が参画する授業改善に係る FD】

大学の教育研究活動への学生の意見・要望の把握・分析を促す仕組みとして、「授業評価アンケート」に関する意見交換会を開催している。さらに、FD 講演会及びワークショップへの「学生教育委員会」の学生委員に参加を依頼し、学生の意見聴取を行うことで、学生が大学の意思決定に参画できる機会を設けている。

【学生調査】

平成 29 (2017) 年度から全学生を対象とした学生調査を実施している。特に、令和元 (2019) 年度からは一般社団法人大学 IR (Institutional Research) コンソーシアムに加盟し、学生の学習行動や学習時間、能力に関する自己評価、満足度を中心とした共通調査を実施することにより、学生自身が大学での学びをどのように受けとめて、どのように評価しているのかを調査できるようになった。また、会員校が共通の調査項目で実施するため、ベンチマーク可能な標準調査として位置づけられ、学生調査の結果をコンソーシアム会員校全体と比較することで、特徴や経年変化や成長を調べることが可能となった。

なお、調査結果については IR 推進委員会にて報告書を作成し、結果を大学戦略会議で報告するとともに、学内の教員に対して共有ファイルサーバに保存して、電子メールで案内を行い情報共有している。

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学生部では、学生生活に関する学生の意見・要望を汲み上げるシステムとして「学生相談室」の運営する「学生相談」（月～金、昼休み）を整備している。そのシステムの利用状況を学生相談室及び学生部にて定期的に報告・検討し、その検討結果を共有している。令和 2(2020)年度は、学生相談室が新型コロナウイルス感染拡大下における遠隔授業の受講や生活の不安などについて、学修支援システムを活用してアンケート調査を行った。その結果、問い合わせや意見・要望について、学生支援課と担任教員が直接アンケートに回答した学生に対応について伝えることができ、学生サービスに繋げることができた。令和 3(2021)年度には事業計画にある「学生ニーズ調査アンケート」を実施し、長引くコロナ禍における学生の要望を聞き取り、経済的困窮者への支援、感染防止策を講じながらの課外活動の緩和、食堂スペースの開放や図書館の利用拡大に活用している。

また、学生が教員と学修に関して直接面談できる「オフィスアワー」も提供しており、「学生相談」とは別に学生が目的に応じて使い分けることができている。

保健センターでは、入学時に提出を求めている「健康調査票」に基づき、アレルギーや病歴により、大学側の配慮を希望する新入生に対し、4月～5月中に個人面談を実施している。

学年担任や研究室担当教員などから支援を要請された場合は、随時面談を実施し、対応について関係部署と検討、情報を共有している。

近年、配慮の必要な学生の支援申請が増えつつあり、「障害のある学生支援に関する基本方針」に沿った対応で「支援申請書」に基づく大学としての「合意書」を学生本人と交わし、学生支援課と教務課の連携による関係教員への協力要請を行っている。

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学修環境に関しては、学生にアンケート調査を行い、学生の意見・要望を反映している。

令和 2(2020)年度より遠隔授業を導入したことから、遠隔授業プロジェクトチームでは定期的に全学生を対象として学修環境と遠隔授業に関するアンケートを実施し、遠隔授業の受講にあたり学生が自宅等における学修環境を確保できているか、どのような課題・要望が生じているのかなど、学生の意見・要望を把握・分析している。

また、設備・制度の満足度については前述の大学 IR コンソーシアムにおける学生調査にて確認しており、令和 2(2020)年度調査では新型コロナウイルス感染拡大の影響により、授業形態が大きく変化したことから「インターネットの使いやすさ」において、他大学と比べ低い評価となった。それらの調査結果より、施設・設備については、令和 3(2021)年度に通信環境支援の一環として学内の遠隔授業学修スペースの整備・提供及び図書館 1 階の無線 LAN 環境の利用範囲を拡大した。

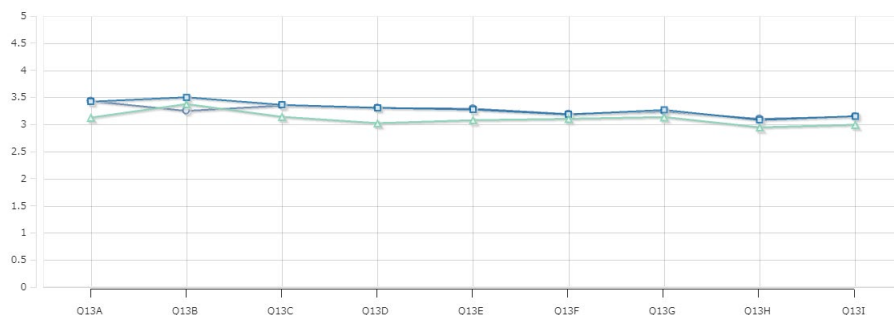
図 2-6-1 「学生調査 2020」 問 13 設備満足度

あなたは、本学の設備や学生支援制度にどの程度満足していますか。

(1:とても不満 2:不満 3:どちらでもない 4:満足 5:とても満足)

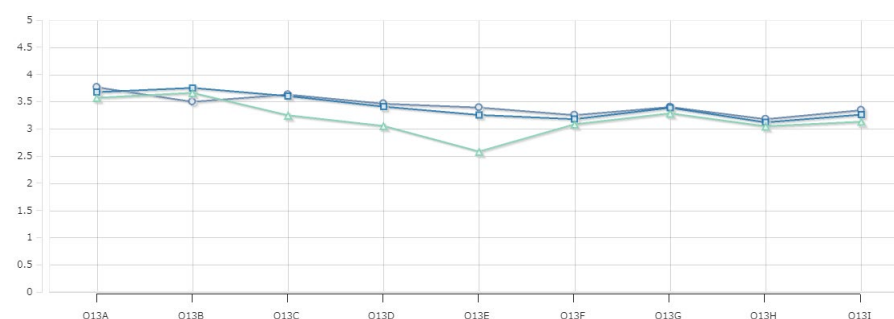
① 一年生調査

○: 全国大学 □: 農学系大学 △: 本学(全学科)



② 上級生調査

○: 全国大学 □: 農学系大学 △: 本学(全学科)



設問内容

- | | |
|---|---------------|
| A | 図書館の設備 |
| B | 実験室の設備や器具 |
| C | コンピュータの施設や設備 |
| D | コンピュータの訓練や援助 |
| E | インターネットの使いやすさ |
| F | 奨学金など学費援助の制度 |
| G | 健康・保健サービス |
| H | レクリエーション施設 |
| I | キャリアカウンセリング |

【エビデンス集・資料編】

資料 2-6-1 大学ホームページ 学生相談室・保健センター

資料 2-6-2 大学ホームページ 「データで読み解くニチジュウ」授業アンケート結果

資料 2-6-3 FD 講演会等開催状況一覧

資料 2-6-4 学生相談室からのアンケート(令和2年6月実施)

資料 2-6-5 大学ホームページ 日本獣医生命科学大学 障害のある学生支援に関する基本方針

資料 2-6-6 遠隔授業プロジェクト「遠隔授業に関する期末アンケート」結果(令和3年度)

資料 2-6-7 学生が参画する授業改善に係るFD意見交換会記録(令和2年2月17日開催)

資料 2-6-8 FD ワークショップに参加した学生の感想

資料 2-6-9 【調査報告書】「学生調査 2021」

資料 2-6-10 2021 年度入学手続要項

(3) 2-6 の改善・向上方策(将来計画)

学修支援や心身に様々な配慮などを必要とする学生が増加傾向にあることから、これまで以上に学生の意見や要望を把握・分析し、検討結果を活用するため、学生部・学生相談室・保健センターが連携し学生の関連部署と情報を共有するように努める。

引き続き、学生からの意見・要望の把握・分析を行い、学修支援、学修環境の現状と課題について検討と対応を行う。

〔基準2の自己評価〕

学生の受入れについては、教育理念に基づきアドミッション・ポリシーを定め、入学者選抜要綱、大学案内、大学ホームページ等に掲載し広く周知を図っている。また、アドミッション・ポリシーに沿う基礎的能力を持ち、幅広い領域に関心を持った人材を受入れる選抜を行い、毎年入学区分毎の調査結果を確認し検証を行っている。

入学後の学修支援については、教務部、学生部、事務部の教職協働により支援体制を構築している。キャリア支援、奨学金、課外活動の支援、学生相談等についても大学独自の制度も採り入れながら行っている。

なお、学修環境の整備として、老朽化している施設設備の整備を行うほか、令和2(2020)年度からは新型コロナウイルス感染拡大予防対策も意識し、良好な教育研究環境を維持している。

学生の意見・要望への対応については、各学科、各部署において連携しながら取り組むとともに、授業アンケートを始め各種調査を通じて学生の意見・要望の把握に努めており、それらの結果を授業改善、学生支援に活用している。

以上のことから、基準2を満たしていると判断する。

基準 3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学の教育の基本的な考え方は教育理念に定めた「愛と科学の心を有する質の高い獣医師と専門職及び研究者の育成」であり、学是は「敬讓相和」である。その意味は、謙讓と協調、慈愛と人倫を育む科学の創生を説いた箴言である。また、教育上の目的は、生命科学新時代・環境科学新時代・食品科学新時代の開拓者として、総合的な《生命科学の知と技》を練磨するとともに、《人間愛・動物愛》の豊かで清冽な人材の育成にある。これらを達成するために、ディプロマ・ポリシー(学位授与に関する方針)を以下のとおり策定している。なお、策定に当たっては、大学の理念・目的、教育上の目的との整合性を図るとともに、学生が身に付けるべき資質・能力の目標を明確化し、「何ができるようになるか」に力点を置き、どのような学修成果を上げれば卒業を認定し、学位を授与するのかということを確認している。カリキュラムの改正毎に学科、学部、全学のレベルで見直しを行っている。

各ディプロマ・ポリシーについては、大学ホームページのほか、大学案内や学生便覧等、紙媒体にも記載し、広く周知に努めている。

表 3-1-1 各学部学科のディプロマ・ポリシー

【獣医学部】

獣医学部のディプロマ・ポリシー
獣医学部では、高度な専門知識と技術を修得するとともに、生命倫理と慈愛の心に基づいた誠実・公正なる判断力と対応力を身につけたと判断された者に対し、学位を授与する。
獣医学科のディプロマ・ポリシー
獣医学科は、飼育動物診療、動物に関する保健衛生の向上、畜産業の発達、ならびに公衆衛生の向上に寄与する獣医師を育成することを目標としており、以下の点を修得した者に学位を授与する。 ・基礎獣医学および獣医学に関連する科学の基本的な知識を有している。 ・飼育動物の診療に必要な知識を有し、基本的な臨床能力としての診療手技、科学的根拠に基づく臨床推論に裏付けされた診療を実践する力および基本的な臨床コミュニケーション技能を身につけている。 ・畜産業の発展に貢献できる獣医学全般の基本的な知識を有している。 ・獣医学に裏付けられた動物の健康管理、疾病予防および公衆衛生に関する基本的な知識ならびに実践能力を身につけている。 ・自然環境の保全、保護に関する基本的な知識を有している。 ・多様な立場の人々の中で自分の考えを適切に表現し、理解を得られることができる。また、道徳的思考力と倫理的・科学的判断能力をもち、社会人・国際人として様々な問題に対し多面的視点から対処し、解決できる能力が身につけている。 ・生命倫理と慈愛の心をもった獣医師としての適切な態度と行動が身につけている。チーム獣医療・研究を円滑に進める能力と協調性があり、変化し続ける獣医学・獣医療に対応するために生涯にわたってアクティブに自学自習する態度・習慣を身につけている。

獣医保健看護学科のディプロマ・ポリシー	
獣医保健看護学科は、社会貢献する獣医療技術者(動物看護師等)を育成することを目標とし、以下の点を修得した者に学位を授与する。 ・生命倫理と慈愛の心を持ち、動物の生命を尊重するとともに、動物の福祉向上に努めることができる。 ・獣医保健看護学および獣医療に関する科学的な知識を有している。 ・動物の疾病に関する基本的な知識を有し、獣医診療を支える良質な医療検査手技および診療補助技術、ならびに早期回復を促す実践的な動物看護技能を身につけている。 ・チーム獣医療を円滑に実施するためのコミュニケーション能力と協調性を備え、動物の所有者および関係者との信頼関係を築くことができる。 ・動物の生物学的特性に精通し、個または群の健康を管理し実践する獣医保健の知識と技能を身につけている。 ・社会におけるヒトと動物の良好な関係を構築する技能を身につけ、動物衛生、公衆衛生および環境保全にかかわる実践的能力を身につけている。 ・科学的データを解析・考察し、結論としてまとめ上げる問題解決能力を身につけている。	
【応用生命科学部】	
応用生命科学部のディプロマ・ポリシー	
応用生命科学部では、動物科学と食品科学に関する学理の探究と技術の開発を修得するとともに、人類と動物の福祉に貢献できる資質を身につけたと判断された者に対し、学位を授与する。	
動物科学科のディプロマ・ポリシー	
動物科学科は、人類の福祉および地球環境の保全に資するとともに、社会貢献に寄与する専門職を育成することを目標としており、以下の点を修得した者に学位を授与する。 ・食料資源としての産業動物の生産と機能特性を理解し、効率的な動物生産飼育技術を身につけ、第一次産業部門および動物飼育関連産業を担う技術を有している。 ・遺伝子・細胞工学に係る基礎知識を有し、実践的な技術に応用できる資質を身につけている。 ・人間社会への動物の関わりを経営・経済学視点から説明することができ、農畜産物生産や流通の知識を用いてマネジメントや調査を行い、関連産業の発展に貢献できる。 ・自ら課題を探索し、その課題にアプローチして解決することで、日々発展する動物科学関連分野において対応する能力を身につけている。 ・各種メディアを活用して、情報収集および伝達を行うことができる。 ・様々な立場を理解し、互いに助け合い譲り合いながら目標を達成する能力を身につけている。	
食品科学科のディプロマ・ポリシー	
食品科学科は、食料安全保障の向上に資するとともに、未来の食品科学の発展に寄与する専門職を育成することを目標としており、以下の点を修得した者に学位を授与する。 ・動物性食品素材、植物性食品素材、微生物による発酵産物などに対応した食品の製造、加工、貯蔵、輸送などに携わるための知識や技術を身につけている。 ・食品の三大機能(栄養機能、嗜好機能、生理機能)を理解し、それらを生かしたあるいは付与した食品の開発に貢献できる知識や技術を身につけている。 ・食品の安全性を損なう成分あるいは微生物に関する広範な知識を持ち、それに基づいた衛生管理に資する知識や技術を身につけている。 ・国内外における食品および食品素材の流通と経済を理解し、食品の自給率向上や世界的な食料不足の解決に貢献できる。 ・食とは他の生物の命をいただく行為であるとの理解のもとに、動植物種の保護、地球環境保全に配慮できる知識を身につけている。 ・研究開発・技術協力・商取引を遂行する上で必要な語学力を身につけている。 ・高度なプレゼンテーション能力を持つことに加えて、様々な相手に対しそれぞれ効果的な手段で意思疎通ができる。	

表 3-1-2 大学院研究科・各専攻のディプロマ・ポリシー

獣医生命科学研究科のディプロマ・ポリシー	
獣医生命科学研究科では、教育目的に基づき、各課程の所定の授業科目および単位を取得し、学位論文を提出後、最終試験に合格した者に対し、学位を授与する。	
獣医学専攻博士課程のディプロマ・ポリシー	
獣医学専攻博士課程は、所定の年限在学し、研究指導を受け、査読付きの論文を専攻で定めた基準以上発表し、本研究科が行う博士論文の審査および試験に合格した者ならびに次の能力を有する人物に対し、博士の学位を授与する。 ・獣医学の基礎、病態、応用および臨床の各専門領域における深い学識と高度な実験技術・分析能力を備えている。 またその学識と技術・能力を基盤として独創的な課題・テーマを設定し、自ら、それを解決・展開できる。さらにその成果を論文化する能力を有している。	

・学内だけでなく、国内外を問わず必要に応じて他の研究機関との共同研究を企画・実施できる能力を身につけている。 ・高い専門性のある能力のみに偏らず、生命や社会現象に対する深い理解に基づいた高度な倫理性と、バランス感覚を身につけている。 ・単なる科学技術のみに偏らず、人や自然との調和ある共存と秩序ある人類の繁栄の維持に貢献できる。
獣医保健看護学専攻(博士前期課程)のディプロマ・ポリシー
獣医保健看護学専攻博士前期課程は、所定の年限在学し、研究指導を受け、本研究科が行う修士論文の審査および試験に合格した者ならびに次の能力を有する人物に対し、修士の学位を授与する。 ・生命現象の基礎知識と獣医保健看護学領域の専門知識および実験技術・分析能力を身につけ、自ら研究課題を設定・解決できる能力を有している。 ・科学的倫理性を踏まえ、物事を多面的かつ論理的に考察し、自らの研究成果を表現できる能力を有している。 ・専門分野における英語論文の内容を理解し、国際的な知識を修得する能力を有している。 ・獣医保健看護学の役割を理解し、社会の発展に寄与する意欲と能力を有している。
獣医保健看護学専攻(博士後期課程)のディプロマ・ポリシー
獣医保健看護学専攻博士後期課程は、所定の年限在学し、研究指導を受け、査読付きの論文を専攻で定めた基準以上発表し、本研究科が行う博士論文の審査および試験に合格した者ならびに次の能力を有する人物に対し、博士の学位を授与する。 ・幅広い生命現象の基礎知識と獣医保健看護学領域の深い学識と高度な実験技術・分析能力を身につけ、自ら研究課題を設定・解決でき、その研究成果を論文化する能力を有している。 ・獣医保健看護学領域における諸課題を解決するため、柔軟に思考でき、必要に応じて他の学問分野と融合できる能力を身につけている。 ・獣医保健看護学の専門的知識と語学力を基盤とし、国際性やコミュニケーション能力を有している。 ・高度な倫理性と強い責任感を備え、獣医保健看護学研究を通じて社会に貢献する意欲と能力を有している。
応用生命科学専攻(博士前期課程)のディプロマ・ポリシー
応用生命科学専攻博士前期課程は、所定の年限在学し、研究指導を受け、本研究科が行う修士論文の審査および試験に合格した者ならびに次の能力を有する人物に対し、修士の学位を授与する。・動物科学または食品科学分野に関する幅広い知識および基礎的な研究技術を有している。 ・動物科学または食品科学分野における特定の課題について研究を行い、課題解決できる能力を身につけている。 ・生命や社会現象に対する深い理解に基づいた高度な倫理性と、バランス感覚を身につけている。 ・研究成果を公表するために必要なプレゼンテーション能力およびコミュニケーション能力を有している。
応用生命科学専攻(博士後期課程)のディプロマ・ポリシー
応用生命科学専攻博士後期課程は、所定の年限在学し、研究指導を受け、査読付きの論文を専攻で定めた基準以上発表し、本研究科が行う博士論文の審査および試験に合格した者ならびに次の能力を有する人物に対し、博士の学位を授与する ・動物科学または食品科学の専門領域における深い学識と高度な実験技術・分析能力を備えている。 ・動物科学または食品科学分野の学識と技術・能力を基盤として独創的な課題・テーマを設定し、自ら、それを解決・展開できる能力を身につけている。 ・生命や社会現象に対する深い理解に基づいた高度な倫理性と、バランス感覚を身につけている。 ・研究成果を公表するために必要なプレゼンテーション能力、コミュニケーション能力および論文作成能力を有している。 ・必要に応じて他研究機関との共同研究を企画・実施できる能力を身につけている。

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

ディプロマ・ポリシーを踏まえたカリキュラム・ポリシー、カリキュラムを作成しており、身につけるべき能力を意識した単位認定基準、進級基準、卒業認定基準等を策定している。

卒業認定基準については「大学学則」及び「大学院学則」において規定し、「学生便覧」を配付することで周知している。各学部における進級基準については、「日本獣医生命科学大学履修細則」において規定し、時間割冊子「CAMPUS」を配付することで周知している。単位認定基準については「大学学則」、「大学院学則」及び「日本獣医生命科学大学履修細則」において規定し、それぞれ「学生便覧」及び「CAMPUS」により周知している。その他、大学ホームページを通じて、広く学内外へ周知をしている。

また、学期の初めに全学年学科及び全専攻科を対象に「カリキュラムガイダンス」を開催し、学生へ卒業認定基準・進級基準の説明を行っている。

なお、各学部においては、入学年度毎に策定する「教育課程の編成方針」に基づき、各教育課程に配置するすべての科目のシラバスに「授業のねらい」と「到達目標」（獣医学科一部科目は「全体目標」と「一般目標」）を明記することでディプロマ・ポリシーとの結びつきを意識させている。

表 3-1-3 卒業認定基準

【獣医学部】

科 目		獣医学科	科 目		獣医保健看護学科
必修科目	コアカリキュラム	149.5 単位	必修科目		94 単位
	コアカリキュラム以外	22 単位	選択科目	教養科目	12 単位
選択科目	語学系	3 単位		専門科目	18 単位
	自然科学系	6 単位	計		124 単位
	人文・社会科学系	4 単位			
	獣医専門系およびアドバンス科目系(講義)	6 単位			
	獣医専門系およびアドバンス科目系(実習)	3 単位			
計		193.5 単位			

【応用生命科学部】

科目		動物科学科	科目		食品科学科
必修科目		39 単位	教養科目	自然科学	10 単位
選択科目	第一類	40 単位		人文社会科学	10 単位
	第二類	8 単位		健康科学	2 単位
	第三類	12 単位	外国語科目	英語(必修)	4 単位
	外国語	6 単位		英語(選択)	4 単位
	第一類～第三類 外国語	19 単位		第二外国語	2 単位
計		124 単位	選択科目	必修科目	37 単位
				選択科目	55 単位
			計		124 単位

表 3-1-4 進級認定基準

【1 年次終了時】

学科	要件
獣医学科	必修講義科目は 12 科目中 10 科目以上、必修実習科目は 2 科目すべてを修得すること。
獣医保健看護学科	必修講義科目は 24 単位のうち 18 単位以上、必修実習科目は 5 単位すべて、選択科目(教養科目)は 31 単位のうち 8 単位以上を修得すること。
動物科学科	必修科目は 15 単位のうち 8 単位以上、選択科目第一類は 10 単位のうち 6 単位以上、選択科目第三類は 22 単位

日本獣医生命科学大学

	のうち6単位以上、総授業科目は55単位のうち36単位以上を修得すること。
食品科学科	必修科目(外国語科目+専門科目)は11単位のうち9単位以上、選択科目(教養科目+外国語科目+専門科目)は46単位のうち21単位以上を修得すること。

【2年次終了時】

学科	要件
獣医学科	必修講義科目は28科目のうち25科目以上、必修実習科目は5科目すべてを修得すること。
獣医保健 看護学科	必修講義科目は48単位のうち40単位以上、必修実習科目は15単位すべてを修得すること。
動物科学科	必修科目は27単位のうち20単位以上、選択科目第一類は30単位のうち20単位以上、選択科目第三類は32単位のうち10単位以上、選択科目外国語は14単位のうち英語科目を4単位以上、総授業科目は114単位のうち78単位以上を修得すること。
食品科学科	必修科目(外国語科目・専門科目)は31単位のうち26単位以上、選択科目は以下のとおり修得すること。 教養科目：自然科学は22単位のうち10単位以上、人文社会科学は16単位のうち8単位以上、健康科学は4単位のうち2単位以上 外国語科目：英語は8単位のうち2単位以上 専門科目：27単位のうち14単位以上 ※必修科目と選択科目をあわせた全科目において、条件を満たしていない場合、4単位以内の不足であれば進級を認定する。

【3年次終了時】

学科	要件
獣医学科	必修講義科目は51科目のうち48科目以上、必修実習科目は13科目すべて、選択科目は以下のとおりを修得すること。 語学系：5単位のうち3単位以上 自然科学系：10単位のうち6単位以上 人文・社会科学系：14単位のうち3単位以上 獣医専門系（講義）：4単位のうち2単位以上 獣医専門系（実習）：2単位のうち1単位以上
獣医保健 看護学科	必修講義科目は62単位のうち56単位以上、必修実習科目は23単位すべてを修得すること。
動物科学科	必修科目は35単位のうち29単位以上、選択科目第一類は56単位のうち35単位以上、選択科目第二類は20単位のうち6単位以上、選択科目外国語は17単位のうち英語科目を6単位以上、総授業科目は162単位のうち100単位以上を修得すること。
食品科学科	必修科目(外国語科目・専門科目)は40単位のうち32単位以上、選択科目は以下のとおり修得すること。 教養科目：自然科学は22単位のうち10単位以上、人文科学は16単位のうち8単位以上、健康科学は4単位のうち2単位以上 外国語科目：英語は12単位のうち4単位以上 専門科目：58単位のうち35単位以上 ※必修科目と選択科目をあわせた全科目において、条件を満たしていない場合、4単位以内の不足であれば進級を認定する。

【4 年次終了時】

学科	要件
獣医学科	必修講義科目は 76 科目すべて、必修実習科目は 24 科目すべてを修得すること。

【5 年次終了時】

学科	要件
獣医学科	必修講義科目は 89 科目すべて、必修実習科目は 33 科目すべてを修得すること。

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用**【学部】**

単位認定基準の厳格な適用については、「大学学則」及び「日本獣医生命科学大学履修細則」に基づき、科目毎に適切な単位認定がなされている。単位認定にあたっては、「シラバス作成のガイドライン」に基づき、シラバスに示す「到達目標」「成績評価基準」「ルーブリック」に基づき、厳正に成績評価を行っている。「到達目標」は「こんなことができる」「こんなことを知ることができる」というような身につく能力をイメージするようディプロマ・ポリシーを意識し、「授業のねらい」との整合性を保つことに留意し作成している。なお、作成されたシラバスの記載項目や内容については、単年度毎に各学科教務委員等により第三者チェックを行うことで、適宜修正や見直しを行っている。また、適切な成績管理にあたり、成績評価基準の平準化を目標として、教務委員会にて開講授業科目における科目別の成績評価状況について成績評価が著しく易しい、あるいは厳しい授業科目がないか、GPA(Grade Point Average)を参考とし、全学的に適切な成績管理が行われているかどうかを毎年確認している。分析結果は翌年度の成績評価に向け、各学科で活用している。

学位の授与にあたっては、ディプロマ・ポリシーを踏まえ、各学科において判定会議を行い、厳格に審議した上、その後、学部教授会の議を経て、学長が最終的に卒業を認定し、学位を授与している。

ディプロマ・ポリシーを踏まえた卒業認定・学位授与に求められる体系的な教育課程の構築に向け、初年次教育、教養教育、専門教育、キャリア教育等の様々な観点から教育を実践している。特に、初年次教育については、多様な入学者が自ら学修計画を立て、主体的な学びを実践し、学生の能力を伸長できるようにしている。

全履修科目の成績の平均値を表す GPA 制度を平成 28(2016)年度から導入し、学生が「大学ポータル」の学生カルテの成績関連情報から、学期毎に年度別及び通算の GPA の値を確認できるようにしている。「秀：100～95 点」「優：94～80 点」「良：79～65 点」「可：64～60 点」「不可：59 以下」とし、それぞれのグレード・ポイント(GP)を、「秀＝4」「優＝3」「良＝2」「可＝1」「不可＝0」と定めている。なお、各学科で開講する一部の科目、教職課程並びに学芸員課程開講科目、他大学で取得した認定科目等は、GPA 算定の対象外としている。平成 28(2016)年度以降に入学した学生は、各学科で設定した進級基準に加え、GPA を 1.00 以上必要とすることを要件としている。前期までの成績を踏まえ、進級が危ぶまれる学生と概ね GPA が 2.00 以下の学生を対象に学年担任による個別学修指導の面談を実施している。なお、前年度までの GPA が所定の数値（基準）以上の成績優秀者には、「日本獣

医生命科学大学履修細則」第 17 条第 4 項に基づき、履修上限登録単位数を緩和し、学生の自発的な学修時間の確保を可能としている。

表 3-1-5 履修上限登録単位数と基準 GPA

学科	GPA (基準)	履修登録単位数				
		2 年次	3 年次	4 年次	5 年次	6 年次
獣医学科	3.5	1	1	1	1	1
獣医保健看護学科	3.0	6	6	6	-	-
動物科学科	3.0	11	12	0	-	-
食品科学科	3.0	11	11	11	-	-

教務委員会では、入学年度毎に策定する「教育課程の編成方針」より、アセスメント・ポリシーに基づく検証を実施し、卒業認定基準の達成状況、単位取得状況、GPA、シラバスで提示された授業科目の学修目標に対する評価等から、教育課程全体並びに科目を通して学修成果の達成状況を確認し、ディプロマ・ポリシーを満たす人材になったかどうかの検証を行うことで、全学的な教育改革・改善、学生・学修支援の改善等に活用している。

【大学院】

研究科に所属する学生の履修すべき単位及び履修方法については、「大学院学則」第 5 章及び別表並びに「大学院学則取扱に関する申し合わせ事項」に明確に定めており、学生に対しては、毎学年当初に各課程でカリキュラムガイダンスを開催し、当該年度の授業科目とその履修方法等を説明している。

単位認定については、講義、演習、実験について、通常学年の区別を設けていないため、研究指導教員が指導学生の学位論文提出時に併せて行っている。

修了要件は、「大学院学則」第 6 章及び「大学院学則取扱に関する申し合わせ事項」に明記している。

修了の認定は講義、演習、実験の所定の単位を履修するとともに学位論文の審査をもって行うが、学位論文の提出、審査については、「大学院学則取扱に関する申し合わせ事項」、「日本獣医生命科学大学学位規則」、「学位論文審査に関する申し合わせ事項」、「審査委員会の報告に関する書類の様式」、「学位論文提出についての留意事項」に詳細に定め、各専攻とも厳正に適用している。優れた研究業績を挙げた学生については修業年限を短縮(1 年)して学位を授与する制度を設けている。上記「大学院学則」を含めた申し合わせ事項等は、年度毎に「大学院獣医生命科学研究科関係諸規程」として 1 冊にまとめ、教員及び大学院生に配付している。

【エビデンス集・データ編】

表 3-1 授業科目の概要

表 3-2 成績評価基準

表 3-3 修得単位状況(前年度実績)

表 3-4 年間履修登録単位数の上限と進級、卒業(修了)要件(単位数)

【エビデンス集・資料編】

- 資料 3-1-1 令和 4(2022)年度学生便覧 資料 F-5 と同じ
- 資料 3-1-2 大学ホームページ 教育上の目的・3つのポリシー 資料 1-1-4 と同じ
- 資料 3-1-3 日本獣医生命科学大学学則 資料 F-3 と同じ
- 資料 3-1-4 日本獣医生命科学大学大学院学則 資料 F-3 と同じ
- 資料 3-1-5 日本獣医生命科学大学履修細則
- 資料 3-1-6 ①CAMPUS2022(時間割・年間行事予定 等)
②CAMPUS INFORMATION 2022(新入生向け冊子)
- 資料 3-1-7 教育課程の編成方針 2022 年度入学者対象
- 資料 3-1-8 シラバス作成のガイドライン・作成要領(令和 4(2022)年 1 月作成)
- 資料 3-1-9 ①獣医学専攻博士課程大学院学則取扱に関する申し合わせ事項
②獣医保健看護学専攻博士前期課程大学院学則取り扱いに関する申し合わせ事項
③獣医保健看護学専攻博士後期課程大学院学則取り扱いに関する申し合わせ事項
④応用生命科学専攻博士前期課程大学院学則取り扱いに関する申し合わせ事項
⑤応用生命科学専攻博士後期課程大学院学則取り扱いに関する申し合わせ事項
- 資料 3-1-10 日本獣医生命科学大学学位規則
- 資料 3-1-11 ①獣医学専攻博士課程学位論文審査に関する申し合わせ事項
②獣医保健看護学専攻博士前期課程学位論文審査に関する申し合わせ事項
③獣医保健看護学専攻博士後期課程学位論文審査に関する申し合わせ事項
④応用生命科学専攻博士前期課程学位論文審査に関する申し合わせ事項
⑤応用生命科学専攻博士後期課程学位論文審査に関する申し合わせ事項
- 資料 3-1-12 審査委員会の報告に関する書類の様式
- 資料 3-1-13 学位論文提出についての留意事項
- 資料 3-1-14 大学院獣医生命科学研究科関係諸規程

(3) 3-1 の改善・向上方策（将来計画）

各学科及び各専攻において、教員のみならず学生に対してディプロマ・ポリシーを浸透させるための工夫を検討する。また、今後とも、単位認定基準、進級基準、卒業認定基準について厳格な運用を行う。

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

「基準項目 3-2 を満たしている。」

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学の教育の基本的な考え方は教育理念に定めた「愛と科学の心を有する質の高い獣医師と専門職及び研究者の育成」であり、この理念を達成するために、カリキュラム・ポリシー(教育課程編成・実施の方針)を3つのポリシー策定要領に基づき策定している。また、カリキュラム改正時には、カリキュラム(教育課程)とポリシー(ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシー)との整合性について教務委員会で確認している。なお、大学ホームページ等を活用して、広く周知に努めている。

表 3-2-1 各学部学科のカリキュラム・ポリシー

【獣医学部】

獣医学部のカリキュラム・ポリシー
獣医学部では、初年次教育として語学系や人文社会系など教養科目や概論を編成し、学修意欲をもって能動的学修に励むよう、導入教育を実施する。また、1年次から4年次までの間に開講される動物心理学、動物福祉および動物倫理などに関する科目を通して、生命倫理を踏まえ、誠実・公正なる判断力と対応力を養う。2・3年次では、獣医療および動物看護に必要な専門基礎教育を受け、主体的に専門科目を学び、3年次以降の専門教育の講義・実習により、高度な専門知識と技術を修得するとともに、協調性をもって誠実にコミュニケーションをはかる人材を育成する。また、社会的・職業的自立を目的としたキャリア教育としてインターンシップに関連する科目により、実践的な就業体験を実施する。
獣医学科のカリキュラム・ポリシー
獣医学科は、以下の方針で教育課程を編成し、実施する。初年次教育として、自然科学、語学および人文・社会系の教養教育とともに、概論を通して獣医学の幅広い分野と社会が求める獣医師との関係を理解させ、基礎獣医学の一部科目を配置することで獣医学に対する知的好奇心をもって能動的学修に励むよう導入教育を実施する。専門教育として、2年次より基礎獣医学および病態獣医学に関連する科目、3年次からは応用獣医学および臨床獣医学の科目を配置し、獣医師としての基本的な専門知識と技能を修得させる。さらに、4年次以降の公衆衛生関連実習および参加型臨床実習においてはより実践的な思考能力や判断力および技能を身につけることを目的とする。加えて、3年次より研究室に配属し、卒業論文のための実験・研究を通し自分の学修課題を見出して解決する能力を養成する。 また、「動物福祉学」、「獣医倫理学」、「獣医事法規」を学ぶことで生命倫理を踏まえた獣医師として、誠実・公正なる判断力と対応力を養う。 キャリア教育として社会での実践的な獣医師の役割を体感する「学外実習」を提供し、社会的・職業的自立を目指す。 (各専門分野の到達目標) ・基礎獣医学：主要動物の身体の発生、正常な構造・機能を理解し説明できる。 また、獣医師の社会的役割を理解し、獣医倫理を実践に応用できる資質を身につける。 ・病態獣医学：獣医臨床および公衆衛生に関わる病因、病態を理解し説明できる。 ・応用獣医学：産業動物、伴侶動物および実験動物の環境衛生、疾病予防を理解し説明できる。また、公衆衛生の基本的な考えを理解し、人の健康増進、野生動物を含めた地球環境保全に必要な知識を身につける。 ・臨床獣医学：主要疾患の病態や病因、診断、治療の基本的な知識を修得し説明できる。また、獣医師として適切な態度と行動を身につける。
獣医保健看護学科のカリキュラム・ポリシー
獣医保健看護学科は、以下の方針で教育課程を編成し、実施する。 初年次教育として、幅広い人格形成を助けるため自然科学、語学および人文社会系の教養教育を行うとともに、動物看護、獣医保健領域の概念を理解させ、能動的学修に励むよう導入教育を実施する。また、社会福祉系の科目を学ぶことで社会構造と生命倫理を踏まえた誠実・公正なる判断力と対応力を養う。専門教育科目を1年次より順次配置し、3年次以降は学生が将来を踏まえ選択した専門分野において卒業研究等により、高度な専門知識と技能を修得させる。加えて、卒業研究をととして協調性やコミュニケーション能力を養成する。 また、キャリア教育として動物病院や動物園での実習の場を提供し、社会的・職業的自立を目指す。 (各専門分野の到達目標) ・臨床動物看護系：各種疾病の病態および症状を理解し、対処方法および予防法を説明できる。チーム獣医療の一員として動物医療に関わる知識を有し、動物看護の技術を身につける。 ・獣医保健系：獣医療に関わる動物の生理・解剖、疾病の原因、病態を理解し、動物の健康増進、疾病予防、早期発見・早期処置に関わる知識と技術を身につける。 ・環境保全系：野生動物学、環境衛生学の知識を有し、公衆衛生活動および野生動物保護活動の技術を身につける。 ・動物福祉系：動物福祉の現状、関連法規を理解し、動物介在活動の知識と技術を身につける。

【応用生命科学部】

応用生命科学部のカリキュラム・ポリシー
応用生命科学部では、初年次教育として教養科目および専門基礎科目を編成するとともに、少数の専門科目や専門科目を意識させる科目を必修科目とし、専門教育の能動的学修に意欲を持たせる教育を実施する。2・3年次では、専門教育として講義とその講義に関する実験・実習を行うとともに、人文・社会科学分野を専門教育の必修科目に入れ、幅広い知識を修得させる。また、自主的に課題設定力、問題解決力、表現能力、コミュニケーション能力などを修得するために、卒業論文作成や参加型のグループワークを実施する。外国語は、グローバル化を意識し、専門英語を含めて全学年に講義科目を編成する。また、社会的・職業的自立を目的としたキャリア教育として、インターンシップに関連する科目やキャリア支援講座を実施する。
動物科学科のカリキュラム・ポリシー
動物科学科は、以下の方針で教育課程を編成し、実施する。 初年次教育として、教養科目および「フレッシュ・ゼミ」や「動物資源科学概論」を配置するとともに、専門科目の一部を必修科目とし、専門教育の能動的学修に意欲を持たせる教育を実施する。2・3年次では、応用動物科学、畜産資源科学に加え、動物社会科学を専門分野と設定し、幅広い知識を修得させる。また、課題設定力、問題解決力、表現能力、コミュニケーション能力などを修得するために、レポート課題や参加型のグループワーク、卒業論文に取り組む編成とする。 また、3年次には学外の各分野講師や社会の第一線で活躍している本学科卒業生を招聘した「キャリア形成支援講座」を開講することにより、多様なキャリア教育を展開する。 (各専門分野の到達目標) ・応用動物科学：バイオテクノロジーに係る基礎的な知識・手法を理解し、動物の分子レベルの新知見探索と品種改良等に習熟する。 ・畜産資源科学：動物(特に産業動物)生産に係る基礎的な知識・手法を理解し、効率的な動物生産・飼育技術を身につける。 ・動物社会科学：ヒト・動物の関係をめぐる社会科学的な論理的思考能力を養うための基礎的知識と研究手法を理解し、課題に対して対象へのヒアリングやアンケート等の調査や数値統計解析の実践的分析能力も合わせて身につける。
食品科学科のカリキュラム・ポリシー
食品科学科は、以下の方針で教育課程を編成し、実施する。 初年次教育として、語学、自然科学、人文社会科学等の教養科目に加え、専門科目に食に関する複数の入門科目を配置し、専門教育の能動的学修に意欲を持たせる教育を実施する。2・3年次では、食品生命科学を基盤として研究開発・安全衛生・産業創出の3つの柱を専門分野として設定し、専門的知識と研究スキルが修得できる教育を行う。また、課題設定力、問題解決力、表現能力、コミュニケーション能力など社会で求められる実践力を養成する科目に取り組む編成とする。 さらに、食のスペシャリストによる特別講義や学生が就業体験をするインターンシップなどを備えたキャリア教育を展開する。 (各専門分野の到達目標) ・研究開発：栄養生理、免疫、おいしさなどに重要な役割を果たす機能性とそれらの関与成分を学ぶ。探索的研究も含め、機能性に関連する基盤研究課題の理解を深め、実現化につながる研究スキルを身につける。 ・安全衛生：微生物や有害物質の生体への影響、検査法、衛生管理等について学ぶ。食品の品質保証に必要な衛生管理や分析技術の向上を目的とした研究スキルを身につける。 ・産業創出：食品の製造、加工、調理やマーケティング等について学ぶ。開発研究、用途研究を進めるとともに、研究成果を経済性、マーケティングからの視点から社会への活用や応用する手法を身につける。

表 3-2-2 大学院研究科・各専攻のカリキュラム・ポリシー

獣医生命科学研究科のカリキュラム・ポリシー
獣医生命科学研究科では、獣医学、獣医保健看護学および応用生命科学領域における専門分野を編成し、高度な専門知識の修得とともに、専門職、教育者ならびに研究者として必要な能力、基盤となる学識および国際的視野を持つために必要な専門的な教育を実施する。
獣医学専攻博士課程のカリキュラム・ポリシー
獣医学専攻博士課程では、以下の方針で教育課程を編成し、実施する。 ・「基礎獣医学第Ⅰ」、「基礎獣医学第Ⅱ」、「臨床獣医学」、「応用獣医学」の4専門分野の講義、演習、実験ならびに特別講義を配置し、獣医学に関する専門的知識を修得させる。 ・課題の立案、研究解決ならびに博士論文作成を通じて、問題解決の手法、論理的な思考法、発展的課題の設定法、科学に関する倫理をより深く学ばせる。 ・プレゼンテーション能力および語学力を高めるとともに、自己の研究を客観的に評価する機会をつくるために、研究成果を国内外の学会および学術誌において発表することを支援する。 ・自ら主体的に研究を展開し、必要に応じて課題に関連した他研究機関との共同研究あるいは産学連携、地域連携などの社会貢献の経験が積めるように支援する。

獣医保健看護学専攻(博士前期課程)のカリキュラム・ポリシー 獣医保健看護学専攻博士前期課程では、以下の方針で教育課程を編成し、実施する。 ・「基礎獣医保健看護学」、「臨床獣医保健看護学」の2専門分野の講義、演習、研究ならびに特別講義を配置し、獣医保健看護学に関する専門的知識を修得させる。 ・課題の立案、研究解決ならびに修士論文作成を通じて、問題解決の手法、論理的な思考法、発展的課題の設定法、科学に関する倫理をより深く学ばせる。 ・プレゼンテーション能力および語学力を高めるとともに、自己の研究を客観的に評価する機会をつくるために、研究成果を中間発表会および論文発表会で発表するとともに、国内外の学会および学術誌において発表することを支援する。 ・自ら主体的に研究を展開し、必要に応じて課題に関連した他研究機関との共同研究あるいは産学連携、地域連携などの社会貢献の経験が積めるように支援する。
獣医保健看護学専攻(博士後期課程)のカリキュラム・ポリシー 獣医保健看護学専攻博士後期課程では、以下の方針で教育課程を編成し、実施する。 ・博士前期課程の専門分野である基礎獣医保健看護学および臨床獣医保健看護学の2分野を統合した専門分野「先端獣医保健看護学」の演習ならびに研究を配置し、獣医保健看護学に関する専門的知識を修得させる。 ・課題の立案、研究解決ならびに博士論文作成を通じて、問題解決の手法、論理的な思考法、発展的課題の設定法、科学に関する倫理をより深く学ばせる。 ・プレゼンテーション能力および語学力を高めるとともに、自己の研究を客観的に評価する機会をつくるために、研究成果を中間発表会および論文発表会で発表するとともに、国内外の学会および学術誌において発表することを支援する。 ・自ら主体的に研究を展開し、必要に応じて課題に関連した他研究機関との共同研究あるいは産学連携、地域連携などの社会貢献の経験が積めるように支援する。
応用生命科学専攻(博士前期課程)のカリキュラム・ポリシー 応用生命科学専攻博士前期課程では、以下の方針で教育課程を編成し、実施する。 ・「細胞機能科学」、「生命共生社会システム学」、「動物資源生産科学」、「食品基礎科学」、および「食品機能開発学」の5専門分野の講義、演習、研究ならびに特別講義を配置し、応用生命科学に関する専門的知識を修得させる。 ・課題の立案、研究解決ならびに修士論文作成を通じて、問題解決の手法、論理的な思考法、発展的課題の設定法、科学に関する倫理をより深く学ばせる。 ・プレゼンテーション能力および語学力を高めるとともに、自己の研究を客観的に評価する機会をつくるために、研究成果を中間発表会および論文発表会で発表するとともに、国内外の学会および学術誌において発表することを支援する。 ・自ら主体的に研究を展開し、必要に応じて課題に関連した他研究機関との共同研究あるいは産学連携、地域連携などの社会貢献の経験が積めるように支援する。
応用生命科学専攻(博士後期課程)のカリキュラム・ポリシー 応用生命科学専攻博士後期課程では、以下の方針で教育課程を編成し、実施する。 ・専門分野「応用生命科学」の演習ならびに研究を配置し、応用生命科学に関する専門的知識を修得させる。 ・課題の立案、研究解決ならびに博士論文作成を通じて、問題解決の手法、論理的な思考法、発展的課題の設定法、科学に関する倫理をより深く学ばせる。 ・プレゼンテーション能力および語学力を高めるとともに、自己の研究を客観的に評価する機会をつくるために、研究成果を論文発表会で発表するとともに、国内外の学会および学術誌において発表することを支援する。 ・自ら主体的に研究を展開し、必要に応じて課題に関連した他研究機関との共同研究あるいは産学連携、地域連携などの社会貢献の経験が積めるように支援する。

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

ディプロマ・ポリシーは学科の目的(大学学則第3条の2)及び課程の目的(大学院学則第4条)を踏まえて策定しており、各学部・各専攻は、それぞれに掲げるディプロマ・ポリシーを実現するためにカリキュラム・ポリシーを策定している。このカリキュラム・ポリシーに沿って設定した授業科目を履修し、所定の単位を修得することで、本学の教育理念「愛と科学の心を有する質の高い獣医師と専門職及び研究者の育成」を達成する。このように、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの一貫性を確保して、各分野の高度な専門知識及び技能を持った人材を育成している。

また、ポリシーの変更時には、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーの一貫性について資料3-2-10を参考にして自己評価委員会で確認している。

表 3-2-3 学部・各学科の目的

【獣医学部】

学科の目的(大学学則第 3 条の 2)
獣医学部は、獣医学及び獣医保健看護学に必須な学術を教育・研究し、併せて学生の人格・素質を陶冶する。さらに、獣医学と獣医保健看護学の基礎・臨床及び社会的意義について充分認知させるとともに、生命倫理を踏まえ、誠実・公正なる判断と対応ができる人材の育成を目的とする。
獣医学科の目的
獣医学科は、高度先端獣医療及び生命科学領域の進展等の新たな社会の変化に対応できる先導的な獣医学の教育・研究を行い、自ら学び、考え、問題を解決する能力を養うことによって、飼育動物診療、動物に関する保健衛生の向上、畜産業の発達、並びに公衆衛生の向上に寄与する獣医師を育成する。
獣医保健看護学科の目的
獣医保健看護学科は、ヒトと動物の福祉と共生に寄与するために、伴侶動物のみならず産業動物及び野生動物の生命を尊重し、獣医保健学及び獣医看護学に基づいて、進展する高度先端獣医療をはじめとする諸科学の教育を体系的に行うことにより、関連科学との交流を推進するとともに、その活用と社会貢献に寄与する獣医療技術者を育成する。

【応用生命科学部】

学科の目的(大学学則第 3 条の 2)
応用生命科学部は、食資源動物の生産や管理、食品の栄養や品質管理及び安全性等に関する学理の探求と技術の開発をするとともに、人類と動物の福祉に貢献できる資質の優れた動物科学及び食品科学における専門職の育成を目的とする。
動物科学科の目的
動物科学科は、食資源動物の生産管理に関わる基礎及び応用科学並びに動物の生命、共生及び社会性等に関する教育を行い、人類の福祉及び地球環境の保全に資するとともに、社会貢献に寄与する専門職を育成する。
食品科学科の目的
食品科学科は、動物性及び植物性食品の全般にわたり、食品科学新時代に相応しい食品の栄養、品質、安全性、保存及び加工技術等の理論と技術に関する教育を行い、食料安全保障の向上に資するとともに、未来の食品科学の開発に寄与する専門職を育成する。

表 3-2-4 大学院・各専攻の目的

課程の目的(大学院学則第 4 条)
獣医学専攻博士課程の目的
獣医学専攻博士課程は、動物の医療と保健の実践、及び人類の公衆衛生を支援する医学技術を備えた学究を行うとともに、人の倫理に応え、模範となる高度の獣医療専門職、教育者並びに研究者を育成する。
獣医保健看護学専攻博士前期課程の目的
獣医保健看護学専攻博士前期課程は、獣医療及びヒトと動物の共生社会に寄与する獣医保健看護学の高度な大学院教育を実践し、生命倫理の理念に基づく獣医保健学及び獣医看護学に関する専門能力を有する専門職、教育者並びに研究者を育成する。
獣医保健看護学専攻博士後期課程の目的
獣医保健看護学専攻博士後期課程は、獣医療及びヒトと動物の共生社会に寄与する獣医保健看護学の先端的な大学院教育を実践し、複雑化・多様化する社会に対応しうる創造力豊かで生命倫理の理念に基づいた将来の獣医保健看護学分野を担う高度の専門職、教育者並びに研究者を育成する。
応用生命科学専攻博士前期課程の目的
応用生命科学専攻博士前期課程は、現在及び近未来の応用生命科学を遂行するために必要な、広い知識と技術能力を備えた動物及び食品科学の専門職、教育者並びに研究者を育成する。
応用生命科学専攻博士後期課程の目的
応用生命科学専攻博士後期課程は、生命科学新時代の開拓者として必要な、先端的で高度な知識と技術能力を備えた動物及び食品科学の高度の専門職、教育者並びに研究者を育成する。

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

【学部】

獣医学科はカリキュラム・ポリシーに沿った教育課程を編成し、基礎獣医学、病態獣医学、応用獣医学、臨床獣医学の 4 つの領域を通じて、高度な専門性に加え社会が求める能力を身に付けた獣医師を育成する。

獣医保健看護学科は臨床動物看護系、環境保全系、獣医保健系、動物福祉系の 4 つの領

域を通じて、獣医学に精通した動物看護師をはじめとする獣医療専門技術者を育成するカリキュラムを編成する。

動物科学科は畜産資源科学、応用動物科学及び動物社会科学の3つの領域を通じ、動物・食料生産に深く関わり人間と動物を支える人材を育成するカリキュラムを編成する。

食品科学科では、食品学、食品機能学、食品加工貯蔵学、食品経済・経営学及び食品生命科学の5つの領域を通じて、「食のスペシャリストを育成する」という視点から深く学び、探究することを編成方針としたカリキュラムを編成していたが、令和3(2021)年度カリキュラム・ポリシーの改正を行い、「研究開発」「安全衛生」「産業創出」の3つの分野を軸とした「食べる」「つくる」「研究」が大好きな人たちの「食」への関心をさらに育て、社会に役立てることを目的とした社会実装型教育・研究プログラムとして、3分野における高度な専門職人材を育成するためのカリキュラムに再編成した。

【大学院】

獣医学専攻博士課程は、動物の医療と保健の実践、及び人類の公衆衛生を支援する医学技術を備えた学究を行うとともに、人の倫理に応え、模範となる高度の獣医療専門職、教育者並びに研究者を育成するためのカリキュラムを編成している。

獣医保健看護学専攻博士前期課程は、獣医療及びヒトと動物の共生社会に寄与する獣医保健看護学の高度な大学院教育を実践し、生命倫理の理念に基づく獣医保健学及び獣医看護学に関する専門能力を有する専門職、教育者並びに研究者を育成するためのカリキュラムを編成している。

獣医保健看護学専攻博士後期課程は、獣医療及びヒトと動物の共生社会に寄与する獣医保健看護学の先端的な大学院教育を実践し、複雑化・多様化する社会に対応しうる創造力豊かで生命倫理の理念に基づいた将来の獣医保健看護学分野を担う高度の専門職、教育者並びに研究者を育成するためのカリキュラムを編成している。

応用生命科学専攻博士前期課程は、現在及び近未来の応用生命科学を遂行するために必要な、広い知識と技術能力を備えた動物及び食品科学の専門職、教育者並びに研究者を育成する。

応用生命科学専攻博士後期課程は、生命科学新時代の開拓者として必要な、先端的で高度な知識と技術能力を備えた動物及び食品科学の高度の専門職、教育者並びに研究者を育成する。

各専攻とも、カリキュラム・ポリシーに即したカリキュラムの編成となっており、教育目的について対応できている。

シラバスについては、大学設置基準第25条の2を踏まえ、教務委員会が中心となってシラバス作成のガイドラインを定め、各学科に対し、適切な内容のシラバスを作成できるよう説明している。また詳細な作成要領を作成することで、教員が責任をもって作成する仕組みを整備している。作成後は各学科の内容チェックにより、第三者点検及び修正依頼・内容修正の後、年度初めに大学ホームページ及び大学ポータルより公開している。

学生の履修については、「日本獣医生命科学大学履修細則」の中で、学科毎に履修登録上限単位数を定めており、単位制度の実質化を保つため、シラバス作成要領にて授業外学修時間の具体的な指示、時間の目安を示し、予習・復習時間を考慮した上で授業をデザインするよう指示している。

なお、今後の課題として、遠隔授業時の授業外学修時間における予習・復習に係る適正な時間数について検討し、単位制度の実質化に向き合う必要がある。

3-2-④ 教養教育の実施

本学の教養科目は高学年で学修する専門科目に備え、主に1年次を主とし、人間としての在り方や生き方に関する洞察、現実を正しく理解する力、並びに次世代が推進すべきダイバーシティやサステナビリティ等の多様な考え方や豊かな心を育む一般教養科目（人文科学系、社会科学系、自然科学系）を設定している。また現代社会において必要なグローバルな視点から物事をとらえる力、外国語によるコミュニケーション能力を育成するために外国語科目を設定している。

表 3-2-3 各学科の教養科目

【獣医学科】

一般教養科目	生命科学研究論、生物学、化学、物理学、科学史、数学、情報学、文章表現法、健康科学、スポーツ野外活動、心理学、哲学、経済学、法学、サイエンスセミナー
外国語科目	English Communication、独語、仏語、中国語

【獣医保健看護学科】

一般教養科目	生物学ⅠⅡ、物理学ⅠⅡ、化学ⅠⅡ、国文学、法学、経済学、数学、健康科学、スポーツ野外活動、哲学、心理学
外国語科目	Reading EnglishⅠⅡ、English CommunicationⅠⅡ

【動物科学科】

一般教養科目	数学ⅠⅡ、生物学ⅠⅡ、化学ⅠⅡ、物理学ⅠⅡ、国語表現法、国文学、経済学、有機化学、歴史学、心理学、哲学、法学、スポーツ実技、スポーツ野外活動
外国語科目	English Listening、English ReadingⅠⅡ、English CommunicationⅠⅡ、English Proficiency Tests、仏語、独語、中国語

【食品科学科】

一般教養科目	数学ⅠⅡ、化学ⅠⅡ、物理学ⅠⅡ、生物学ⅠⅡ、国語表現法、国文学、歴史学、哲学、経済学、法学、社会学、心理学、スポーツ実技、スポーツ野外活動、健康科学
外国語科目	Basic English A B、Intermediate English A B、Comprehensive English A B、TOEIC A B、Advanced English Reading A B、Advanced Comprehensive English A B、English Conversation A B、独語ⅠⅡ、仏語ⅠⅡ、中国語ⅠⅡ

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

学部・学科における教務委員会による議論、FD(Faculty Development)委員会における学生によるカリキュラム・授業改善アンケートとその結果分析やFD委員会主催による講演会やワークショップによって紹介される様々な教授手法を参考にしながら、教育目標を達成するために多くの教員が、クリッカーシステムを使った双方向型授業やグループワーク形式の学生参加型授業に取り組んでいる。平成28(2016)年度からは、全学的に学修支援システム(LMS)が導入され、学生の授業時間外学修を増やす対策がスタートし、その利

用を進める方策を検討すると同時に、学生や教員の利用時間や利用状況に応じた年次目標を設定し、学修支援のためのシステム活用を図っている。

さらに、教授方法を効果的に実施するため、令和2(2020)年度よりデザイナーによる教材用のイラストを外注して教材作成を支援し、遠隔授業においてより効果的な授業を構築できるよう推進している。令和2(2020)年度以降は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、一部の講義科目でのWebシステムを使ったオンラインによる遠隔授業においてもアクティブ・ラーニングを取り入れている。実習科目は面接授業を実施し、能動的学修を推進していたが、令和2(2020)年度以降は、実習科目においても面接授業を基本としながら、一部の事前学習・講義の単元にて遠隔授業を導入し、面接授業では実技の修得に集中した効率的な学修を行えるよう取り組んでいる。

教育内容及び教育方法等の改善を恒常的に図るためFD委員会を設置している。本学におけるFD活動推進のため、学生による授業評価アンケートの実施及び実施結果に基づく授業改善及び評価、学生が参画するFDの実施、学修支援システムの活用推進、講演会・ワークショップ・セミナーの学内開催、学外FD研修会(日本医科大学)への参加を計画・実施している。また、当該活動については事業計画PDCAサイクルにより継続的な改善に取り組んでいる。

【エビデンス集・資料編】

- 資料 3-2-1 大学ホームページ 教育上の目的・3つのポリシー
- 資料 3-2-2 日本獣医生命科学大学学則 資料 F-3 と同じ
- 資料 3-2-3 日本獣医生命科学大学大学院学則 資料 F-3 と同じ
- 資料 3-2-4 日本獣医生命科学大学履修細則 資料 3-1-5 と同じ
- 資料 3-2-5 ①CAMPUS2022(時間割・年間行事予定 等) 資料 3-1-6 と同じ
②CAMPUS INFORMATION 2022(新入生向け冊子) 資料 3-1-6 と同じ
- 資料 3-2-6 教育課程の編成方針 2022 年度入学対象 資料 3-1-7 と同じ
- 資料 3-2-7 シラバス 資料 F-8 と同じ
- 資料 3-2-8 シラバス作成のガイドライン・作成要領(令和4(2022)年1月作成)
資料 3-1-8 と同じ
- 資料 3-2-9 教材作成支援に係るイラストのご利用について(お知らせ)
- 資料 3-2-10 3つのポリシーチェックポイント(獣医学部) 資料 1-2-16 と同じ
3つのポリシーチェックポイント(応用生命科学部) 資料 1-2-16 と同じ

(3) 3-2の改善・向上方策(将来計画)

ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの整合性は自己評価委員会で確認し、カリキュラム・ポリシーと教育課程の整合性は教務委員会にて確認しており、学位プログラムとしての整合性は取れている。今後はガイドラインを作成し、学部のポリシーと学科のポリシーの整合性を図る。

カリキュラム・ポリシーについて、学部では現在行われているカリキュラム編成体制を保持し、引き続き各学科におけるカリキュラム・ポリシーに即した体系的な教育課程の構築を行う。大学院では各専攻とも、カリキュラム・ポリシーに即したカリキュラムの編成

となっており、教育目的について対応できている。

また、プレゼンテーション、ディスカッション等、アクティブ・ラーニングの要素を取り入れた科目を多く授業展開できるように促進する。

引き続き、カリキュラム・ポリシーに即した体系的な教育課程の内容に基づく人文科学・社会科学等の一般教養科目、外国語科目及び情報関連科目を編成するとともに、初年次教育科目の位置づけと内容について整備する。

教授法の工夫・開発と効果的な実施について、引き続き、ICT を活用した授業方法の改善と工夫及びアクティブ・ラーニングに関するFDを実施し、教員の積極的な導入を推進する。そして、既に改善・工夫を実施している科目については、シラバスへ内容を記載する。

また、FD活動を推進するとともに、各事業計画におけるPDCAサイクルを円滑に遂行し、継続的な改善に取り組む。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3 の自己判定

「基準項目 3-3 を満たしている。」

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

学修成果の明示については、令和 2(2020)年度卒業生より、学位証書補足資料としてディプロマ・サプリメントを配付することにより、卒業時の学修成果の客観的な明示を行っている。また、令和 4(2022)年度からは学生ポートフォリオを導入したことから、今後、より精度の高い3つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の運用を実施する。

多様な尺度・指標や測定方法による学修成果の点検・評価については、学生や卒業生の意識、学修状況、満足度を把握するための卒業者調査と学生調査を行い、IR 推進委員会で確認している。

卒業者調査として行う「卒業生アンケート」では、教育、施設及び支援・サービスの満足度等に加え、各学科のディプロマ・ポリシーに設定している能力について身についたか否か等の調査を行い、状況把握を行っている。

学生調査は全学生を対象として、一般社団法人大学 IR(Institution Research) コンソーシアムの主催する学生調査を実施しており、学生の学習行動や学習時間、能力に関する自己評価、満足度を中心とした調査を行っている。また、資格取得状況や学修時間等について収集し、いずれも IR 推進委員会にて、毎年、経年変化を含めて確認し、結果を大学ホームページに掲載している。

図 3-3-1 ディプロマ・サプリメント(イメージ)



3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

学生調査の結果の中でも特に、教務委員会より IR 推進委員会に依頼があり、入学後の能力変化や学習時間についての抜粋レポートを令和元(2019)年度より提出しており、教務委員会にて確認し、授業等教育活動の見直し等に活用している。その他の項目についても、教員が各々確認できるよう学内で閲覧できる環境となっており、これらを参考に大学院、各学科で改善について検討し、カリキュラムの改善等に利用している。

【エビデンス集・資料編】

資料 3-3-1 大学ホームページ 「データで読み解くニチジュウ」

- ① 学修時間等
- ② 授業アンケート結果
- ③ 学修成果等
- ④ 資格取得等実績
- ⑤ 就職等進路に係る実績等

資料 3-3-2 【調査報告書】「学生調査 2021」 資料 2-6-9 と同じ

資料 3-3-3 【調査報告書】「卒業生アンケート 2020」

資料 3-3-4 学修成果の把握(令和 2 年度)

資料 3-3-5 学修時間の実態及び学修行動の把握(令和 2 年度)

(3) 3-3 の改善・向上方策(将来計画)

今後も卒業時にディプロマ・サプリメントの配付を行い、課題や検討事項が生じた際は改めて内容を検討する。

また、学生の学修状況・資格取得状況・就職状況の調査、学生の意識調査、卒業時の満足度調査等について引き続き大学ホームページ等にて公開する。

あわせて、学修成果の現状と課題について考察し、教育内容・方法及び学習指導の改善に活用する。

【基準 3 の自己評価】

教育課程については、教育理念に基づきディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーを定め、単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定を行っている。これら各種基準については規定として定め、周知とともに厳正な適用を行っている。

また、定期的にディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーの整合性を自己評価委員会にて確認しており、カリキュラム・ポリシーと教育課程の整合性を教務委員会にて確認している。

教授方法の工夫・開発と効果的な実施については今後も FD 活動を推進するとともに、各事業計画における PDCA サイクルを円滑に遂行し、継続的な改善に取り組む。

なお、従来の卒業生調査、学生調査に加え令和 2(2020)年度卒業生よりディプロマ・サプリメントを配付し、卒業時の学修成果の客観的な明示を行っている。

以上のことから、基準 3 を満たしていると判断する。

基準 4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

「基準項目 4-1 を満たしている。」

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

学長が学務を総括するにあたり、自らのリーダーシップの下に戦略的に大学を運営できるガバナンス体制を構築するために、大学戦略会議を設置している。大学戦略会議は学長を議長とし、獣医生命科学研究科長、獣医学部長、応用生命科学部長、各学科長、教務部長、学生部長、研究部長等大学役職者等から構成され、①教育課程の編成方針に関する事項、②入学者選抜の実施方針に関する事項、③戦略的な研究の推進に関する事項、④大学の重要な組織の設置又は改廃に関する事項、⑤予算及び学生納付金に関する事項、⑥年度及び中長期の事業計画に関する事項、⑦その他学長が必要と認める事項について審議し、学長の意思決定を補佐している。

なお、大学戦略会議では審議を円滑に行うために委員会を置くことができることとしており、令和 4(2022)年 5 月 1 日現在、以下の委員会が設置されている

表 4-1-1 大学戦略会議の設置委員会 令和 4(2022)年 5 月 1 日現在

委員会名	審議事項	構成(事務局)
補助金検討委員会	(1) 私立大学等経常費補助金(一般補助・特別補助)の申請に関する事項 (2) 私立大学等改革総合支援事業の申請に関する事項 (3) その他補助金等の申請に関する事項	(1) 獣医生命科学研究科長 (2) 獣医学部長 (3) 応用生命科学部長 (4) 教務部長 (5) 事務局長 (6) 学長室・企画調査課課長 (7) 庶務課課長 (8) 教務課課長 (9) 研究推進課課長 (10) 学長が指名した委員若干名
IR 推進委員会	(1) 大学運営に必要な情報の収集・分析に関する事項 (2) 学修時間・教育の成果等に関する情報の収集・分析に関する事項 (3) 情報の収集・分析に基づく大学内外への情報の提供及び大学広報に関する事項 (4) その他学長が諮問する IR(Institutional Research)に関する事項	(1) 獣医生命科学研究科長 (2) 教務部長 (3) 学生部長 (4) 獣医学科長 (5) 獣医保健看護学科長 (6) 動物科学科長 (7) 食品科学科長 (8) 自己評価委員会委員長 (9) 学長室・企画調査課課長 (10) 学長が指名した委員若干名
中長期計画検討委員会	(1) 中長期計画各期のアクションプランの策定	(1) 獣医生命科学研究科長 (2) 獣医学部長

	(2) 中長期計画全体の検証・見直し (3) その他理事長及び学長が必要と認める事項	(3) 応用生命科学部長 (4) 獣医学科長、獣医保健看護学科長、動物科学科長及び食品科学科長 (5) 動物医療センター院長 (6) 牧場長 (7) 学科長が指名する学科教員若干名 (8) 学長が指名した委員若干名
--	---	--

また、令和 2(2020)年度には、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の検討など、学長が本学のガバナンス、特に管理運営に関して、緊急、かつ迅速に対応する必要があると判断する重要事項を審議するために「ガバナンス委員会」が大学戦略会議の委員会として設置された。ガバナンス委員会は、令和 3(2021)年度に日本獣医生命科学大学大学戦略会議規則第 5 条で、「緊急かつ迅速に対応する必要がある重要事項を審議するため、臨時に戦略会議を開催することができる」と規定され、現在では臨時戦略会議として運用されている。

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

教学マネジメントとしては、4-1-①で記載したとおり、学長は学務を総括することを担い、大学戦略会議が学長自らのリーダーシップの下に戦略的に大学を運営できるガバナンス体制を構築し、学長の意思決定を補佐している。また、教授会は合同教授会と学部教授会にて構成されており、そのうち合同教授会は平成 30(2018)年度より非定例開催とし、必要に応じて開催するものと規定した。現在では大学の総意の確認として年数回開催されている。なお、副学長については、本学では置いていない。

学部教授会は月に 1 度定例開催(8 月を除く)する。学部教授会は、日本獣医生命科学大学教授会規則第 10 条第 1 項において、「学長が決定を行うにあたり意見を述べるもの」と位置付けられ、(1)学生の入学及び卒業、(2)学位の授与、(3)(1)及び(2)のほか、教育研究に関する重要な事項で、学部教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が学長裁定(資料 4-1-7)により定めたものを審議している。

大学の意思決定の権限と責任について、学校教育法第 92 条第 3 項に沿って、「学長は、本学の学務を総括し、所属職員を統督する。」と日本獣医生命科学大学組織規則第 15 条第 3 項に定め、学長の権限を明確化している。

教授会などの組織上の位置付け及び役割については、平成 27(2015)年 4 月 1 日に施行された改正学校教育法の趣旨に沿って、日本獣医生命科学大学教授会規則及び日本獣医生命科学大学大学院運営組織規則を改正し、教授会は教育研究に関する事項について審議する機関として、また、決定権者である学長に対して意見を述べる関係にあることを明確にした。

また、教授会などに意見を聴くことを必要とする教育研究に関する重要な事項については、平成 27(2015)年 4 月に学長裁定を定め、その後、必要に応じて改正し、周知している。

単年度事業計画は中長期計画に基づき策定されており、中長期計画は学長のリーダーシップで教職協働にて平成 30(2018)年 1 月に、令和 13(2031)年までの 15 年計画で策定した。なお、建学の精神及び大学の理念と使命・目的に沿って策定している。また、令和 3(2021)年度には、令和 8(2026)年度までの第 2 期中長期計画の策定のため、大学戦略会議の下に

中長期計画検討委員会を設置して見直しを行った。

図 4-1-1 日本獣医生命科学大学中長期計画 策定スケジュール

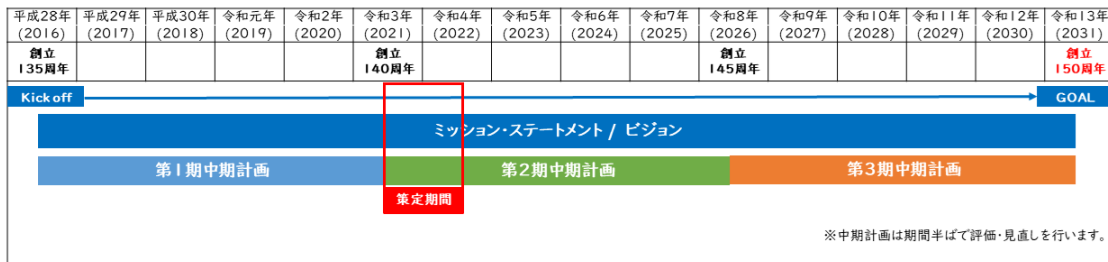


図 4-1-2 日本獣医生命科学大学中長期計画(第2期)「ニチジュウミライ図」



4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

教学マネジメントの遂行に必要な職員の配置と役割について、学長が自らのリーダーシップのもとに戦略的に大学を運営するための大学戦略会議は、附属施設の長(動物医療センター院長、牧場長)のほか、事務局長も委員として構成されている。資料 4-1-11 のとおり教員以外の職員を委員としている委員会は全体で半数を超えており、教職協働による教学マネジメントを遂行している。

【エビデンス集・資料編】

- 資料 4-1-1 日本獣医生命科学大学大学戦略会議規則
- 資料 4-1-2 日本獣医生命科学大学補助金検討委員会細則
- 資料 4-1-3 日本獣医生命科学大学 IR 推進委員会細則
- 資料 4-1-4 日本獣医生命科学大学中長期計画検討委員会細則
- 資料 4-1-5 日本獣医生命科学大学教授会規則
- 資料 4-1-6 日本獣医生命科学大学大学院運営組織規則
- 資料 4-1-7 学長裁定(学部教授会・研究科委員会)

資料 4-1-8 日本獣医生命科学大学中長期計画(第 1 期) 資料 1-2-15 と同じ

日本獣医生命科学大学中長期計画(第 2 期) 資料 1-2-15 と同じ

資料 4-1-9 日本獣医生命科学大学組織規則

資料 4-1-10 各種委員会・会議体名簿(令和 4 年度)

(3) 4-1 の改善・向上方策(将来計画)

学長の教育研究におけるリーダーシップと学長を補佐する大学戦略会議、合同教授会、学部教授会の役割とそれらの関係性について整理する。また、大学戦略会議の対象とする範囲が教育研究に限らず経営や運営上の問題など非常に幅広くなっていることから、その目的である学長を補佐する会議体になっているか再検討が必要な状況である。この点に関しては、学校法人日本医科大学の理事との連絡・協議を必要とするため、運営協議会で連携を図りながら進める。また、学長を補佐する副学長の設置についても検討を行っていく。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

「基準項目 4-2 を満たしている。」

(2) 4-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

【教員の確保と配置】

獣医学部、応用生命科学部ともに、それぞれの学科の編成する教育課程に基づき、必要な専任教員を確保し、適切に配置している。また、教育課程上、必要により客員教授及び非常勤講師を配置している。

■獣医学科

獣医学科では、令和 2(2020)年度にカリキュラムを改正し、「獣医学教育モデル・コア・カリキュラム」に対応するため、授業科目の配置整備を行い、獣医学教育の一層の充実を図るとともに、当該カリキュラムに沿った各分野の適切な教員を配置している。

獣医学科の教員数は、62 人(教授 22 人(学長含む)、准教授 22 人、講師 15 人、助教 3 人)であり、大学設置基準上の専任教員数を満たしており、年齢構成も適当である。

開設授業科目における専兼比率は、専門教育では必修科目で 93.10%、全開設授業科目で 91.79%、教養教育では必修科目で 100%、全開設授業科目で 37.02%である。教養科目の語学系、人文社会科学系の専任教員が少ないが、専門性の高い非常勤教員や他学科の教養系専任教員が担当しており、特に問題はない。

■獣医保健看護学科

獣医保健看護学科では、令和 4(2022)年度にカリキュラムを改正し、特色ある学科教育を維持しつつ、令和 4(2022)年 5 月 1 日に施行された愛玩動物看護師法に国家試験の受験資格として定める「大学において農林水産大臣・環境大臣が指定する科目(基礎動物学、基

基礎動物看護学、臨床動物看護学、愛護・適正飼養学、実習の 5 科目群に区分される 31 科目)を修めて卒業」に対応している。開講科目の整備と配当年次の見直しを行い、愛玩動物看護師等の獣医療技術者を育成するためのさらなる教育内容の充実を図るとともに、当該カリキュラムに沿った各分野の適切な教員を配置している。

獣医保健看護学科の教員数は、20 人(教授 7 人、准教授 3 人、講師 7 人、助教 3 人)であり、大学設置基準上の専任教員数を満たしており、年齢構成も適当である。

開設授業科目における専兼比率は、専門教育では必修科目で 91.42%、全開設授業科目で 85.53%、教養教育では必修科目で 0%、全開設授業科目で 55.26%である。教養科目の担当専任教員が少ないが、専門性の高い非常勤教員や他学科の教養系専任教員が担当しており、特に問題はない。

■動物科学科

動物科学科では、令和元(2019)年度にカリキュラムを改正し、学生の学びの意欲を尊重するため、専門分野における科目及び配当年次を見直し、グローバル化する社会への対応のため外国語科目の充実を図るとともに、当該カリキュラムに沿った各分野の適切な教員を配置している。

動物科学科の教員数は、19 人(教授 10 人、准教授 5 人、講師 2 人、助教 2 人)であり、大学設置基準上の専任教員数を満たしている。幅広い年齢層で構成されているが、職制構成について、講師、助教が少なく、今後の課題である。

開設授業科目における専兼比率は、専門教育では必修科目で 94.12%、全開設授業科目で 86.21%、教養教育では必修科目で 100%、全開設授業科目で 34.62%である。教養科目の担当専任教員が少ないが、専門性の高い非常勤教員や他学科の教養系専任教員が担当しており、特に問題はない。

■食品科学科

食品科学科では、平成 30(2018)年度にカリキュラムを改正し、専門科目の科目群を、必修科目と選択科目に整理し、専門科目に能動的に意欲を持たせるとともに、当該カリキュラムに沿った各分野の適切な教員を配置している。

食品科学科の教員数は、16 人(教授 7 人、准教授 6 人、講師 3 人、助教 0 人)であり、大学設置基準上の専任教員数を満たしている。幅広い年齢層で構成されているが、職制構成について、助教が少なく、今後の課題である。

開設授業科目における専兼比率は、専門教育では必修科目で 91.67%、全開設授業科目で 78.57%、教養教育では必修科目で 40.00%、全開設授業科目で 36.41%である。教養科目の担当専任教員が少ないが、専門性の高い非常勤教員や他学科の教養系専任教員が担当しており、特に問題はない。

■大学院

大学院の研究指導教員及び研究指導補助教員については、全てが学部からの兼任であり、各専門分野に適切に配置している。

【教員の採用・昇任の仕組み】

専任教員の採用・昇任及び非常勤教員の採用は、「教育理念」「教育上の目的」に基づき、必要と考えられる部署の教員の配置を学長が決定し、本法人及び本学規程等に基づき、適切に選考を行い、教員組織の意見を十分考慮した上、学長が候補者の最終決定を行い、理

事に推薦する。

本学では、教授選考の透明化及び適正化を図るとともに、教員の資格審査の透明化を図るため、令和 3(2021)年度に「日本獣医生命科学大学教授選考に関する細則」及び「日本獣医生命科学大学教員選考委員会運営細則」を制定した。特に教授選考については、一定の事由が生じ、学長が「教授選考の必要があると認めた場合」に、公募により候補者の選考を行うことと定めた。これは、人事に関する学長のリーダーシップの下、本学における教授の配置は、学問分野の重要性や大学としての強み等を考慮しつつ学長が判断することを明確にした規定である。

具体的な手続きとしては、教授の選考については、「日本獣医生命科学大学教授選考に関する細則」に基づき、「合同教授会」を開催し、「教授候補者選考委員会」の設置、並びに委員の選出を互選(投票)により行う。候補者の募集は公募とし、「教授候補者選考委員会」で作成した日本語及び英語による募集要項を大学ホームページ及び研究者人材募集サイトへ掲載するとともに、委員会で承認した関係機関に文書送付を行っている。「教授候補者選考委員会」は、募集に応じた候補者について、書類審査及び面接により、「日本獣医生命科学大学教員選考基準」に定める「資格(大学設置基準第 14 条(教授の資格)から第 17 条(助手の資格))」及び「資格基準(学位、教育歴・研究歴、研究業績、科研費の申請状況 他)」に基づき審議し、3 人以内の候補者を選考して「合同教授会」に推薦、「合同教授会」は、推薦された候補者について出席教授による単記無記名投票により選考する。学長は、各候補者の得票数その他の事情を勘案の上、候補者とするか否かを決定し、決定した候補者を理事会に推薦し、理事会で審議する。

准教授、講師、助教の採用及び昇任についても、学長が当該教員の採用・昇任の必要があると認める教員枠を確認した上で、当該候補者について「日本獣医生命科学大学教員選考委員会運営細則」に基づき資格審査を行う。「教員選考委員会」は、申請のあった候補者について、「日本獣医生命科学大学教員選考基準」に定める「資格(大学設置基準第 14 条(教授の資格)から第 17 条(助手の資格))」及び「資格基準(学位、教育歴・研究歴、研究業績、科研費の申請状況 他)」に基づき書類審査を行い、審議結果を合同教授会に報告、「合同教授会」は、推薦された候補者について審議する。学長は、合同教授会の意見を参酌し、採用又は昇任について資格があると認めた候補者を理事会に推薦し、理事会で審議する。

特任教授、特任准教授、客員教授、非常勤講師の採用については、それぞれ「日本獣医生命科学大学特任教授及び特任准教授推薦に関する細則」「日本獣医生命科学大学客員教授の任用に関する細則」「日本獣医生命科学大学非常勤講師の任用に関する細則」に基づき、「日本獣医生命科学大学教員選考委員会運営細則」の規定により「准教授、講師、助教の採用及び昇任」と同様に審議する。

【教員の評価方法】

「日本獣医生命科学大学教員の任期に関する規程」に基づく「任期を定めて任用する教員」の再任の審査に係る評価については、「日本獣医生命科学大学任期教員評価委員会規則」に基づき「任期教員評価委員会」が行う。「任期教員評価委員会」は、大学院獣医生命科学研究科長、獣医学部長、応用生命科学部長、教務部長、学生部長、研究部長、付属動物医療センター院長のほか、学内の 5 委員会委員長で構成し、「教育活動」「研究活動」「診療活動」「大学運営活動」「社会活動」の 5 項目について、活動項目毎に小委員会を設置し、小

委員会の評価実施結果の報告に基づき、評価基準に照らし評価を実施している。また、「日本獣医生命科学大学任期教員外部評価委員会細則」に基づき、外部の学識経験者を委員に委嘱しており、より適正な教員評価に努めている。なお、「任期を定めない教員」については、規程等に基づく評価を実施していない。

その他、教育面における教員の評価として、学生による授業評価アンケートを実施し、アンケート結果に基づく教員の授業評価を、FD(Faculty Development)委員会において実施している。また、評価の高い教員を顕彰するため、紫雲賞選考委員会を設置し「紫雲賞(ベストティーチャー賞)」を設け、毎年、顕彰している。なお、アンケート結果については、学生にフィードバックされ、評価の高い教員には、FDによる取組みの共有、評価の低い教員の授業改善などに活用している。

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

教育内容及び教育方法等の改善を恒常的に図るためFD委員会を設置し、教育の資質・能力向上への継続的かつ最新の情報共有を目指した取組みを行っている。なお、本学におけるFD活動推進のため、学生による授業評価アンケートの実施及び実施結果に基づく授業改善及び評価、学生が参画するFDの実施、学修支援システム(LMS: Learning Management System)の活用推進、講演会・ワークショップ・セミナーの学内開催、学外FD研修会(日本医科大学ほか)への参加を毎年計画・実施している。また、当該活動については事業計画PDCAサイクルにより継続的な改善に取り組んでいる。

令和2(2020)年度より、教育の質向上のツールとして作成による自己省察や教育活動の可視化(優れた教育活動の共有、優れた取組みの発信)を目的に、ティーチング・ポートフォリオを導入した。学生による授業評価アンケートの結果と関連付け、必要に応じて著しく授業評価が悪い教員のティーチング・ポートフォリオの内容を、FD委員会の中で確認する等し、教育改善に活用している。

講演会やワークショップ形式のFDを実施し、大学全体で教育改革に取り組めるよう、講演会の動画配信も行った。その結果、100%の出席率を達成している。また、非常勤講師に対しても同様にFDへの参加を促している。なお、参加者のアンケート結果からは概ね好評であり、アンケート結果を基にして講習会の内容を検討している。

【エビデンス集・データ編】

共通基礎 認証評価共通基礎データ

表 4-1 学部、学科の開設授業科目における専兼比率

表 4-2 職員数と職員構成(正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別)

【エビデンス集・資料編】

資料 4-2-1 日本獣医生命科学大学専任教員一覧表

資料 4-2-2 日本獣医生命科学大学非常勤教員一覧表

資料 4-2-3 日本獣医生命科学大学教授選考に関する細則

資料 4-2-4 日本獣医生命科学大学教員選考基準

資料 4-2-5 日本獣医生命科学大学教員資格基準

- 資料 4-2-6 日本獣医生命科学大学教員選考委員会運営細則
- 資料 4-2-7 日本獣医生命科学大学特任教授及び特任准教授推薦に関する細則
- 資料 4-2-8 日本獣医生命科学大学客員教授の任用に関する細則
- 資料 4-2-9 日本獣医生命科学大学非常勤講師の任用に関する細則
- 資料 4-2-10 日本獣医生命科学大学教員の任期に関する規程
- 資料 4-2-11 日本獣医生命科学大学任期教員評価委員会規則
- 資料 4-2-12 日本獣医生命科学大学任期教員外部評価委員会細則
- 資料 4-2-13 FD 講演会等一覧(参加者数含む) 資料 2-6-3 と同じ
- 資料 4-2-14 FD 講演会アンケート結果(令和 3 年度第 1 回・第 2 回)

(3) 4-2 の改善・向上方策(将来計画)

教育目的及び教育課程により即した教員の確保と配置を行うため、令和 3(2021)年度に教員の「配置」と「選考」について、改めて見直しを行った。「配置」は、学問分野の重要性や大学としての強み等を考慮しつつ、学長が各学部、学科からの意見に基づき、大学全体の中で最も必要と考えられる部署に教員のポストをこれまで以上に柔軟に再配置できるようにし、「選考」は、学長が決定した「配置」に基づき、前述の「教授候補者選考委員会」及び「教員選考委員会」において、「日本獣医生命科学大学教員選考基準」に基づき、これまで同様に教育歴・研究歴、研究業績、科研費の申請状況等を適正に判断するとともに、さらに公募を原則とすることで公正性、透明性を担保できるよう改善した。今後、引き続き大学全体の教員の配置について十分に検討し、計画的な配置の検討を進める。

教員の採用・昇任等については、公募を原則とする新たな選考に対応するためこれまでの「日本獣医生命科学大学人事委員会細則」に替えて新たに令和 3(2021)年 5 月 1 日付「日本獣医生命科学大学教授選考に関する細則」、令和 3(2021)年 7 月 1 日付「日本獣医生命科学大学教員選考委員会運営細則」を制定し、資格審査の透明化を図った。また、これに併せ令和 3(2021)年 10 月 1 日付「日本獣医生命科学大学教員選考基準」の一部改正により、候補者選考に係る教育研究業績等の判断の適正性を確保するため「選考基準(学位、教育歴・研究歴、研究業績、科研費の申請状況 他)」の見直しを行った。令和 5(2023)年度の教員の採用・昇任等に向け問題点を再確認し、さらなる見直しを行う。なお、教員組織編成方針は各学科等で独自に定めているが、全学で定める予定で進めている。

教員評価については、「任期を定めて任用する教員」の評価項目、評価方法を適切に効率よく実施できるよう評価内容等の見直しを行う。「任期を定めない教員」は、規程等に基づく評価を実施していないことから、評価に対する公平性を保つために、全教員を対象とする評価制度の検討を進める。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

(1) 4-3 の自己判定

「基準項目 4-3 を満たしている。」

(2) 4-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取り組み

本学では、「日本獣医生命科学大学 SD(Staff Development)委員会要綱」に基づき、本学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、教職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（SD 研修）の実施に取り組んでいる。令和 3(2021)年には、同年 10 月 1 日付日本獣医生命科学大学ガバナンス・コードの制定に伴い、同日付で表 4-3-1 のとおり「日本獣医生命科学大学 SD に関する方針」を制定した。

表 4-3-1 「日本獣医生命科学大学 SD に関する方針」

方 針
日本獣医生命科学大学 SD は、大学運営に必要な能力及び資質向上を図るため、以下の研修への積極的な参加を推進する。 ① ハラスメント防止対策に関する各種研修 ② 研究推進・支援に関する各種研修 ③ 研究倫理・研究費不正防止対策に関する各種研修 ④ 動物管理に関する各種研修 ⑤ 事務組織における各種研修 ⑥ その他
SD 人材育成目標
① 多様性を尊重する環境実現に向けて取組める人材 ② リーダーシップを持ち、業務の指導・計画・管理を行える人材 ③ マネジメントを持ち、組織方針及び環境改善の立案に取組める人材
年次計画
事業計画に基づき令和 3 年度以降 3 カ年の取組みとして以下のとおり計画する。 ① ハラスメント防止に向けた取組みの推進 ② 全教職員が参加する多様で有効な SD 研修会の実施 ③ 事務組織における専門化・高度化に対する SD の取組みの推進

全教職員を対象とした「SD 研修会」については、学長決定に基づき、年に 2 回、対面形式により開催するほか、当日参加できなかった教職員へ対応するとともに、SD に参加しやすくなるよう、収録動画をオンデマンド配信するなど工夫に努めている。

また、令和元(2019)年度から、国立研究開発法人科学技術振興機構「ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ(牽引型)」の採択に伴い、学内にダイバーシティ推進室を設置し、事業計画「ダイバーシティの推進」に基づき「女性研究者のライフイベント等に配慮した研究環境の整備及び研究力向上、女性研究者の積極的採用及び上位職への積極的登用の取組み」を進めるとともに当該事業に関する SD 講演会を開催するなど、事業計画と連動した取組みを進めている。

令和 3(2021)年度の SD 研修会は、学外の講師を招聘し、ハラスメント、ダイバーシティ推進への取組みをテーマに対面形式で実施したほか、収録動画をオンデマンド配信することにより、より多くの教職員が SD 研修会に参加している。なお、令和 3(2021)年度は令和 2(2020)年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策としてオンラインでの研修会を積極的に取り入れ、新型コロナウイルス感染症の流行下においても教職員の能力及び資質の向上への取組みが停滞しないよう工夫した。

研修の内容、実施方法等については、毎回参加者へのアンケートを実施し、アンケート結果に基づき、改善に努めている。学外における研修は、日本私立大学協会主催の研修会や協議会のほか、IR(Institution Research)研修会など積極的に参加している。

【エビデンス集・資料編】

資料 4-3-1 日本獣医生命科学大学 SD 委員会要綱

資料 4-3-2 SD 実績一覧(令和 3 年度)

資料 4-3-3 日本獣医生命科学大学ガバナンス・コード(第 1 版)

資料 4-3-4 日本獣医生命科学大学ガバナンス・コードに係る点検・適合状況について(令和 3 年度)

(3) 4-3 の改善・向上方策(将来計画)

令和 3(2021)年 10 月 1 日付日本獣医生命科学大学ガバナンス・コードの制定に伴い、同日付で制定した「日本獣医生命科学大学 SD に関する方針(令和 3 年 10 月)」に基づき、大学全体でより組織的に取組みを進める。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

「基準項目 4-4 を満たしている。」

(2) 4-4 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

快適な研究環境の整備と活用に関して、6 年制の獣医学科の研究室を整備している D 棟に加えて、それまで分散していた 4 年制 3 学科の研究室・研究部門を平成 26(2014)年に完成した E 棟に集約し、4 階に獣医保健看護学科、5 階に動物科学科、6 階に食品科学科の研究室を再整備し教員及び学生の研究の場として有効に活用している。それに伴い、研究活動を支える情報セキュリティ、通信速度、無線 LAN 等のネットワーク環境の整備・拡充を行った。また、平成 28(2016)年に設置した生命科学総合研究センターについて、令和 2(2020)年に大幅改組し、共同研究室の設置や産学連携、特色ある研究など様々な取組みを推進・支援する部門などを整備した。

各研究施設(研究室)の運営については、研究部、研究推進委員会、生命科学総合研究センター運営委員会あるいは学科会・研究室責任者など目的別に運営されている。衛生環境の管理については、施設管理課及び衛生委員会が、情報整備は教務課及び ICT 活用整備委員会が、その他規則に係る実験計画の運用については、研究推進課及び動物実験委員会、組換え DNA 実験安全委員会、病原体等安全管理委員会等が適正に管理運営し、研究支援体制を構築している。また、「多能工型研究支援人材育成コンソーシアム」の「産学官連携に関わる研究支援人材等の実務能力を向上させる教育プログラム」に教職員が参加し、研

究コーディネーター(URA:University Research Administrator)を育成し、研究支援体制の強化・推進を図っている。

図 4-4-1 One Health 実行委員会 事業概要



令和元(2019)年10月に、連携機関で設置された「One Health 実行委員会」に本学から4人が委員となり、ダイバーシティ研究環境実現イニシアティブ(牽引型)事業の計画策定に参画し、事業計画「ダイバーシティの推進」に基づき「女性研究者のライフイベント等に配慮した研究環境の整備及び研究力向上」などの研究環境整備に取り組んでいる。

令和3(2021)年度における本学のダイバーシティ研究環境整備のための主な取組みとしては、1週間最大20時間の支援を受けられる「新型研究支援員配置制度」でライフイベントにある女性教員4人に対し支援員を配置し研究支援等を行うとともに、本学女性教員が研究代表者となる生命科学・医学領域の共同研究4件に研究費補助を行った。

令和3(2021)年度における本学のダイバーシティ研究環境整備のための主な取組みとしては、1週間最大20時間の支援を受けられる「新型研究支援員配置制度」でライフイベントにある女性教員4人に対し支援員を配置し研究支援等を行うとともに、本学女性教員が研究代表者となる生命科学・医学領域の共同研究4件に研究費補助を行った。

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

本学の研究倫理に関する規則については、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26(2014)年8月26日文部科学大臣決定)に基づき、資料4-4-4のとおり「学校法人日本医科大学における研究活動に係る不正行為の防止及び公正性確保に関する規程」(令和4(2022)年1月1日施行)を制定するとともに、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19(2007)年2月15日文部科学大臣決定)に基づき、資料4-4-5のとおり「学校法人日本医科大学公的研究費管理規程」を制定している。

また、大学管理責任者である学長の下、公的研究費の不正の発生に繋がると想定される要因を明らかにし、それらに対応する不正防止計画の具体策を策定し、実施すべく、資料4-4-8のとおり「日本獣医生命科学大学公的研究費不正防止計画」を定め、「日本獣医生命科学大学研究者行動規範」、「日本獣医生命科学大学における公的研究費の使用に関する行動規範」など関連諸規定とともに、大学ホームページに公開している。

研究倫理教育の取組みとしては、令和元(2019)年度より資料4-4-9のとおり「日本獣医生命科学大学における公正な研究推進のための研究倫理教育実施指針」を制定し、「APRIN e ラーニングプログラム(eAPRIN)」の受講を、教員は5年に1回、学部生は、1年次と研究室に配属される3年次、また、大学院生にも義務付け、公的研究費が税金を原資としていることの理解を促した上で、研究費を適切に使用する旨の誓約書の提出を求めている。

さらに、教職員に対して、毎年定期的に公的研究費の執行に関する説明会を開催し、「日本獣医生命科学大学公的研究費(直接経費)取扱要領」を配付し、コンプライアンス意識の向上を図っている。

4-4-③ 研究活動への資源の配分

研究活動への資源配分については、個人研究費の基礎配分以外は研究推進課、TA

(Teaching Assistant)及びRA(Reserch Assistant)については教務課が担当し、関係規程整備等の業務を行っている。

設備などの物的支援については、以下4点のとおり経済的支援を行っている。また、人的支援については、従来のTA(Teaching Assistant)制度に加えて令和元(2019)年度より「日本獣医生命科学大学リサーチ・アシスタントに関する規則」を制定しRA制度を導入している。

① 特色ある研究プロジェクト

平成30(2018)年度より開始した本学独自の研究支援制度で、One Healthの理念に基づき、「生命・食・環境」をつなぐ研究拠点として動物と人をつなぎ、都市と地方をつなぐ獣医・生命科学の情報を発信し、人と動物が安心できる暮らしを実現することを目指し、生命、食、環境の3つの分野で本学の特色を表す研究テーマを支援するプロジェクト。

② 若手研究者研究支援経費

文部科学省科学研究費(以下「科研費」)に応募した研究課題のうち、不採択となった研究課題を単独で遂行する本学専任教員のうち、講師、助教及び助手の研究活動を学内で支援し、若手研究者の育成と研究活動の活性化を図る経費。

③ 科研費インセンティブ

科研費申請の増加を促す支援として、科研費新規・継続採択者へインセンティブを付与し、外部資金の調達推進、並びに研究の質向上を推進する事業。

④ 施設整備費補助金による研究装置・設備等支援

学内公募として補助事業の実施計画調査を申請の前年度に実施し、研究推進委員会で審議の上、順位付けを行い、当該補助金に申請している。令和3(2021)年度は採択され、令和3(2021)年度に研究設備「研究用超音波診断設備」を設置した。

表 4-4-1 研究活動への経済的支援実績件数(過去3年間)

	令和元(2019)年度	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度
①特色ある研究プロジェクト	16件	18件	12件
②若手研究者研究支援経費	5件	8件	4件
③科研費インセンティブ	34件	36件	47件

また、研究活動のための外部資金導入の努力として、令和3(2021)年10月に「日本獣医生命科学大学 FactBook2019」に基づき、「産学連携に関する目標・計画」を見直し、「科学研究費助成事業申請に係る説明会」を開催した。

学外の研究費(科研費、競争的資金、受託研究費、共同研究費等)については、研究推進課が担当し、関係規程整備等の業務を行うとともに、以下の外部資金導入のための努力を行っている。

① 科研費獲得のための学内説明会の実施

科研費獲得のための学内説明会を開催し、採択状況、公募スケジュール、申請等の事務手続きを説明に加えて、採択経験が豊富な教員から申請者に向けて、申請の考え方、書類作成のコツ、研究テーマの設定等について講演を行うなど、獲得に向けた支援を行って

る。

② 各種支援の実施

令和3(2021)年度より文部科学省による公募要領が発表される前から科研費申請事前着手や外部企業による科研費申請書添削サービス、科研費取得実績の豊富な元教授によるアカデミックアドバイス及び科研費申請書の作成レクチャー(オンデマンド方式)を実施し、外部資金獲得に向けた支援を行っている。

これらの支援が、「中区分別採択件数上位10機関」(令和4(2022)年1月文部科学省発表「令和3年度科学研究費助成事業の配分について」)の「獣医学、畜産学及びその関連分野」における、私立大学1位、大学6位という結果に繋がっている。

表 4-4-2 「中区分別採択件数上位10機関(過去4年間の新規採択の件数)」

【42. 獣医学、畜産学およびその関連分野】 ※令和3(2021)年度科学研究費助成事業の配分について

順位	機関種別名	機関名	新規採択累計数(件)	配分額(直接経費)(千円)	応募件数累計数(件)
1	国立大学	東京大学	92	336,900	351
2	国立大学	北海道大学	83	264,000	237
3	特殊法人・独立行政法人等	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構	51	78,300	144
4	国立大学	京都大学	45	170,500	137
5	国立大学	帯広畜産大学	41	94,700	147
6	私立大学	日本獣医生命科学大学	34	61,600	146
7	国立大学	岐阜大学	31	69,600	118
7	公立大学	大阪府立大学	31	58,000	102
7	私立大学	北里大学	31	58,800	128
10	国立大学	山口大学	29	76,000	102

③ 民間研究助成情報の提供

民間の研究助成に関する情報を応募資格のある該当者を明示した上で、大学ポータル及びメールで配信するなど積極的な応募を促している。このような情報提供が令和3(2021)年度から令和5(2023)年度までの日本中央競馬会畜産振興事業「国産チーズ・イノベーション事業」(総事業費8,700万円規模)などの研究助成獲得に繋がっている。

【エビデンス集・資料編】

資料 4-4-1 One Health Diversity & Inclusion(日本医科大学×日本獣医生命科学大学×アンファー)ホームページトップ

資料 4-4-2 日本獣医生命科学大学研究支援員配置制度公募要項(令和4年度)

資料 4-4-3 大学ホームページ 公的研究費の運営・管理/研究倫理教育

資料 4-4-4 学校法人日本医科大学における研究活動に係る不正行為の防止及び公正確保に関する規程

資料 4-4-5 学校法人日本医科大学公的研究費管理規程

- 資料 4-4-6 学校法人日本医科大学における公的研究費の不正防止に関する基本方針
 - 資料 4-4-7 学校法人日本医科大学公的研究費不正防止計画
 - 資料 4-4-8 日本獣医生命科学大学公的研究費不正防止計画
 - 資料 4-4-9 日本獣医生命科学大学における公正な研究推進のための研究倫理教育実施指針
 - 資料 4-4-10 日本獣医生命科学大学研究者行動規範
 - 資料 4-4-11 日本獣医生命科学大学における公的研究費の使用に関する行動規範
 - 資料 4-4-12 日本獣医生命科学大学公的研究費(直接経費)取扱要領
 - 資料 4-4-13 日本獣医生命科学大学リサーチ・アシスタントに関する規則
 - 資料 4-4-14 大学ホームページ 特色ある研究プロジェクト
 - ① 令和 3(2021 年度)採択課題一覧
 - ② 令和 2(2020 年度)採択課題一覧
 - ③ 令和元(2019 年度)採択課題一覧
 - 資料 4-4-15 大学ホームページ 科学研究費助成事業(科研費)
 - ① 令和 3(2021 年度)採択課題一覧
 - ② 令和 2(2020 年度)採択課題一覧
 - ③ 令和元(2019 年度)採択課題一覧
 - 資料 4-4-16 日本獣医生命科学大学産学連携に関する目標・計画
 - 資料 4-4-17 大学ホームページ 附属生命科学総合研究センター
 - 資料 4-4-18 令和 3 年度科学研究費助成事業の配分について(交付決定通知一式)
 - 資料 4-4-19 JRA 畜産振興事業(助成事業)事業評価報告書(令和 3 年 12 月)
- ※P.2【令和 3 年度採択事業一覧】

(3) 4-4 の改善・向上方策(将来計画)

本学の教育研究において研究環境の整備と適切な運営・管理を一層向上させるために、担当部署である施設管理課、教務課及び研究推進課と本学教員との教職協働体制を強化する。また、将来的な研究環境の整備に必要な予算、研究機器、研究施設配分、研究支援策などは、第 2 期中長期計画を踏まえ具体的に検討する。

【基準 4 の自己評価】

本学は、学長のリーダーシップが発揮される組織体制の整備を図ってきた。それにより、学長以下、個々の責任・役割を明確にし、自覚を促すことで、さらに様々な問題に対応できる教学マネジメント体制の構築を行っている。教員の配置については、教育目標、ポリシーに即した採用・昇任が行われており、大学設置基準に沿う教員を適正配置してきた。また、採用・昇任に関わる細則の整備を進め、より公正性・透明性のある教員配置に努めている。

また、職能開発に沿う FD や SD の実施を行っており、継続してより効果的に取り組む。

研究支援については、私立大学等改革総合支援事業に選定されるなど、研究環境整備、研究倫理教育の充実、研究活動への資源配分を適正に行っている。

以上のことから、基準 4 を満たしていると判断する。

基準 5. 経営・管理と財務

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

「基準項目 5-1 を満たしている。」

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

本学の設置者である学校法人において、私立学校法の規定に基づき「学校法人日本医科大学寄附行為」（以下「寄附行為」という。）を定めるほか、教育基本法、学校教育法、大学設置基準、学校法人会計基準等の法令の規定及び趣旨に従い、法人及び大学の管理運営及び学事に係る諸規程類を整備し、規律のある管理運営体制を構築するとともに、法令遵守と社会的責任の達成に努め、継続的な教育研究活動の発展を図り、経営の規律と誠実性を維持している。

寄附行為において、法人の目的を「大学及びその他の教育施設を設置し、教育を行い、学識及び人格ともに優れた有為な人材を育成すること」と定めている。また、本学の目的を「日本獣医生命科学大学学則」において「獣医学、獣医保健看護学、動物科学及び食品科学に須要なる学術を教授研究し、あわせて人格を陶冶すること」と定め、「本学は、この目的を達成するために、広く獣医学、獣医保健看護学、動物科学及び食品科学を世界に求め、その蘊奥を極め、かつ、堅実公正なる獣医・獣医保健看護・動物・食品の技術者を養成することを使命とする」と明確に表明し、誠実性の維持に努めている。

本学の学是及び教育理念を大学ホームページや大学案内等で周知徹底を図り、諸規程類は教職員及び学生が常に閲覧できる規程集として、学校法人日本医科大学規程集データベースや図書館にて閲覧することができる。

【エビデンス集・資料編】

資料 5-1-1 学校法人日本医科大学寄附行為(第 3 条) 資料 F-1 と同じ

資料 5-1-2 日本獣医生命科学大学学則(第 1 条) 資料 F-3 と同じ

資料 5-1-3 学校法人日本医科大学規程集(令和 4 年度版) 資料 F-9 と同じ

資料 5-1-4 日本獣医生命科学大学 GUIDE BOOK(大学案内) 資料 F-2 と同じ

資料 5-1-5 大学ホームページ 教育上の目的・3つのポリシー 資料 1-1-4 と同じ

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

法人は学校法人の意思決定における最高機関である理事会、諮問機関である評議員会を定期的に開催し、使命・目的の実現に向けて継続的な努力を行っている。また、大学は合同教授会、学部教授会及び研究科委員会並びに大学戦略会議において、学長のリーダーシップに基づき、使命・目的の実現の継続的努力を行っている。

【エビデンス集・資料編】

資料 5-1-6 学校法人日本医科大学寄附行為(第 16 条第 4 項、第 19 条第 5 項)

資料 F-1 と同じ

資料 5-1-7 法人役員選任条項及び任期一覧 資料 F-10 と同じ

法人評議員選任条項及び任期一覧 資料 F-10 と同じ

資料 5-1-8 理事会・評議員会の開催状況(令和 3 年度)

資料 5-1-9 日本獣医生命科学大学教授会規則(第 1 条～第 11 条) 資料 4-1-5 と同じ

資料 5-1-10 日本獣医生命科学大学大学院運営組織規則(第 2 章) 資料 4-1-6 と同じ

資料 5-1-11 日本獣医生命科学大学大学戦略会議規則(第 1 条、第 6 条)

資料 4-1-1 と同じ

資料 5-1-12 学部教授会、研究科委員会開催日程表(令和 4 年度)

資料 5-1-13 大学戦略会議の開催日程表(令和 4 年度)

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

本学の環境保全として、教育・研究活動から生じた廃棄物等の再利用、夏季の節電等を積極的に実施している。具体的には、使用していない教室の照明・空調をこまめに停止する、共用部分の照明を間引き点灯にする、既存の照明を LED に交換するなどした。また、環境省が地球温暖化対策として提唱するクールビズを導入し、毎年 5 月 1 日から 10 月 31 日まで実施している。環境面では、受動喫煙防止法に基づき、分煙措置を講じている。

また、「日本獣医生命科学大学動物実験規程」及び「日本獣医生命科学大学病原体等安全管理規程」を定めて、実験動物や病原体等による危害や環境汚染の防止に係る措置を講じている。

本学の人権への配慮として、労働条件に関しては、「就業規則」に定めている。また、個人情報の保護に関しては、「学校法人日本医科大学個人情報保護に関する規程」に基づき、学生、学生の保護者、保証人、入学志願者、動物医療センターの患者の飼い主、教職員等の個人情報を適切に保護している。公益通報者保護法に基づいた「学校法人日本医科大学公益通報者の保護等に関する規程」を定めており、法人における公益通報者を保護するとともに、法令の遵守を図るため、監査室に公益通報・相談窓口を設けている。

人権の尊重・保護対策に関しては、「学校法人日本医科大学ハラスメント防止等に関する規則」を定めるとともに、各所属に相談窓口を設置し、相談体制を確立している。また、学生に対して平成 30(2018)年度から「人権教育ワークショップ」を開催し、学生としての倫理規範を身に付けることなどを目的に取り組んでいる。

図 5-1-1 令和 4 年度初年次教育プログラム「人権教育ワークショップ」(令和 4 年 4 月 7 日開催)



安全への配慮として「日本獣医生命科学大学危機管理基本マニュアル」を作成し、危機管理体制の基本方針、危機管理の組織等を記している。また、「事象別危機管理マニュアル」を別に定めて、地震、風水害、火災、事故・事件、交通事故等の個別対応について、詳細に記している。学生には、新入生向け冊子「CAMPUS INFORMATION」において、災害等への対策として地震の際に学内にいた場合や、台風・水害について、火災・急病など場合分けを行い、対応対策について案内を行っている。

また、災害時の飲料・食料、防寒用具、その他の非常用の物資を備蓄している。

職場の安全衛生については、「衛生委員会」が巡視(労働環境調査)を計画的に実施し、労働災害の防止及び快適な教育研究環境と職場環境の維持、形成に努めている。

本学は、学生の実習施設として、山梨県富士河口湖町に牧場を設置していることから、富士山噴火時の行動マニュアルとして「富士山噴火災害対策要綱」を制定し、噴火レベルに合わせた対応方法を詳細に記している。また、学生及び教職員の海外派遣における危機管理対応について、留学や研修、学会等による海外渡航時に、学生及び教職員が災害や事故に遭遇した際の対応や渡航の中止、中途帰国等を判断する際は、該当する委員会等で対応している。

【エビデンス集・資料編】

資料 5-1-14 服装の軽装化(クールビズ)等の実施について(令和4年4月20日)

資料 5-1-15 日本獣医生命科学大学動物実験規程(第8章)

資料 5-1-16 日本獣医生命科学大学病原体等安全管理規程(第3章、第4章)

資料 5-1-17 学校法人日本医科大学就業規則(第4章ほか)

資料 5-1-18 学校法人日本医科大学個人情報保護に関する規程

資料 5-1-19 学校法人日本医科大学公益通報者の保護等に関する規程(第2章、第3章)

資料 5-1-20 学校法人日本医科大学ハラスメント防止等に関する規則

資料 5-1-21 日本獣医生命科学大学危機管理基本マニュアル 資料 2-5-8 と同じ

資料 5-1-22 事象別危機管理マニュアル 資料 2-5-9 と同じ

資料 5-1-23 CAMPUS INFORMATION 2022(新入生向け冊子) 資料 3-1-6 と同じ

資料 5-1-24 日本獣医生命科学大学衛生委員会要綱

資料 5-1-25 富士山噴火災害対策要綱 資料 2-5-11 と同じ

(3) 5-1 の改善・向上方策(将来計画)

今後も時代・状況に即して、経営の規律と誠実性の維持を図るべく努力していくこととし、特に、人権への配慮は今後より多様性が求められることから、これまで以上に細やかで柔軟な対応に努める。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2 の自己判定

「基準項目 5-2 を満たしている。」

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

寄附行為に基づき、本法人の最高意思決定機関である理事会を月 1 回(8 月を除く)開催し、さらに理事会の諮問機関である評議員会を 3 月・5 月・11 月の年 3 回開催している。定期的に開催している理事会・評議員会において提案された案件については、議案毎に学内・学外の理事及び評議員に意見を聴き、慎重に審議を行い、承認を得ており、本法人の使命・目的の達成に向けた意思決定ができる体制を整備し、適切に機能していると言える。今年度は、新型コロナウイルス感染防止の観点から、Web による会議を開催しており、理事会・評議員会ともに遅滞なく定期的に開催している。

私立学校法第 38 条第 1 項各号に規定する理事の選任については、寄附行為に基づき、日本医科大学長及び日本獣医生命科学大学長(第 6 条第 1 項第 1 号)、評議員のうちから評議員会において選任した者(同条同項第 2 号)及び学識経験者のうちから理事会において選任した者(同条同項第 3 号)として選任している。本法人の事業計画については、毎年 3 月に開催される理事会及び評議員会において、審議事項及び諮問事項として、次年度の事業計画案を諮り、あらかじめ評議員会の意見を聴いた上、審議し承認を得ている。承認を得た事業計画については、翌年 5 月に開催される理事会及び評議員会において、事業の執行報告として諮り承認を得ており、年度毎に確実な執行を行っている。

令和 3(2021)年度に開催された理事会への理事の出席率は 98.6%であり、前年同様に良好な出席率を維持している。また、寄附行為に基づいて、会議開催の 7 日前までに開催通知及び議案に付議する資料を各理事宛に発送しており、理事がやむを得ない事由により理事会を欠席する場合については、予め通知した各事項についての表決を明示した書面を事前に提出することで委任出席をしたものとみなしている。

【エビデンス集・資料編】

- 資料 5-2-1 学校法人日本医科大学寄附行為 (第 16 条第 4 項、第 19 条第 5 項、第 16 条第 13 項、第 6 条第 1 項第 1 号・第 2 号・第 3 号、第 21 条第 1 号)
資料 F-1 と同じ
- 資料 5-2-2 法人役員選任条項及び任期一覧 資料 F-10 と同じ
法人評議員選任条項及び任期一覧 資料 F-10 と同じ
- 資料 5-2-3 理事会・評議員会の開催状況(令和 3 年度)

(3) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）

今後も、理事会・評議員会ともに遅滞なく定期的に開催していく。

また、理事の選任及び事業計画の確実な執行など理事会の運営については寄附行為に則り、公正性を確保しながら理事の選任を行い、引き続き、理事会及び評議員会の体制の維持を図り、適切な運営を行っていく。

さらに、理事会への高い出席率を維持すべく、特に学外理事・新任理事に対しては、理事会の重要性を説明し、積極的な出席を継続的に促すとともに、理事会を欠席する理事については、委任状提出を徹底する。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3 の自己判定

「基準項目 5-3 を満たしている。」

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

学長は、寄附行為第 6 条第 1 項第 1 号理事として毎月開催(8 月を除く)される法人の最高意思決定機関である理事会に出席し、教学の最高責任者として大学に係る重要案件(学則、教員人事、学生納付金等)を提案するとともに、大学院獣医生命科学研究科委員会並びに獣医学部教授会及び応用生命科学部教授会の議事内容を議事録にまとめ、大学内の活動内容や会議体の審議事項を詳細に報告している。これにより、理事会は大学の状況を把握し、円滑に的確な意思決定を行うことができる。また、学長は、各学部教授会において理事会の審議結果や議事内容を報告しており、各学部教授会も理事会の状況を把握し、相互に有機的な連携を図っている。

令和 2(2020)年 1 月に、大学のガバナンス改革を推進し、法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化を図るとともに、互いの情報と意見の交換を通じて、法人・大学間の相互理解を深め、法人及び大学の運営に資することを目的に運営協議会(議長：理事長)を設置し、8 月を除く毎月 1 回開催し、意思疎通と連携を図っている。また、理事長は、学長のリーダーシップの下に戦略的に大学を運営しガバナンス体制を構築するために設置した大学戦略会議や獣医学部及び応用生命科学部の教授が一堂に会する合同教授会に、必要に応じて出席し、意見を述べ、また、審議内容を確認し、相互の意思疎通と連携を図っている。

寄附行為第 11 条で「理事長は、この法人を代表し、この法人の業務を総理する」と、同第 16 条第 3 項で「理事会に議長を置き、理事長をもってこれに充てる」と規定して、理事長は法人の最高議決機関である理事会を主宰し、理事会を主軸として、職務執行の最高責任者として、関係者の意見を十分に聴きながら、強いリーダーシップを発揮している。

また、学校法人日本医科大学組織規程等に基づき、業務執行の責任体制を確立し、業務を遂行・達成するための指揮・命令の系列、系統を明確にし、必要な組織の改廃・設置及び職員の配置を実施し、業務体制を整備するとともに、法令改正や法人の業務計画に基づく関連規程等の改廃・制定を行い、ガバナンス及びコンプライアンスの確立・確保を図っている。

ボトムアップ方式で各所属(教職員)から法人本部主管部署に提案された案件について、主管部署が精査・検討を行い、法人運営において重要なものは、理事会に提案、審議されることになっている。また、通常業務に係るものは、担当常務理事を経由し、理事長決裁に回すことになっており、各所属の意思決定において教職員の発議、提案が活かされる仕組みが整備されている。

また、運営協議会において、学長、獣医生命科学研究科長、学部長、学生部長、教務部

長、研究部長、動物医療センター院長及び牧場長からそれぞれの提案、計画案、意見等を聴くことを通じて、教職員の提案等を汲み上げる仕組みが図られている。

【エビデンス集・資料編】

資料 5-3-1 学校法人日本医科大学寄附行為(第 16 条第 4 項、第 11 条、第 16 条第 3 項)

資料 F-1 と同じ

資料 5-3-2 日本獣医生命科学大学運営協議会申し合わせ

資料 5-3-3 日本獣医生命科学大学戦略会議規則 資料 4-1-1 と同じ

資料 5-3-4 学校法人日本医科大学組織規程

資料 5-3-5 日本獣医生命科学大学組織規則 資料 4-1-10 と同じ

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

毎月の定例理事会において、日本獣医生命科学大学長から獣医学部教授会、応用生命科学部教授会及び大学院獣医生命科学研究科委員会の報告がなされ、理事からの質疑等に対して学長から説明・回答が行われている。また、学長は、獣医学部教授会及び応用生命科学部教授会において理事会の審議結果を報告・説明し、管理運営機関の相互チェックが図られている。また、法人の業務執行役員(理事長・常務理事)と大学の執行部(学長、学部長等)とが会する運営協議会を令和 2(2020)年 1 月から 8 月を除く毎月開催し、より具体的に実効性のある法人と大学との相互チェック、意思疎通及び情報共有を図る体制を構築している。

学校法人日本医科大学寄附行為第 7 条に基づき、理事会において選出した監事候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が監事を選任する形式を取っており、適切な方法により選任している。

寄附行為第 23 条第 1 項に基づき、理事会において適切な評議員の選任を行っている。評議員会の運営については、同第 19 条第 5 項に基づき、3 月・5 月・11 月の年 3 回、開催しており、適切な運営を行っている。今年度は、新型コロナウイルス感染防止の観点から、いずれも Web による会議の開催を実施しており、評議員会を遅滞なく適時に開催している。

令和 3(2021)年度は、理事会、評議員会ともに Web による開催となったが、監事 3 人の理事会及び評議員会への出席状況は、100%の出席率であり、全ての理事会・評議員会に出席している。

監事は、理事会及び評議員会へ毎回出席し、理事会に提案された審議事項について意見を述べるほか、財産の状況や教授会の議事録の内容を確認するなどして、学校法人の業務及び財産の状況等について意見を述べている。また、監事のうち 1 人は、法人内の規程等の制定、改廃の都度、内容の確認を行い、意見を述べている。

令和 3(2021)年度は、5 月・11 月・3 月ともに Web による評議員会開催となったが、評議員の評議員会出席状況は 96.6%であり、例年どおりの高い出席率を維持している。

【エビデンス集・資料編】

資料 5-3-6 学校法人日本医科大学寄附行為(第 7 条、第 23 条第 1 項、第 19 条第 5 項)

資料 5-3-7 日本獣医生命科学大学運営協議会申し合わせ

資料 5-3-8 令和 4 年運営協議会・事前打ち合わせ日程表

(3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

意思決定において、運営協議会を引き続き行い、法人と大学の意味疎通と連携を図る体制を維持し、強化していく。現在、理事長がリーダーシップを発揮できる内部統制環境は整備されていることから、今後もこの体制を維持し、強化していく。

引き続き、各部署・教職員からの提案、意向等について、スムーズに把握することができる仕組みの充実を図り、理事会、教授会における相互の報告を継続しながら運営協議会における相互チェック機能を有効に活用する。

また、理事会及び評議員会などへ出席し、学校法人の業務又は財産の状況について意見を述べる体制や会議への出席状況等現状を維持し、厳正に実施していく。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

「基準項目 5-4 を満たしている。」

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

令和 3(2021)年度も新型コロナウイルス感染症の流行が続いたが、医療収入は前年度より大幅に増加した。新型コロナウイルス感染症に関連した補助金も増加し、事業活動収支差額は予算を大幅に上回り過去最高の黒字を計上した。なお平成 31(2019)年 3 月に「学校法人日本医科大学中長期計画(2019～2028 年度)」を策定したことより、この計画に沿った形で「中期収支計画書(令和元年度～令和 5 年度)」を令和 2(2020)年 3 月に策定した。

【エビデンス集・資料編】

資料 5-4-1 学校法人日本医科大学中長期計画(2019～2028 年度) 資料 1-2-14 と同じ

資料 5-4-2 中期計画収支計算書(R1～R5 年度)

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

平成 28(2016)年度以降医療収入の増加によりキャッシュフローが安定し、借入金残高は令和 3(2021)年度末の残高が 480 億円と 6 年間で 173 億円の減少となった。

令和 3(2021)年度の法人決算は事業活動収支差額が予算を大幅に上回り、6 年連続黒字計上となった。

本学では、学生納付金収入の基盤となる入学者の定員確保、科学研究費をはじめとする補助金及び動物医療センターなど安定した収入確保に向け、各担当部署にて積極的に取り組んでいる。特に 4-4 にて記載のとおり、研究活動のための外部資金の導入に努めており、成果に繋がっている。

【エビデンス集・データ編】

表 5-2 事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）

表 5-3 事業活動収支計算書関係比率（大学単独）

表 5-4 貸借対照表関係比率（法人全体のもの）

表 5-5 要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）

【エビデンス集・資料編】

資料 5-4-3 学校法人日本医科大学ホームページ 財務・事業計画等

資料 5-4-4 財務状況の推移

(3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

令和 4(2022)年度予算も相応の事業活動収支差額黒字を計画。借入金残高については今後旧武蔵小杉病院敷地の売却等により大幅に減少する見込みである。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

「基準項目 5-5 を満たしている。」

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

会計処理については学校法人会計基準に準拠し、学校法人日本医科大学経理規程、資産備品管理規則等に基づき適正に処理している。会計上、税務上の疑義については適宜、公認会計士又は税理士に確認し、指導を受け適切に対応している。

予算執行の実務はシステム化し、次に述べるように監査室・監事・公認会計士の監査を厳格に実施して、適正な会計処理の実施に反映させている。

【エビデンス集・資料編】

資料 5-5-1 学校法人日本医科大学経理規程

資料 5-5-2 資産備品管理規則

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

会計監査に関しては、監事、公認会計士及び監査室が中心となって、それぞれの立場で監査を実施している。公認会計士による会計監査は、令和 3(2021)年度において 8 人体制により法人全体で 106 日実施されている。監査室は、引き続き監事監査計画の策定、監事監査の実施に係る連絡調整、監事監査記録の作成等を支援している。また、監査室が事務局となり、理事長等から監事への業務報告会及び三様監査協議会（監事・公認会計士・監査室）を引き続きそれぞれ年 2 回開催している。

平成 28(2016)年度以降予算を上回る収支状況が続いており、補正予算の編成は行っていない。

【エビデンス集・資料編】

資料 5-5-3 学校法人日本医科大学監事監査規程

資料 5-5-4 学校法人日本医科大学内部監査規程

資料 5-5-5 監査報告書(平成 29 年度～令和 3 年度) 資料 F-11 と同じ

(3) 5-5 の改善・向上方策(将来計画)

今後についても厳正な会計監査・監事監査を継続していく方針。補正予算については、今後年度中に想定を上回る事象が発生した場合に編成することを検討する。

【基準 5 の自己評価】

経営の規律と誠実性として、法人及び本学は教育基本法、学校教育法、私立学校法の趣旨に従って寄附行為、学則、組織関連規程、その他の規程等を定め、規律のある管理運営体制を構築するとともに、法令遵守と社会的責任の達成に努め、継続的な教育研究活動の発展と使命・目的の実現の継続的努力を行っている。

理事会の機能としては、寄附行為に基づき、適切に理事や評議員を選出し、理事会・評議員会を定期的に開催している。また、理事の理事会への出席率は高く、適切な運営ができています。

また、監事は毎回、理事会及び評議員会に出席し、適宜意見を述べています。

管理運営の円滑化と相互チェックにおいて、法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化を図るとともに、互いの情報と意見の交換を通じて、法人・大学間の相互理解を深め、法人及び大学の運営に資することを目的に運営協議会が定期的に開催され、懸案事項や重要課題とその進捗状況の確認を行うなど、双方の連携を図る体制を整えている。

財政基盤と収支に関しては、ここ数年は毎年黒字を計上しており、借入金残高も減少傾向にある。

会計処理については、学校法人会計基準に基づき、システムの運用と厳正な監査により、適正に実施している。

以上のことから、基準 5 を満たしていると判断する。

基準 6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

「基準項目 6-1 を満たしている。」

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

自己点検・評価に関しては、大学学則第 2 条第 1 項及び大学院学則第 1 条の 2 第 1 項において「本学(本学大学院)は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、自己評価委員会を常置し、本学(本学大学院)における教育研究活動等の状況について、適切な項目を設定して、自ら点検及び評価を行うことに努める。」と定めている。これに基づき、平成 4(1992)年に、学部、大学院のそれぞれに自己評価委員会を設置するとともに、「日本獣医生命科学大学自己評価委員会規則」（以下、「規則」という。）を制定した。平成 27(2015)年には、学部と大学院の自己評価委員会を一本化し、日本獣医生命科学大学自己評価委員会運営細則第 2 条で点検・評価項目を設定して改善・向上への取組みを進めた。規則に関する事務は、学長室・企画調査課が担当している（規則第 13 条）。

平成 30(2018)年度からは毎年度「日本獣医生命科学大学内部質保証に関する基本方針」（以下、「基本方針」という。）を自己評価委員会にて作成して、大学戦略会議にも報告・共有するとともに令和 2(2020)年度より全教職員にも明示し、この基本方針に基づき、内部質保証のための自己点検・評価を毎年実施している。基本方針に基づき日本獣医生命科学大学内部質保証システムを構築しているが、その中心となる自己点検・評価を担当している「自己評価委員会」が内部質保証のための恒常的な組織となっている。

学長は自己評価委員会に出席し、意見を述べることができ（規則第 11 条）、また、自己評価委員会委員長は、学長が自らのリーダーシップの下に戦略的に大学を運営できるガバナンス体制を構築するために設置した大学戦略会議の構成員であり、学長が指示できる体制となっている。さらに、獣医生命科学研究科長、各学部の学部長、教務部長及び研究部長が自己評価委員会の構成員であり（規則第 2 条）、自己点検・評価活動で明らかになった課題等を大学や学部で直結した課題にすることができる。このように、日常的に行われている教育研究活動と自己点検・評価活動の関連性を高め、責任体制を明確にすることができる。

【エビデンス集・資料編】

資料 6-1-1 日本獣医生命科学大学学則 資料 F-3 と同じ

資料 6-1-2 日本獣医生命科学大学大学院学則 資料 F-3 と同じ

資料 6-1-3 日本獣医生命科学大学自己評価委員会規則

資料 6-1-4 日本獣医生命科学大学自己評価委員会運営細則

資料 6-1-5 日本獣医生命科学大学内部質保証に関する基本方針(令和 4 年度)

資料 6-1-6 大学ホームページ 大学機関別認証評価

自己点検評価書(平成 22 年度～令和 3 年度)

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

内部質保証システムを毎年見直し、有効的な取組みとして質の向上に努めるとともに、内部質保証のための組織の整備及び責任体制の充実に取り組む。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

「基準項目 6-2 を満たしている。」

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学では、大学学則第 2 条及び大学院学則第 1 条の 2 に基づき、自己点検・評価を実施している。本学の自己点検・評価活動は、規則に基づき、自己評価委員会が中心となっており、平成 29(2017)年度より、日本高等教育評価機構の基準に基づき「自己点検評価書」を作成している。自己評価委員会では、平成 30(2018)年度より毎年度基本方針を定め、スケジュールに従い自己点検・評価活動を行っている。

令和 3(2021)年度の基本方針では、教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について適切な項目を設定し、自らの点検及び評価、並びに産業界等、外部組織による客観的な視点による外部評価を包括した、以下の内部質保証システムを構築し、適切な水準にあることを自らの責任で明示する内部質保証の取組みを恒常的に推進する旨を定めた。

【内部質保証システムの構成】

(1) 自己評価委員会による自己点検・評価

① 大学機関別認証評価機構が定める評価基準

② 学長が本学の内部質保証に設定した事項の評価基準

(2) 産業界等による外部点検・協議・評価

(3) エビデンス・Fact Book

このような取組みを毎年度行っており、大学の使命・目的に即した内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価が定着している。評価基準には、日本高等教育評価機構の基準 1 から基準 6 に加え本学独自の基準を設定し、教育課程の編成方針、産業界等外部組織による客観的な視点による外部評価や事業計画及び中長期計画の遂行状況についてもあわせて点検・評価を行っている。

自己点検・評価は、基本方針に定めたとおり年に 1 度実施し、報告書を作成し学長に提出している。実施にあたっては、参考資料(1)委員会等の活動報告書、参考資料(2)研究室等の活動報告書、参考資料(3)Fact Book(各種データを使用して IR 情報として作成する統計・分析データ)及び参考資料(4)その他参考資料(基礎資料)を作成しており、エビデンスに基づいている。

また、自己点検・評価の結果として自己点検評価書を作成し、作成した自己点検評価書は、大学戦略会議で報告し、学長の承認を得ている。完成した自己点検評価書は、委員会活動、研究室活動及びFact Bookとともに、学内の教職員に対して、共有ファイルサーバに保存して、電子メールで案内を行い情報共有している。また、学外へは大学ホームページにて概要版を作成し公開している。

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

平成 28(2016)年 8 月に IR 機能を構築するために IR 推進センターを設置した。その後平成 30(2018)年 4 月に学長室・企画調査課と改組し、「IR(Institutional Research)に関すること」を業務分掌の一つとして規定した。現在、入試課、教務課、学生支援課等の各データと、各業務単位で個別に保有している各種データを体系的・経年的に収集し、また、他大学の IR データとも関連付けて、組織としての戦略的意思決定の支援のための IR 業務を行っている。

各部署からの自己点検結果及び自己点検・評価に必要なデータについては、「学長室・企画調査課」で一元的に集約し、それをもとに「自己評価委員会」において分析と評価を行っている。なお、中間的評価として自己判定、学長指示の対応、さらに必要と判断されたデータについては、関係部署へ提出を求めている。

また、教育方法等に関する自己点検は、「FD 委員会」を設置して学生からの授業評価アンケート等をもとに実施してきた。

さらに、効果検証等の分析や評価を進めるために、平成 29(2017)年 3 月の事務部改組に伴い廃止された「IR 推進センター」機能を、平成 30(2018)年 4 月に新設された IR 推進委員会に移行し、学長室・企画調査課に担当者を配置して業務を遂行している。これらの評価結果は、学長に報告するとともに、各担当教員へフィードバックし、改善・向上を促している。

また、学長室・企画調査課には、IR 専従職員 1 人を配置し、毎年、Fact Book やエビデンス集(データ編)の取りまとめや学生調査等各種アンケート調査を担当し、IR 推進委員会に報告、その後、学内リソースとしての共有を推進する等、様々な委員会活動のエビデンスとなる取組みを実行している。令和 3(2021)年度は新入生アンケート、全在学生を対象とした「一般社団法人 大学 IR コンソーシアム」の学生調査、卒業生アンケートを実施し、報告書を作成した。また、「入試区分別調査 2021」として、アドミッション・ポリシーと学生の自己分析や成績追跡、在籍状況、進路状況、獣医師国家試験合格率追跡を実施し、報告書を作成して入学試験委員会に提出した。その他に学生調査の結果を利用し、学修時間・学修行動の把握及び学修成果の把握として、教務委員会に抜粋レポートを提出した。

【エビデンス・資料編】

資料 6-2-1 日本獣医生命科学大学内部質保証に関する基本方針(令和 4 年度)

資料 6-1-5 と同じ

資料 6-2-2 大学ホームページ 大学機関別認証評価

自己点検評価書(平成 22 年度～令和 3 年度) 資料 6-1-6 と同じ

- 資料 6-2-3 ① 日本獣医生命科学大学自己点検評価書(令和 3 年度)
② 参考資料:研究室活動報告書(令和 3 年度)
③ 参考資料:委員会活動報告書(令和 3 年度)
④ 参考資料:Factbook2021(大学概要 DATA BOOK 2020-2021)
⑤ 参考資料:エビデンス集(データ編)(令和 3 年度)
- 資料 6-2-4 メール【自己評価委員会】令和 2 年度自己点検評価書について
- 資料 6-2-5 日本獣医生命科学大学大学概要 DATA BOOK 2020-2021 資料 6-2-3-④と同じ
- 資料 6-2-6 【調査報告書】新入生アンケート 2021
- 資料 6-2-7 【分析報告書】入試区分別調査 2021 資料 2-1-9 と同じ
- 資料 6-2-8 【調査報告書】学生調査 2021 資料 2-6-9 と同じ
- 資料 6-2-9 学修成果の把握(令和 2 年度) 資料 3-3-4 と同じ
- 資料 6-2-10 学修時間の実態及び学修行動の把握(令和 2 年度) 資料 3-3-5 と同じ
- 資料 6-2-11 【調査報告書】卒業生アンケート 2020 資料 3-3-3 と同じ
- 資料 6-2-12 日本獣医生命科学大学自己評価委員会規則 資料 1-2-1 と同じ
- 資料 6-2-13 日本獣医生命科学大学自己評価委員会運営細則 資料 1-2-2 と同じ
- 資料 6-2-14 日本獣医生命科学大学 IR 推進委員会細則

(3) 6-2 の改善・向上方策(将来計画)

令和 2(2020)年度より学生調査を利用して、学修時間・学修行動の把握及び学修成果の把握を教務委員会にて行うようになり一部活用が行われるようになったものの、体系的・組織的な活用が十分にできているとは言えない。自己点検評価報告書のフィードバックと有用性の高い分析を行うことも含めて、IR データの活用について検討する。

また、IR に関する調査報告書の作成について、問題点がどこにあるのかということや他大学と比較しての結果等、改善すべき事項が明確となる報告書の作成を検討する。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

「基準項目 6-3 を満たしている。」

(2) 6-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

本学では、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受入れ方針の 3 つのポリシーに基づく体系的で組織的な教育活動を展開するとともに、学修成果を検証して教育活動の改善に活用するため、アセスメント・ポリシーを含む「教育課程の編成方針」を毎年度大学戦略会議で策定するとともに、学長から自己評価委員会に対して、この方針を踏まえた 3 つのポリシーの全学的な点検検証を指示している。また、学長からは同時に、①IR 推進委員会に対して教育課程改善のための調査の実施及び各教育課程に

におけるプログラム・学修成果の点検検証を、並びに②教務委員会に対して全学的な方針に基づく教育課程作成及び方針と教育課程の整合性の確認を、それぞれ指示している。

内部質保証システムにおいては令和2(2020)年度より、「教育課程の編成方針」を「学長が本学の内部質保証に設定した評価基準」として追加し自己評価委員会による自己点検・評価の対象としている。

また、令和元(2019)年度より、本学が学内外に示す学修成果の情報等に関する有用性及び3つのポリシーに関する適切性等について、産業界等と協議し、客観的な視点による外部点検・評価を実施する基準を内部質保証システムに組み込んでいる。

これらの情報や評価結果については、学長の決定に基づき次年度予算や各年度の事業計画に反映するとともに、学内の教職員に対して共有ファイルサーバに保存・情報共有し、その教育の改善・向上への活用を促している。また、自己評価委員会委員を通じて、自己点検・評価活動で明らかになった課題等を、教務委員会などの関係委員会、学部、学科、研究科等に直結した課題にすることができるなど、日常的に行われている教育研究活動と自己点検・評価活動の関連性が高められ、内部質保証の結果が大学全体のPDCAサイクルと呼応し教育の改善・向上に反映されている。

令和3(2021)年度に行った中長期計画(第2期)の策定は、毎年度行っている自己点検・評価の結果のみならず、令和2(2020)年度の基本方針に基づき自己評価委員会が行った中長期計画(第1期)の評価も踏まえて行っている。

また、令和3(2021)年10月の日本獣医生命科学大学ガバナンス・コードの制定に伴い、大学戦略会議での決定により、ガバナンス・コードの点検・評価を自己評価委員会で行うこととし、令和3(2021)年度内部質保証基本方針を改訂するなど、大学運営の改善・向上のために内部質保証の仕組みが機能している。

なお、自己点検・評価の周期を平成29(2017)年度より1年に短縮するとともに、ガバナンス機関である大学戦略会議、データ収集を担当するIR推進委員会及び自己評価委員会の事務局が学長室・企画調査課に集約され、学内における教育・研究に関する資産を多角的に分析することで、内部質保証の仕組みの強化が図られている。

【エビデンス・資料編】

資料 6-3-1 日本獣医生命科学大学内部質保証に関する基本方針(令和4年度)

資料 6-1-5 と同じ

資料 6-3-2 [大学ホームページ](#) [大学機関別認証評価](#)

自己点検評価書(平成22年度～令和3年度) 資料 6-1-6 と同じ

資料 6-3-3 ① 日本獣医生命科学大学自己点検評価書(令和3年度) 資料 6-2-3 と同じ

② 参考資料:研究室活動報告書(令和3年度) 資料 6-2-3 と同じ

③ 参考資料:委員会活動報告書(令和3年度) 資料 6-2-3 と同じ

④ 参考資料:Factbook2021(大学概要 DATA BOOK 2020-2021) 資料 6-2-3 と同じ

⑤ 参考資料:エビデンス集(データ編)(令和3年度) 資料 6-2-3 と同じ

資料 6-3-4 日本獣医生命科学大学中長期計画(第2期) 資料 1-2-14 と同じ

資料 6-3-5 日本獣医生命科学大学ガバナンス・コードに係る点検・適合状況について

(令和3年度) 資料4-3-4と同じ

資料6-3-6 PDCA サイクル概念図

(3) 6-3の改善・向上方策(将来計画)

内部質保証システムとして、システムの再検証を毎年行い、実質化に向けたPDCAサイクルの再点検と整備を行う。

【基準6の自己評価】

本学では内部質保証として、教育研究水準の向上を図り、目的及び社会的使命を達成するため、自ら点検及び評価を行っており、毎年全学的な方針として基本方針を作成・明示して自己評価委員会を中心に行っている。また、自己点検・評価活動で明らかになった課題等が大学や学部・に直結した課題にすることが可能な体制であり、本学の教育研究活動と自己点検・評価の活動の関連性を高めることで責任を明確にしている。

また、自己点検・評価は実施にあたり、エビデンスに基づき実施しており、自己点検評価書とともに参考資料も併せて提示して、学内の教職員に対して明示し、学外へは概要版を作成し公開している。現状把握のために必要なデータの収集については、IRを担当する学長室・企画調査課で行う体制も構築している。

なお、本学内部質保証システムでは3つのポリシーを起点として自己点検・点検評価を行う基準と外部機関を代表して産業界に評価を行ってもら基準それぞれを設定しており、共有することで教育の改善・向上に反映する仕組みを構築している。

以上のことから、基準6を満たしていると判断する。

Ⅳ. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 社会貢献と連携

A-1. 高度先端の知識と技術による獣医療の提供と教育施設としての動物医療センター

A-1-① 高度最先端獣医療を提供する動物医療機関としての役割

A-1-② 人間性豊かな獣医療従事者の育成

A-1-③ 地域の獣医療・動物の福祉に貢献する基幹診療施設としての役割

(1) A-1 の自己判定

「基準項目 A-1 を満たしている。」

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-① 高度最先端獣医療を提供する動物医療機関としての役割

動物医療センターは高度最先端獣医療を提供する二次診療を行う動物医療機関として、以下の高度装置を有している。開業病院や他大学も含めて国内でこれらの装置を全て保有しているのは本学動物医療センターのみと自認しており、動物医療センターでより詳細な検査をと考えて症例を紹介される一次診療の動物病院やより高度な治療を希望する飼い主のニーズにしっかりと応え、高度最先端獣医療を提供する動物医療機関としての役割を果たしている。

【動物医療センターが保有する主な高度装置】

- ・ CT 装置
- ・ MRI 装置
- ・ 人工心肺装置
- ・ 人工透析装置
- ・ 医療用放射線治療装置

図 A-1-1 動物医療センターの高度装置



CT 装置



MRI 装置



人工心肺装置



人工透析装置



医療用放射線治療装置

A-1-② 人間性豊かな獣医療従事者の育成

大学病院である動物医療センターは動物病院の基幹診療施設としてだけでなく、獣医師及び愛玩動物看護師を教育する教育病院としての側面を持っている。特に、獣医学教養試験の VetCBT や VetOSCE に合格した獣医学科学生は診療を見学、参加することで患者だけ

でなく飼い主とのコミュニケーションの重要性についても学べる機会を与えている。

また、獣医師を対象とした「獣医師卒後臨床研修制度」を実施している。この制度は獣医系大学を卒業し、獣医師国家資格を取得している獣医師を対象とした2年間の臨床研修プログラムである。このプログラムに則って動物医療センターの全診療科を満遍なく学ぶことができる。なお、2年間の臨床研修プログラム修了後、成績が優秀かつ本人が希望する場合は、1年間のアドバンスコースに進み、自身が特に興味を持つ専門診療に取り組める制度も組み入れている。

このように教育病院として獣医師及び愛玩動物看護師を目指す学生や卒後の獣医師に対して専門的な教育を行うことにより、動物医療センターの理念にある「良き獣医療人の育成」に努め、地域や社会に貢献する人間性豊かな獣医療従事者を育成する役割を果たしている。

A-1-③ 地域の獣医療・動物の福祉に貢献する基幹診療施設としての役割

動物医療センターが基幹診療施設として地域の獣医療・動物の福祉に貢献できる大きな理由には「専門診療科の充実」が挙げられる。令和4(2022)年5月1日現在の当センターの診療体制を以下の図に示すとおり、2つの一般診療科と外科系及び内科系と合わせた16の専門診療科を備えている（大動物診療部門は含めず）。

一次診療である地域の動物病院には眼疾患、皮膚疾患、心臓疾患、整形外科疾患、腫瘍疾患、神経疾患など日々様々な疾患を抱えた患者が来院する。これらの疾患に対して一つの動物病院が全てを最先端の知識をもって対応することは極めて困難である。動物医療センターは基幹診療施設として地域の動物病院で対応が困難な疾患を専門診療科として受入れることで各々の専門知識を持つ獣医師によって最先端の診療を行える体制となっている。

図 A-1-2 診療科体制図

※図 2-5-4 と同じ



加えて動物医療センターのさらなる特徴としては、各診療科間の連携がスムーズなことが挙げられる。例えば、呼吸器科を受診した患者が種々の検査の結果、循環器疾患が疑われた場合、そのまま循環器科に転科して詳細な診断が日常的に行われている。また、「なんとなく元気がない」など非特異的な臨床徴候のため、専門診療に振り分けることが困難な患者に対しては、まず総合診療科を受診してもらい、種々の検査を行った結果をもとに専門診療科に

転科できるような体制を行っている。これらの連携は患者のみならず、患者の飼い主にとっても非常に利便性が良い体制となっており、動物の福祉に貢献している。

また、「献血ドナー登録のお願い」として、病気や怪我で治療中犬猫のための献血行い、

輸血を必要としている患者に提供する取組みも行っている。

【エビデンス集・資料編】

- 資料 A-1-1 大学ホームページ 動物医療センター
- 資料 A-1-2 大学ホームページ 動物医療センター 理念・基本方針・沿革
- 資料 A-1-3 獣医師卒後臨床研修制度「研修プログラム」
- 資料 A-1-4 獣医師卒後臨床研修制度「アドバンス研修プログラム」
- 資料 A-1-5 研修医レクチャー予定表(令和3年度)
- 資料 A-1-6 診療担当表(令和4年5月)
- 資料 A-1-7 大学ホームページ 動物医療センター 献血ドナー登録のお願い

(3) A-1 の改善・向上方策(将来計画)

現在、動物医療センターの診療日は平日の月～金に加えて土曜日である。地域の基幹診療施設としての役割をさらに充実させていくためには、将来的には日曜日や祝日など 365 日の診療が望ましい。さらには夜間救急体制も構築することを検討する。そのためには動物医療センターが入っている 5 階建ての C 棟全てを診療に提供できるようにする必要がある。そして病院スペースが拡充すれば、獣医師の増員が必要となる。しかしながら、単に増員するだけでは十分とはならず、基幹診療施設という背景を考えると一次診療の獣医師からはそれぞれの分野において専門として広く認知されている獣医師に診療を依頼したいという意識があるため、そのような人材を登用あるいは育成する。また、地域の基幹診療施設として非特異的な臨床徴候のため、専門診療に振り分けることが困難な患者に対応する総合診療科を今まで以上に積極的に門戸を広げて地域の開業病院からのニーズに応えていきたい。従って増員については、獣医師だけでなく動物看護師、検査技師や事務職員などコメディカルスタッフについても検討する。また、増員に見合うだけの収入増となるための診療体制についても同時に検討する。

動物医療センターが地域の基幹診療施設としてさらに進んでいくために、病院面積を拡充し、適切な人員を増員し、夜間救急も含む 365 日診療を行い、そして収益面でも大きく成長していくことが重要である。

A-2. 様々な理由で家族がいない犬や猫の動物福祉を守るシェルターメディスン研究分野

A-2-① 全国初の新しい獣医学的分野の導入

A-2-② シェルターメディスン専門職の人材育成

A-2-③ シェルターメディスンに関わる社会ニーズへの対応

(1) A-2 の自己判定

「基準項目 A-2 を満たしている。」

(2) A-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

A-2-① 全国初の新しい獣医学的分野の導入

■新しい獣医学的分野のシェルターメディスン

人と動物の関係性は時代とともに変化し、人と関わりのある動物にまつわる問題も多様化している。地域の動物の問題としては、多頭飼育崩壊、ブリーダーやペットショップの売れ残り、動物虐待、飼育放棄などが挙げられるが、様々な理由で行き場を失った動物は、行政や民間の動物収容施設(シェルター)に収容される。シェルターでは、犬や猫等の家庭動物が集団で飼養されるため、通常の家畜のペットとしての管理である「個体管理」ではなく、「群管理」に基づく飼養管理が必要である。シェルターに特化した家庭動物の群管理に基づく獣医療として発足したのが、シェルターメディスンである。

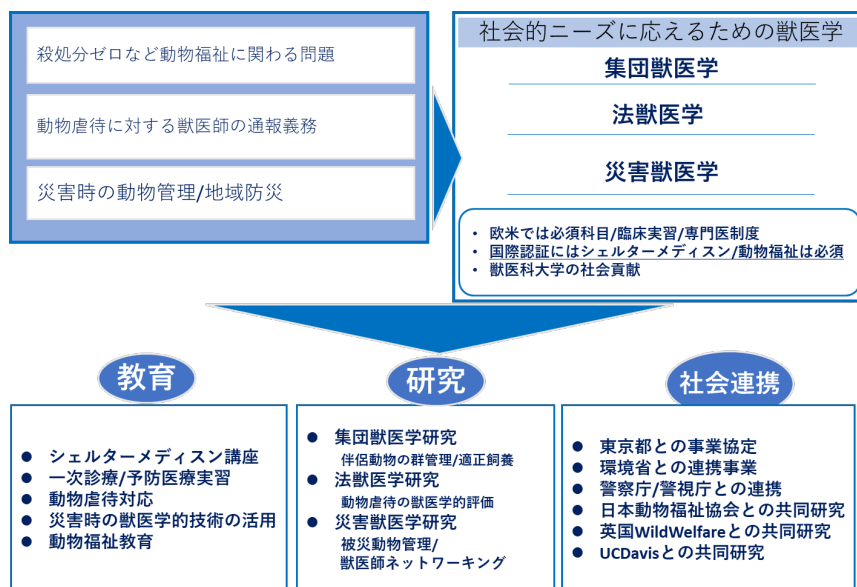
シェルターメディスンは、シェルターに収容された動物の健康管理や地域の公衆衛生の向上を目的として、平成13(2001)年にカリフォルニア大学デービス校で始まったが、今では全米の獣医科大学において教育研究カリキュラムが導入されている。日本においても、平成19(2007)年より行政獣医師を対象にシェルターメディスンセミナーを実施し、導入を図っているが、シェルターメディスンの教育研究体制を構築する取組みは本学が初めてである。

殺処分に関わる問題、動物虐待、災害時の動物問題など、獣医学に対する社会的ニーズは多様化し、それに応えることが獣医師の社会貢献になり、社会的立場の向上にも寄与する。

■シェルターメディスン研究分野の設立

シェルターメディスン研究分野は、①動物収容施設(シェルター)のみならず、ブリーダー、ペットショップ、オークションなど、犬や猫の集団飼養の発生する施設における群管理、適正飼養の向上、公衆衛生等に関わる獣医学としての【集団獣医学】、②動物虐待の科学的評価や獣医学的対応に関わる獣医学としての【法獣医学】、③災害時の動物管理や平時からの動物に関わる防災対策を講じる獣医学としての【災害獣医学】の3つの分野を柱として、令和3(2021)年度に設立された。多様な地域の動物問題を解決する獣医学として、学部学科を横断し、学際的な取組みとして新たな学問分野や職域の創出を目指す本学の特色の一つである。

図 A-2-1 シェルターメディスン研究分野の概要と取組み



本研究分野は、①シェルターメディスンの人材育成、②シェルターメディスンの社会ニーズへの対応、③特色ある大学づくり、の3つの使命を掲げ、教育、研究、社会連携などの様々な取組みを行っている(図 A-2-1)

A-2-② シェルターメディスン専門職の人材育成

■法獣医学の人材育成

動物愛護及び管理に関する法律が改正され、獣医師に動物虐待の通報が義務化された。全国には都道府県市区町村を含め、121 か所の保健所や動物愛護/管理センターの動物行政部署があり、行政獣医師職員が配置されている。動物虐待に対する対応は、動物行政が担う重要な業務であるため、動物虐待に関わる知見及び現場での対策を強化することを目的として行政獣医師を対象に、平成 29(2017)年度より、環境省との共同事業「動物虐待等科学的評価研修会」を開催している。これまで、5 年間で 300 人以上の行政獣医師が本研修会を受講し、現場での対応に研修知識と技術を役立たせている。

図 A-2-2 災害人材育成研修会風景



■災害獣医学の人材育成

災害が起きると、人が被災すると同時に、環境をともにする動物も被災する。動物の安全を確保しなければ、人の安全も確保できないことが過去の災害経験からもわかっており、動物の安全を通して、人や地域の安全を向上する。災害時の被災動物の管理や平時からの防災対策の専門人材として、VMAT (Veterinary Medical Assistance Team) 講習会や災害時動物ボランティア育成研修会を実施している。本学は、平成 29(2017)年度より国立研究開発法人科学技術振興機構で「災害動物マネジメント」プロジェクトが採択され、6 カ年間に渡って事業を実施し、災害獣医学の人材育成を行ってきた。

A-2-③ シェルターメディスンに関わる社会ニーズへの対応

多頭飼育崩壊など動物虐待は動物の愛護及び管理に関する法律違反である犯罪行為である。本研究分野においては、警察への捜査協力として、虐待を疑われる動物の不審死体の解剖や、現場での法獣医学的知見の提供を行ってきた(環境省の委託業務)。平成 29(2017)年度からの動物虐待への対応事例は、解剖検査や現場での視察を含め 400 事例を超えている。

図 A-2-3 多頭飼育崩壊現場での視察風景



【エビデンス集・資料編】

資料 A-2-1 大学ホームページ 生命科学研究センター シェルターメディスン研究分野

資料 A-2-2 大学ホームページ ニュース「国内初！シェルターメディスン講座 日本獣医生命科学大学と公益社団法人日本動物福祉協会による社会連携講座の設置」

資料 A-2-3 令和4年度シラバス獣医学科「学外実習(基礎)」(シェルターメディスン実習)

(3) A-2 の改善・向上方策(将来計画)

公益社団法人日本動物福祉協会からの出資により令和4(2022)年度から社会連携講座が設置され、シェルターメディスン講座を開始した。本社会連携講座を通し、シェルターメディスンの研究及び教育の基盤を作り、学問的分野の発展を目指す。

東京都動物愛護相談センターに収容された動物への医療支援、望まれない繁殖を防ぐ不妊手術、災害時の動物管理など、シェルターメディスン研究分野のノウハウを活かし、行政との連携において人と動物と地域の安全を目指す取組を開始する。

21号棟の一部をシェルターメディスンの研究教育活動の拠点とするために、整備を進めている。家族のいない動物の一時収容、災害時の被災動物の一時収容、家族のいない動物に対する不妊手術や予防医療等を行い、行政機関と連携し、地域の動物福祉向上に貢献する。

【基準 A の自己評価】

基準1で述べたとおり、本学の教育理念は「愛と科学の心を有する質の高い獣医師と専門職及び研究者の育成」であり、学是は「敬讓相和」である。そして本学の目的は、新世紀における生命科学新時代・環境科学新時代・食品科学新時代の開拓者として、総合的な《生命科学の知と技》を練磨するとともに、《人間愛・動物愛》の豊かで清冽な人材の育成にある。

本学の特色ある施設・分野としての動物医療センターとシェルターメディスン研究分野は、新世紀における生命科学の知と技を社会に提供する拠点として、また愛と科学を有する人間愛と動物愛の豊かな獣医療従事者、並びに専門職人材の育成という本学の特色を十分に活かした役割を果たしている。

引き続き、本学の使命・目的、並びにミッション・ステートメント「Connect with the future ～動物と人をつなぎ、都市と地方をつなぎ、獣医・生命科学の情報発信拠点～」に掲げる「つなぐ大学」として、社会に、地域に貢献する大学としての使命を果たしていく。

V. 特記事項

1. シミュレーターを使用した特色ある教育

【獣医学科】 犬のシミュレーター（バイタルサインドッグ）を本学独自に考案し作成した。このシミュレーターは、ビーグル犬をモデルとしており、聴診による心拍数や触診による脈拍数、視診による呼吸数の測定などの様々な臨床的な技術を習得することが可能であり、獣医学科 5 年次に行われている共用試験の 1 つである vetOSCE に使用している。また、犬の前腕をモデルとした採血練習用シミュレーターも考案し作成した。このモデルは、疑似血管に赤い液を通すことで、採血の練習を行うことが可能である。また、静脈を確保するための留置針を設置する練習にも使用することが可能であり、主に「獣医内科学実習」にて使用している。また、産業動物臨床教育ではウシの繁殖学教育模型、ウシの分娩シミュレーション模型、子ウシのシミュレーション模型、ウマの頸部静脈穿刺／筋肉注射トレーニング模型を各 1 台設置し、3 年次から 5 年次の臨床実習で活用している。



図特-1 採血練習用シミュレーター

【獣医保健看護学科】 1 年次後期の「動物形態機能学実習」において、生体解剖の代替として犬猫の解剖学シミュレーターを活用し、動物の臓器の構造と配置について理解させている。また、2 年次以降の動物内科看護学実習や動物外科看護学実習において、犬の採血用モデルや心臓マッサージモデル、保定用の人形などを導入し、動物看護技術の習得、向上に役立てている。

【動物科学科】 3 年次前期に「実験動物学実習」を開講しマウスの取り扱い及び投与手技について学習するが、生体のマウスに触れる前に三協ラボサービス（株）のシミュレーター「Mimicky®」を用いてマウスの特徴について理解させている。「実験動物学実習」以外にもフレッシュゼミ（1 年次後期）やオープンキャンパスでの研究室概要説明でもマウス及びラットのシミュレーターを活用している。

2. 国家資格：「愛玩動物看護師」の養成

獣医保健看護学科は、平成 17(2005)年 4 月、我が国初の獣医保健看護学教育を行う学科として設置され、大学院体制も整え、動物看護師（民間資格）などを含む獣医療専門技術者として社会に貢献する人材を輩出している。令和元(2019)年 6 月、愛玩動物を対象とした動物看護師の資質向上・業務の適正を図ることを目的に、愛玩動物看護師法

（令和元年法律第 50 号。以下「法」という。）が制定され愛玩動物看護師の国家資格が定められた（右写真：主務省作成チラシ）。本学科では、法第 31 条第 1 号並びに附則第 2 条第 1 号イ及びロに規定する農

林水産大臣及び環境大臣の指定する科目の確認を申請し、令和 4(2022)年 3 月 4 日に指定科目を確認した大学として公表された。これにより既卒者・在学者は、履修確認、講習会の修了と卒業、令和 4(2022)年度入学者は獣医保健看護学科にて指定科目を修め、本学を卒業することで、愛玩動物看護師の受験資格が得られる。今後も、大学における獣医保健看護教育の先達として、愛玩動物看護師養成への社会的貢献が期待される。



VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 8 条	○	日本獣医生命科学大学学則（以下「大学学則」）第 1 条に本学の目的・使命を定め、広く社会に貢献する人材育成に努めている。	1-1
第 85 条	○	大学学則第 3 条で教育研究上の基本となる組織として「獣医学部」「応用生命科学部」を置くことを定めている。	1-2
第 87 条	○	大学学則第 10 条で修業年限 4 年、獣医学部獣医学科は 6 年と定めている。	3-1
第 88 条	○	大学学則第 25 条に入学前の既修得単位の認定について定めており、再入学・編入学については大学学則第 17 条に定め運用している。大学学則第 24 条では他大学等における授業科目の履修等について定めている。	3-1
第 89 条	—	早期卒業制度を設けていないため該当しない。	3-1
第 90 条	○	大学学則第 13 条に本学の入学資格について定めている。	2-1
第 92 条	○	教員組織について、大学学則第 4 条及び日本獣医生命科学大学組織規則(以下「大学組織規則」)に明記している。	3-2 4-1 4-2
第 93 条	○	教授会について、大学学則第 5 条及び第 6 条並びに日本獣医生命科学大学教授会規則に明記している。	4-1
第 104 条	○	学位について、大学学則第 37 条、及び日本獣医生命科学大学大学院学則(以下「大学院学則」)第 27 条並びに日本獣医生命科学大学学位規則(以下「大学学位規則」)に明記している。	3-1
第 105 条	—	本学の学生以外の者を対象とした特別な課程を編成していないため該当しない。	3-1
第 108 条	—	短期大学を設定していないため該当しない。	2-1
第 109 条	○	自己評価等について、大学学則第 2 条及び大学院学則第 1 条の 2 並びに日本獣医生命科学大学自己評価委員会規則(以下「自己評価委員会規則」)に明記している。本学ホームページにおいて認証評価結果及び自己点検評価書等を公表している。	6-2
第 113 条	○	本学ホームページにおいて各教員の業績及び学位を公表している。	3-2
第 114 条	○	事務職員等について、大学学則第 4 条第 2 項、大学組織規則第 14 条、学校法人日本医科大学事務組織規則等に明記している。	4-1 4-3
第 122 条	○	大学学則第 17 条に編入学について定めている。	2-1
第 132 条	○	大学学則第 17 条に編入学について定めている。	2-1

学校教育法施行規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 4 条	○	記載事項については、全て大学学則に記載している。	3-1 3-2
第 24 条	—	該当しない。	3-2
第 26 条 第 5 項	○	懲戒について、大学学則第 39 条及び日本獣医生命科学大学学生懲戒細則で明記している。	4-1
第 28 条	○	備えるべき表簿は、担当部署に備えている。	3-2
第 143 条	—	本学では代議員会等を設置していない。	4-1
第 146 条	○	大学学則第 25 条に入学前の既修得単位の認定として規定している。	3-1
第 147 条	—	早期卒業制度を設けていないため該当しない。	3-1
第 148 条	—	早期卒業制度を設けていないため該当しない。	3-1
第 149 条	—	早期卒業制度を設けていないため該当しない。	3-1
第 150 条	○	大学学則第 13 条に入学資格について定めている。	2-1
第 151 条	—	飛び入学制度を設けていないため該当しない。	2-1
第 152 条	—	飛び入学制度を設けていないため該当しない。	2-1
第 153 条	—	飛び入学制度を設けていないため該当しない。	2-1
第 154 条	—	飛び入学制度を設けていないため該当しない。	2-1
第 161 条	○	大学学則第 17 条に編入学について定めている。	2-1
第 162 条	○	大学学則第 32 条に転学について定めている。	2-1
第 163 条	○	大学学則第 7 条及び第 8 条において、学年の始期、終期を定めている。入学の時期については、大学学則 12 条において定めている。卒業の認定については大学学則第 36 条に定めている。	3-2
第 163 条の 2	○	学生には成績証明書、科目等履修生には単位修得証明書又は科目履修証明書を交付している。	3-1
第 164 条	—	特別な課程を編成していないため該当しない。	3-1
第 165 条の 2	○	卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針を定め、本学ホームページ等でも公表している。	1-2 2-1 3-1 3-2 6-3
第 166 条	○	大学学則第 2 条及び大学院学則第 1 条の 2 並びに自己評価委員会規則に定めている。本学ホームページにおいて認証評価結果及び自己点検評価書等を公表している。	6-2
第 172 条の 2	○	教育研究活動等の状況について、本学ホームページ「情報の公表」より公表している。	1-2 2-1 3-1

日本獣医生命科学大学

			3-2 5-1
第 173 条	○	学位について大学学則第 37 条及び大学院学則第 27 条並びに日本獣医生命科学大学学位規則に明記している。	3-1
第 178 条	○	大学学則第 17 条に編入学について定めている。	2-1
第 186 条	○	大学学則第 17 条に編入学について定めている。	2-1

大学設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	学校教育法その他の法令の規定を遵守するとともに、その水準の向上に努めている。	6-2 6-3
第 2 条	○	大学学則第 1 条及び第 3 条の 2 に学部学科毎に目的・使命を定め、広く社会に貢献する人材育成に努めている。	1-1 1-2
第 2 条の 2	○	大学学則第 15 条に入学者の選考を定めるとともに、入学者の選考を適正に実施するため入学試験委員会を設置し、日本獣医生命科学大学入学試験委員会細則を定め運用している。	2-1
第 2 条の 3	○	大学学則第 4 条に職員組織を定め、「大学組織規則」「学校法人日本医科大学組織規程」で教育職員や事務職員等の役割を定め、それぞれが連携し職務を行っている。	2-2
第 3 条	○	大学学則第 3 条により設置されている学部は適切な規模内容を有し、教員組織、教員数等が適切に運営されている。	1-2
第 4 条	○	大学学則第 3 条により設置されている学科は必要な組織を備え、適切に運営されている。	1-2
第 5 条	—	学科に代えて学生の履修上の区分に応じて組織される課程を設けていないため、該当しない。	1-2
第 6 条	—	学部以外の基本組織を設けていないため、該当しない。	1-2 3-2 4-2
第 7 条	○	教育研究上の目的を達成するために、必要な教員を配置している。	3-2 4-2
第 10 条	○	主要授業科目は原則として教授又は准教授、その他授業科目については可能な限り専任教員が担当している。実習・実験については必要に応じて実習嘱託による補助を行っている。	3-2 4-2
第 10 条の 2	○	該当教員を配置するとともに、シラバスの作成や教務委員会や教授会の出席等を通じて教育課程の編成に参画している。	3-2
第 11 条	○	獣医学部シェルターメディスン社会連携講座に 1 名配置している。	3-2 4-2
第 12 条	○	専任教員は本学に限り専任教員となり、専ら本学における教育研	3-2

日本獣医生命科学大学

		究に従事している。	4-2
第 13 条	○	必要専任教員数以上(49 人以上)の専任教員(116 人)を配置している。	3-2 4-2
第 13 条の 2	○	日本獣医生命科学大学学長選任規程第 7 条に学長候補者の資格を定め、学校法人日本医科大学理事長が理事会の承認を経て学長を任命している。	4-1
第 14 条	○	日本獣医生命科学大学教員選考基準に教授の資格を定め、日本獣医生命科学大学教授候補者選考委員会において審査している。	3-2 4-2
第 15 条	○	日本獣医生命科学大学教員選考基準に准教授の資格を定め、日本獣医生命科学大学教員選考委員会において審査している。	3-2 4-2
第 16 条	○	日本獣医生命科学大学教員選考基準に講師の資格を定め、日本獣医生命科学大学教員選考委員会において審査している。	3-2 4-2
第 16 条の 2	○	日本獣医生命科学大学教員選考基準に助教の資格を定め、日本獣医生命科学大学教員選考委員会において審査している。	3-2 4-2
第 17 条	○	日本獣医生命科学大学教員選考基準に助手の資格を定め、日本獣医生命科学大学教員選考委員会において審査している。	3-2 4-2
第 18 条	○	教員組織、校地、後者等の施設、設備その他の教育上の諸条件を総合的に考慮し大学学則第 3 条第 2 項に入学定員及び収容定員を定めており、これに基づき在籍学生を適切に管理している。 なお、昼夜開講制を実施しておらず、外国に学部、学科その他の組織を設けていない。	2-1
第 19 条	○	ディプロマ・ポリシーを達成するため、カリキュラム・ポリシーを定め、教育課程を編成している。	3-2
第 19 条の 2	—	本学は連携開設科目を設けていないため該当しない。	3-2
第 20 条	○	大学学則第 18 条において、各授業科目を必修科目、選択必修科目及び選択科目に分け、これを各年次に配当して編成するものと定めている。	3-2
第 21 条	○	大学学則第 19 条第 2 項において、各授業科目に対する単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業方法に応じた単位の計算方法を定めている。	3-1
第 22 条	○	大学学則第 7 条第 2 項において 1 年間の授業を行う期間は、定期試験その他学校行事を含め、35 週にわたることを原則とすることを定めている。	3-2
第 23 条	○	15 週に渡る期間を単位として行うことを学則に定めてはいないが、十分な教育効果をあげるため、日本獣医生命科学大学履修細則第 9 条のとおり授業時間は 1 時限 100 分として、1 期 14 週の期間を設定している。	3-2
第 24 条	○	1 つの授業科目について同時に授業を行う学生数は、諸条件を考	2-5

日本獣医生命科学大学

		慮し、教育効果が十分に上がるように配慮して編成している。	
第 25 条	○	大学学則第 19 条の 2 に授業の方法を定め、実施している。授業の方法及び内容・計画をシラバス等に明示している。	2-2 3-2
第 25 条の 2	○	授業の方法及び内容並びに一年間の授業の計画については、大学学則及びシラバス等に明示している。評価及び卒業の認定については、日本獣医生命科学大学履修細則(以下、「履修細則」)に定め、適切に行っている。	3-1
第 25 条の 3	○	FD 委員会を中心に授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修を実施している。また、学生への授業アンケート等を行って教育内容改善のための取組みも行っている。	3-2 3-3 4-2
第 26 条	—	昼夜開講制を行っていないため、該当しない。	3-2
第 27 条	○	大学学則 20 条に単位の授与について定めており、合格した者には所定の単位を与えている。	3-1
第 27 条の 2	○	各年次の履修登録上限単位数について、履修細則第 7 条に定めている。	3-2
第 27 条の 3	—	連携開設科目を設けていないため、該当しない。	3-1
第 28 条	○	大学学則第 24 条に他の大学等における授業科目の履修等について定め、60 単位を超えない範囲で認めている。	3-1
第 29 条	○	大学学則第 24 条に他の大学等における授業科目の履修等について定め、60 単位を超えない範囲で認めている。	3-1
第 30 条	○	大学学則第 25 条で入学前の既修得単位の認定について定め、60 単位を超えない範囲で認めている。	3-1
第 30 条の 2	—	長期にわたる教育課程(学士課程)の履修制度はないため、該当しない。	3-2
第 31 条	○	大学学則第 41 条において科目等履修生を定め、日本獣医生命科学大学科目等履修生に関する細則において、単位の認定等について定めている。	3-1 3-2
第 32 条	○	大学学則第 36 条において卒業の認定について定め、第 19 条の別表に定めるとおり、獣医学部獣医学科は 6 年以上在籍し 193.5 単位以上を修得、その他の学部学科については 4 年以上在籍し、124 単位以上修得することとしている。	3-1
第 33 条	—	単位制をとっているため、該当しない。	3-1
第 34 条	○	校地は教育にふさわしい環境をもち、学生食堂、学生が休憩できるホール、中庭等を整備している。	2-5
第 35 条	○	校舎と同一の敷地内又はその隣接地に運動場は設けていないが、運動場を設けることにより得られる効用と同等の効果が得られるように、同一の敷地内に、体育館(アリーナ)やトレーニング施設を設けている。	2-5
第 36 条	○	大学設置基準を満たす施設を備えている。	2-5

日本獣医生命科学大学

第 37 条	○	校地の面積は 37513.9 m ² であり、基準(16,200.m ²)を満たしている。	2-5
第 37 条の 2	○	校舎の面積は 61,488.1 m ² であり、基準(21,090.8 m ²)を満たしている。	2-5
第 38 条	○	大学組織規則第 5 条で本学に付属図書館を置くことを定めていて、教育研究上必要な資料と設備を備えている。	2-5
第 39 条	○	家畜病院として付属動物医療センターを、飼育場又は牧場として付属牧場を置き、大学組織規則第 7 条及び第 8 条に規定している。	2-5
第 39 条の 2	—	該当する学部等を設置していないため、該当しない。	2-5
第 40 条	○	必要な種類及び数の機械、器具及び標本等を備えている。	2-5
第 40 条の 2	○	各校地において教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備を備えている。	2-5
第 40 条の 3	○	教育研究上の目的を達成するため、毎年度計画的に予算を確保し、教育研究にふさわしい環境を整備している。	2-5 4-4
第 40 条の 4	○	大学、学部及び学科の名称は大学等として適当であり、教育研究上の目的にふさわしいものである。	1-1
第 41 条	○	大学学則第 4 条、学校法人日本医科大学事務組織規則第 9 条等により、必要な事務職員を置く事務組織を設けている。	4-1 4-3
第 42 条	○	大学組織規則に定める事務局事務部に、修学及び学生生活の支援、奨学金貸与、就職支援・キャリア形成支援等を分掌する学生支援課を設置している。	2-4 4-1
第 42 条の 2	○	日本獣医生命科学大学教授会規則第 12 条に基づき、キャリア支援委員会を設置している。また、学校法人日本医科大学事務業務分掌規則第 52 条により学生支援課を置き、組織間の連携を図り、就職及びキャリア形成のための支援を円滑かつ適正に運営している。	2-3
第 42 条の 3	○	学校法人日本医科大学事務業務分掌規則及び SD 委員会要綱に基づき、職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修を推進している。	4-3
第 42 条の 3 の 2	—	学部等連携課程実施基本組織を設けておらず、該当しない。	3-2
第 43 条	—	共同教育課程を編成しておらず、該当しない。	3-2
第 44 条	—	共同教育課程を編成しておらず、該当しない。	3-1
第 45 条	—	共同教育課程を編成する学科を設置しておらず、該当しない。	3-1
第 46 条	—	共同教育課程を編成する学科を設置しておらず、該当しない。	3-2 4-2
第 47 条	—	共同教育課程を編成する学科を設置しておらず、該当しない。	2-5
第 48 条	—	共同教育課程を編成する学科を設置しておらず、該当しない。	2-5
第 49 条	—	共同教育課程を編成する学科を設置しておらず、該当しない。	2-5
第 49 条の 2	—	工学に関する学部を設けていないため、該当しない。	3-2
第 49 条の 3	—	工学に関する学部を設けていないため、該当しない。	4-2

日本獣医生命科学大学

第 49 条の 4	—	工学に関する学部を設けていないため、該当しない。	4-2
第 57 条	—	外国に学部、学科その他の組織を設けていないため、該当しない。	1-2
第 58 条	—	大学院大学を設けていないため、該当しない。	2-5
第 60 条	—	本学は段階的整備に該当しない。	2-5 3-2 4-2

学位規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 2 条	○	大学学則第 37 条及び大学学位規則に従い、学位を授与している。	3-1
第 10 条	○	大学学則第 37 条に基づき与える学士の名称は、適切な専攻分野の名称を付記している。	3-1
第 10 条の 2	—	共同教育課程を編成しておらず、該当しない。	3-1
第 13 条	○	学位に関する必要な事項を大学学位規則に定め、文部科学大臣に報告している。	3-1

私立学校法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 24 条	○	学校教育法及び私立学校法の規定に基づく運営を行うほか、寄附行為及びその他規程等を制定し、運営基盤の強化を図りつつ、教育の質の向上及び学校運営の透明性の確保を図っている。	5-1
第 26 条の 2	○	法令のほか、法人の諸規程に基づき法人運営を行っており、役員、評議員、職員等に対して、特別の利益を与えることはしていない。	5-1
第 33 条の 2	○	寄附行為第 35 条第 2 項の規定に基づき寄附行為を事務所に備えて置き、請求のあった場合には、閲覧に供することができるようにしている。	5-1
第 35 条	○	法の規定を満たす役員の員数を寄附行為第 5 条に規定し、理事のうち 1 人を理事長としている。	5-2 5-3
第 35 条の 2	○	学校法人と役員との関係は、委任に関する規定に従っている。	5-2 5-3
第 36 条	○	寄附行為第 16 条の規定に基づき、理事会を置き、適切に理事会運営を行っている。	5-2
第 37 条	○	寄附行為第 11 条乃至第 15 条で理事長、常務理事及び監事の職務並びに理事長の職務の代理・代行について規定し、同規定に従い役員は職務を行っている。	5-2 5-3
第 38 条	○	寄附行為第 6 条に理事の選任について、同第 7 条に監事の選任について規定し、同規定に基づき役員を選任している。	5-2

日本獣医生命科学大学

第 39 条	○	監事は、寄附行為第 7 条に基づき選任しており、理事、評議員又は本法人の職員を兼ねていない。	5-2
第 40 条	—	該当なし	5-2
第 41 条	○	寄附行為第 19 条の規定に基づき、評議員会を置き、適切に評議員会を運営している。	5-3
第 42 条	○	寄附行為第 21 条の規定に基づき、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴いている。	5-3
第 43 条	○	寄附行為第 22 条の規定に基づき、評議員会は、役員への意見具申又は役員からの報告を徴している。	5-3
第 44 条	○	寄附行為第 23 条の規定に基づき、評議員を選任している。	5-3
第 44 条の 2	—	該当なし	5-2 5-3
第 44 条の 3	—	該当なし	5-2 5-3
第 44 条の 4	—	該当なし	5-2 5-3
第 44 条の 5	—	該当なし	5-2 5-3
第 45 条	○	寄附行為第 43 条の規定に基づき、文部科学省への寄附行為変更の認可申請又は届け出を行っている。	5-1
第 45 条の 2	○	寄附行為第 32 条の規定に基づき、毎会計年度開始前に予算及び事業計画を作成している。事業計画について、直近の大学機関別認証評価の結果を踏まえて作成している。事業に関する中期的な計画は、令和 2 年 4 月の私立学校法改正前に作成し、計画期間が開始している。	1-2 5-4 6-3
第 46 条	○	寄附行為第 34 条第 2 項の規定に基づき、毎会計年度終了後二月以内に、決算及び事業の実績の報告を評議員会に報告し、意見を求めている。	5-3
第 47 条	○	寄附行為第 35 条の規定に基づき、毎会計年度終了後二月以内に、財産目録等を作成し、事務所に備えて置き、請求があった場合には、閲覧に供するようにしている。	5-1
第 48 条	○	寄附行為第 37 条の規定及び役員報酬規程に基づき、役員報酬の基準を定め、この基準に従って報酬を支給している。	5-2 5-3
第 49 条	○	寄附行為第 39 条に法に基づく会計年度を定めている。	5-1
第 63 条の 2	○	寄附行為第 36 条の規定に基づき、インターネットの利用により公開を要する事項の情報を公表している。	5-1

学校教育法（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 99 条	○	大学院学則第 1 条において目的を定めている。	1-1
第 100 条	○	大学院学則第 2 条において獣医生命科学研究科を置くことを定めている。	1-2
第 102 条	○	大学院学則第 29 条において入学資格を定めている。	2-1

学校教育法施行規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 155 条	○	博士前期課程の入学資格は大学院学則第 29 条第 2 項において定めている。	2-1
第 156 条	○	博士課程及び博士後期課程の入学資格は大学院学則第 29 条第 1 項及び第 3 項において定めている。	2-1
第 157 条	—	学校教育法第 102 条第 2 項に該当する飛び入学生制度を実施していないため、該当しない。	2-1
第 158 条	—	学校教育法第 102 条第 2 項に該当する飛び入学生制度を実施していないため、該当しない。	2-1
第 159 条	—	学校教育法第 102 条第 2 項に該当する飛び入学生制度を実施していないため、該当しない。	2-1
第 160 条	—	学校教育法第 102 条第 2 項に該当する飛び入学生制度を実施していないため、該当しない。	2-1

大学院設置基準

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	○	学校教育法その他の法令等を遵守している。内部質保証に関する基本方針を定めるとともに、自己点検・評価を実施し、教育研究水準の向上に努めている。	6-2 6-3
第 1 条の 2	○	大学院学則第 1 条及び第 4 条に研究科及び各課程の目的を定めている。	1-1 1-2
第 1 条の 3	○	大学院学則第 31 条に入学の検定等について定めている。大学院研究科委員会で可否を審議し、学長が合格者を決定しており、公正かつ妥当な方法により、適切な体制にて入学者選抜を実施している。	2-1
第 1 条の 4	○	大学院学則第 8 条に教員組織について定め、委員会等で教員と事務職員(教務課)が連携体制を確保し、協働により職務が行われている。	2-2
第 2 条	○	大学院学則第 3 条において、1 つの博士課程及び 2 つの博士後期	1-2

日本獣医生命科学大学

		課程並びに2つの博士前期課程を定めている。	
第2条の2	—	専ら夜間において教育を行う大学院の課程を設置していないため、該当しない。	1-2
第3条	○	大学院学則第1条及び第4条第2項に修士課程の目的を定め、第5条に修業年限について定めている。	1-2
第4条	○	大学院学則第1条及び第4条第1項に博士課程の目的を定め、第5条に修業年限について定めている。	1-2
第5条	○	大学院学則の第1条に目的、第2条及び第3条に研究科、専攻及び課程について定め、大学院の基本となる組織として適当な規模内容を有している。	1-2
第6条	○	大学院学則第3条に定めるとおり、獣医生命科学研究科には獣医学専攻、獣医保健看護学専攻及び応用生命科学専攻の3専攻を設置している。また、獣医保健看護学専攻及び応用生命科学専攻には前期と後期の課程を設置している。	1-2
第7条	○	研究科及び各専攻については、研究科等の専門分野の基礎となる学部学科として、大学院学則第1条及び第4条に定める目的にふさわしいものとなるよう適切に連携を図っている。	1-2
第7条の2	—	当該研究科を設置していないため、該当しない。	1-2 3-2 4-2
第7条の3	—	研究科以外の組織を置いていないため、該当しない。	1-2 3-2 4-2
第8条	○	大学院の目的を達成するため、専攻ごとに教育課程を編成するとともに、教育研究指導体制を構築し、学部との兼任による必要な教員数を配置している。	3-2 4-2
第9条	○	教員資格の審査に関する基準を設け、基準を満たす教員を置いている。	3-2 4-2
第10条	○	教員組織、施設設備等の教育研究上の諸条件を総合的に考慮し、大学院学則第7条に収容定員を定め、適切に管理を行っている。 外国に研究科、専攻その他の組織を設置していない。	2-1
第11条	○	大学院学則第5章及び第6章、並びに別表1から別表5までに研究科及び専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目及び研究指導について定めている。また、専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮している。	3-2
第12条	○	大学院学則第15条に大学院の教育は授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する研究指導によって行うことを定めている。	2-2 3-2
第13条	○	大学院学則第8条に教育、研究指導の担当について定め、研究指導を行うものは大学院設置基準に規定する資格を有する教員を定め	2-2 3-2

日本獣医生命科学大学

		ている。	
第 14 条	○	夜間その他の時間又は時期において授業又は研究指導を行う課程を設置していないが、教員が学部との兼任のため、集中授業として開講する科目がある。	3-2
第 14 条の 2	○	シラバスや学生便覧により、学生に対して授業及び研究指導の方法及び内容、授業及び研究指導の計画や学位論文審査基準について明示している。	3-1
第 14 条の 3	○	F D委員会を中心に研修会を開催し、実施している。	3-2 3-3 4-2
第 15 条	○	授業科目及び履修上の注意、履修方法、他の大学院における特別履修等について大学院学則第 5 章に定めている。	2-2 2-5 3-1 3-2
第 16 条	○	大学院学則第 2 6 条に修士課程修了の認定について定めている。	3-1
第 17 条	○	大学院学則第 2 6 条に博士課程修了の認定について定めている。	3-1
第 19 条	○	研究室等、大学院の教育研究に必要な施設を備えている。	2-5
第 20 条	○	大学院の教育研究に必要な機械、器具等を備えている。	2-5
第 21 条	○	研究科及び専攻に応じた教育研究に必要な図書資料について整備している。	2-5
第 22 条	○	教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備を共用している。	2-5
第 22 条の 2	—	二以上の校地としていないため、該当しない。	2-5
第 22 条の 3	○	教育研究上の目的を達成するため、教育研究活動に資する環境の整備に努めている。	2-5 4-4
第 22 条の 4	○	研究科及び専攻の名称は研究科として適当かつ教育研究上の目的にふさわしい名称となっている。	1-1
第 23 条	—	独立大学院は設定していないため、該当しない。	1-1 1-2
第 24 条	—	独立大学院は設定していないため、該当しない。	2-5
第 25 条	—	通信教育課程を設置していないため、該当しない。	3-2
第 26 条	—	通信教育課程を設置していないため、該当しない。	3-2
第 27 条	—	通信教育課程を設置していないため、該当しない。	3-2 4-2
第 28 条	—	通信教育課程を設置していないため、該当しない。	2-2 3-1 3-2
第 29 条	—	通信教育課程を設置していないため、該当しない。	2-5
第 30 条	—	通信教育課程を設置していないため、該当しない。	2-2 3-2

日本獣医生命科学大学

第 30 条の 2	—	研究科等連携課程実施基本組織はないため、該当しない。	3-2
第 31 条	—	共同教育課程を設けていないため、該当しない。	3-2
第 32 条	—	共同教育課程を設けていないため、該当しない。	3-1
第 33 条	—	共同教育課程を設けていないため、該当しない。	3-1
第 34 条	—	共同教育課程を設けていないため、該当しない。	2-5
第 34 条の 2	—	工学を専攻する研究科を設けていないため、該当しない。	3-2
第 34 条の 3	—	工学を専攻する研究科を設けていないため、該当しない。	4-2
第 42 条	○	事務組織は学部と共用している。	4-1 4-3
第 42 条の 2	○	大学院学生の教育研究活動に資するために、ティーチング・アシスタント制度を設けている。	2-3
第 42 条の 3	○	大学院学生の経済的援助に寄与することを目的としたティーチング・アシスタント制度及びリサーチ・アシスタント制度について大学院入学試験要項等で情報を整理し明示している。	2-4
第 43 条	○	S D委員会を中心に研修を行っている。	4-3
第 45 条	—	外国に組織を設けていないため、該当しない。	1-2
第 46 条	—	該当しない。	2-5 4-2

専門職大学院設置基準 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	—	専門職大学院を設置していないため、該当しない。	6-2 6-3
第 2 条	—	専門職大学院を設置していないため、該当しない。	1-2
第 3 条	—	専門職大学院を設置していないため、該当しない。	3-1
第 4 条	—	専門職大学院を設置していないため、該当しない。	3-2 4-2
第 5 条	—	専門職大学院を設置していないため、該当しない。	3-2 4-2
第 6 条	—	専門職大学院を設置していないため、該当しない。	3-2
第 6 条の 2	—	専門職大学院を設置していないため、該当しない。	3-2
第 6 条の 3	—	専門職大学院を設置していないため、該当しない。	3-2
第 7 条	—	専門職大学院を設置していないため、該当しない。	2-5
第 8 条	—	専門職大学院を設置していないため、該当しない。	2-2 3-2
第 9 条	—	専門職大学院を設置していないため、該当しない。	2-2 3-2
第 10 条	—	専門職大学院を設置していないため、該当しない。	3-1

日本獣医生命科学大学

第 11 条	—	専門職大学院を設置していないため、該当しない。	3-2 3-3 4-2
第 12 条	—	専門職大学院を設置していないため、該当しない。	3-2
第 12 条の 2	—	専門職大学院を設置していないため、該当しない。	3-1
第 13 条	—	専門職大学院を設置していないため、該当しない。	3-1
第 14 条	—	専門職大学院を設置していないため、該当しない。	3-1
第 15 条	—	専門職大学院を設置していないため、該当しない。	3-1
第 16 条	—	専門職大学院を設置していないため、該当しない。	3-1
第 17 条	—	専門職大学院を設置していないため、該当しない。	1-2 2-2 2-5 3-2 4-2 4-3
第 18 条	—	専門職大学院を設置していないため、該当しない。	1-2 3-1 3-2
第 19 条	—	専門職大学院を設置していないため、該当しない。	2-1
第 20 条	—	専門職大学院を設置していないため、該当しない。	2-1
第 21 条	—	専門職大学院を設置していないため、該当しない。	3-1
第 22 条	—	専門職大学院を設置していないため、該当しない。	3-1
第 23 条	—	専門職大学院を設置していないため、該当しない。	3-1
第 24 条	—	専門職大学院を設置していないため、該当しない。	3-1
第 25 条	—	専門職大学院を設置していないため、該当しない。	3-1
第 26 条	—	専門職大学院を設置していないため、該当しない。	1-2 3-1 3-2
第 27 条	—	専門職大学院を設置していないため、該当しない。	3-1
第 28 条	—	専門職大学院を設置していないため、該当しない。	3-1
第 29 条	—	専門職大学院を設置していないため、該当しない。	3-1
第 30 条	—	専門職大学院を設置していないため、該当しない。	3-1
第 31 条	—	専門職大学院を設置していないため、該当しない。	3-2
第 32 条	—	専門職大学院を設置していないため、該当しない。	3-2
第 33 条	—	専門職大学院を設置していないため、該当しない。	3-1
第 34 条	—	専門職大学院を設置していないため、該当しない。	3-1
第 42 条	—	専門職大学院を設置していないため、該当しない。	6-2 6-3

学位規則（大学院関係）

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 3 条	○	大学学位規則第 4 条に修士の学位授与の要件を定めている。	3-1
第 4 条	○	大学学位規則第 5 条に博士の学位授与の要件を定めている。	3-1
第 5 条	○	大学学位規則第 9 条第 3 項により、学外の大学院、研究所等の教員等を審査委員会の委員として含めることができると定めている。	3-1
第 12 条	○	大学学位規則第 20 条により、博士の学位を授与したときは、文部科学大臣に報告することを定めている。	3-1

大学通信教育設置基準 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条	—	大学通信教育を設定していないため、該当しない。	6-2 6-3
第 2 条	—	大学通信教育を設定していないため、該当しない。	3-2
第 3 条	—	大学通信教育を設定していないため、該当しない。	2-2 3-2
第 4 条	—	大学通信教育を設定していないため、該当しない。	3-2
第 5 条	—	大学通信教育を設定していないため、該当しない。	3-1
第 6 条	—	大学通信教育を設定していないため、該当しない。	3-1
第 7 条	—	大学通信教育を設定していないため、該当しない。	3-1
第 9 条	—	大学通信教育を設定していないため、該当しない。	3-2 4-2
第 10 条	—	大学通信教育を設定していないため、該当しない。	2-5
第 11 条	—	大学通信教育を設定していないため、該当しない。	2-5
第 12 条	—	大学通信教育を設定していないため、該当しない。	2-2 3-2
第 13 条	—	大学通信教育を設定していないため、該当しない。	6-2 6-3

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「—」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

Ⅶ. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	
【表 2-3】	学部、学科別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要（図書館除く）	
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 4-1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 5-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 5-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 5-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為（紙媒体）	
	学校法人日本医科大学寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	日本獣医生命科学大学 Guide Book 2023	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則（紙媒体）	
	日本獣医生命科学大学学則、日本獣医生命科学大学大学院学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	2022 年度入学者選抜要項(学部)、2022 年度学生募集要項(大学院獣医学専攻博士課程)、2022 年度学生募集要項(大学院獣医保健看護学専攻博士前期課程)、2022 年度学生募集要項(大学院獣医保健看護学専攻博士後期課程)、2022 年度学生募集要項	

日本獣医生命科学大学

	(大学院応用生命科学専攻博士前期課程)、2022 年度学生募集要項(大学院応用生命科学専攻博士後期課程)	
【資料 F-5】	学生便覧 学生便覧 令和 4 年度	
【資料 F-6】	事業計画書 令和 4 年度学校法人日本医科大学事業計画 令和 4 年度事業計画書 日本獣医生命科学大学	
【資料 F-7】	事業報告書 令和 3 年度事業報告書(学校法人日本医科大学) 令和 3(2021)年度日本獣医生命科学大学事業計画管理シート	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど 日本獣医生命科学大学アクセス・キャンパスマップ 学内略図(学生便覧抜粋 P.211-213)	
【資料 F-9】	法人及び大学の規定一覧及び規定集(電子データ) 学校法人日本医科大学規程集(令和 4 年度版)	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿(外部役員・内部役員)及び理事会、評議員会の前年度開催状況(開催日、開催回数、出席状況など)がわかる資料 法人役員選任条項及び任期一覧 法人評議員選任条項及び任期一覧 理事会・評議員会の開催状況(令和 3 年度)	
【資料 F-11】	決算等の計算書類(過去 5 年間)及び監事監査報告書(過去 5 年間) 財務計算書 平成 29 年度～令和 3 年度 監査報告書 平成 29 年度～令和 3 年度	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス(電子データ) シラバス https://cmjl.nms.ac.jp/portal_nvlu/top.do	
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧(策定単位ごと) 獣医学部 3つのポリシー 応用生命科学部 3つのポリシー 獣医生命科学研究科 3つのポリシー	
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況(直近のもの) 収容定員に係る学生変更を行った大学の履行状況報告書	
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況(直近のもの) 認証評価結果に対する改善報告書(平成 30 年 7 月 30 日)	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	日本獣医生命科学大学 GUIDE BOOK(大学案内)	資料 F-2 と同じ
【資料 1-1-2】	大学ホームページ 「大学案内」メニュー https://www.nvlu.ac.jp/universityguidance/index.html/	
【資料 1-1-3】	大学ホームページ 学是・到達目標・教育理念 https://www.nvlu.ac.jp/universityguidance/003.html/	
【資料 1-1-4】	大学ホームページ 教育上の目的・3つのポリシー https://www.nvlu.ac.jp/universityguidance/010.html/	
【資料 1-1-5】	大学ホームページ 組織 https://www.nvlu.ac.jp/universityguidance/005.html/	
【資料 1-1-6】	大学ホームページ 年表 https://www.nvlu.ac.jp/universityguidance/002/001.html/	
【資料 1-1-7】	日本獣医生命科学大学学則	資料 F-3 と同じ
【資料 1-1-8】	日本獣医生命科学大学大学院学則	資料 F-3 と同じ

日本獣医生命科学大学

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	日本獣医生命科学大学自己評価委員会規則	
【資料 1-2-2】	日本獣医生命科学大学自己評価委員会運営細則	
【資料 1-2-3】	大学ホームページ 組織 https://www.nvlu.ac.jp/universityguidance/005.html/	資料 1-1-5 と同じ
【資料 1-2-4】	大学ホームページ 情報公開 https://www.nvlu.ac.jp/universityguidance/013.html/	
【資料 1-2-5】	大学ホームページ 教育上の目的・3つのポリシー https://www.nvlu.ac.jp/universityguidance/010.html/	資料 1-1-4 と同じ
【資料 1-2-6】	大学ホームページ 中長期計画「ニチジュウミライ図」 https://www.nvlu.ac.jp/universityguidance/040.html/	
【資料 1-2-7】	大学ホームページ 獣医学科 学びのポイント https://www.nvlu.ac.jp/veterinary-medicine/about/003/001.html/	
【資料 1-2-8】	大学ホームページ 獣医保健看護学科 学びのポイント https://www.nvlu.ac.jp/veterinary-nursing/about/003.html/	
【資料 1-2-9】	大学ホームページ 動物科学科 教育方針と3つのまなび https://www.nvlu.ac.jp/animal/about/007.html/	
【資料 1-2-10】	大学ホームページ 食品科学科 食品大好きプロジェクト https://www.nvlu.ac.jp/food/about/004.html/	
【資料 1-2-11】	大学ポートレート(私学版) 大学トップ https://up-j.shigaku.go.jp/school/category01/00000000266302000.html	
【資料 1-2-12】	大学ポートレート(私学版) 獣医学部 https://up-j.shigaku.go.jp/department/category01/00000000266302001.html	
【資料 1-2-13】	大学ポートレート(私学版) 応用生命科学部 https://up-j.shigaku.go.jp/department/category01/00000000266302003.html	
【資料 1-2-14】	学校法人日本医科大学中長期計画(2019～2028 年度)	
【資料 1-2-15】	①日本獣医生命科学大学中長期計画(第1期) ②日本獣医生命科学大学中長期計画(第2期)	
【資料 1-2-16】	3つのポリシーチェックポイント(獣医学部) 3つのポリシーチェックポイント(応用生命科学部)	

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	日本獣医生命科学大学 GUIDE BOOK(大学案内)	資料 F-2 と同じ
【資料 2-1-2】	大学ホームページ 教育上の目的・3つのポリシー https://www.nvlu.ac.jp/universityguidance/010.html/	資料 1-1-4 と同じ
【資料 2-1-3】	2022 年度入学者選抜要項(学部)	資料 F-4 と同じ
【資料 2-1-4】	2022 年度学生募集要項(大学院獣医学専攻博士課程)	資料 F-4 と同じ
【資料 2-1-5】	2022 年度学生募集要項(大学院獣医保健看護学専攻博士前期課程)	資料 F-4 と同じ
【資料 2-1-6】	2022 年度学生募集要項(大学院獣医保健看護学専攻博士後期課程)	資料 F-4 と同じ
【資料 2-1-7】	2022 年度学生募集要項(大学院応用生命科学専攻博士前期課程)	資料 F-4 と同じ
【資料 2-1-8】	2022 年度学生募集要項(大学院応用生命科学専攻博士後期課程)	資料 F-4 と同じ
【資料 2-1-9】	【分析報告書】入試区分別調査 2021	
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	初年次教育プログラム(令和4年度)	
【資料 2-2-2】	情報講習会テキスト(令和4年度)	

日本獣医生命科学大学

【資料 2-2-3】	日本獣医生命科学大学ティーチング・アシスタントに関する規則	
【資料 2-2-4】	TA 研修会プログラム(令和 2 年度)	
【資料 2-2-5】	成績不振学生への個別学修指導(令和 3 年度)	
【資料 2-2-6】	大学ホームページ 配慮の必要な学生に対する取り組み・支援 「日本獣医生命科学大学障がいのある学生支援に関する基本方針」 https://www.nvlu.ac.jp/campuslife/012.html/	
【資料 2-2-7】	大学ホームページ 学生相談室・保健センター https://www.nvlu.ac.jp/campuslife/007.html/	
2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	大学ホームページ キャリア支援 キャリア支援委員会 https://www.nvlu.ac.jp/careersupport/001.html/	
【資料 2-3-2】	大学ホームページ キャリア支援 学生支援課 https://www.nvlu.ac.jp/careersupport/016.html/	
【資料 2-3-3】	大学ホームページ キャリア支援 取り組み https://www.nvlu.ac.jp/careersupport/003.html/	
【資料 2-3-4】	就職ガイダンス日程 令和 4 年度(2024 卒向)	
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	日本獣医生命科学大学新型コロナウイルス 感染症対応手順	
【資料 2-4-2】	新型コロナウイルス対応フロー	
【資料 2-4-3】	大学ホームページ 学生相談室・保健センター https://www.nvlu.ac.jp/campuslife/007.html/	資料 2-2-7 と同じ
【資料 2-4-4】	大学ホームページ 奨学金 https://www.nvlu.ac.jp/campuslife/003.html/	
【資料 2-4-5】	大学ホームページ ニュース 高等教育の修学支援新制度について https://www.nvlu.ac.jp/news/20211119-03.html/	
【資料 2-4-6】	日本獣医生命科学大学の新型コロナウイルス感染拡大に対する行動指針	
【資料 2-4-7】	獣医師修学資金制度一覧 (令和 4 年度)	
2-5. 学修環境の整備		
【資料 2-5-1】	日本獣医生命科学大学アクセス・キャンパスマップ	資料 F-8 と同じ
【資料 2-5-2】	学内略図(学生便覧抜粋 P. 211-213)	資料 F-8 と同じ
【資料 2-5-3】	大学ホームページ 附属牧場 富士アニマルファーム https://www.nvlu.ac.jp/universityinstitution/fafarm/index.html/	
【資料 2-5-4】	大学ホームページ 附属ワイルドライフ・ミュージアム https://www.nvlu.ac.jp/universityinstitution/004.html/	
【資料 2-5-5】	大学ホームページ 附属動物医療センター https://www.nvlu.ac.jp/amedical/	
【資料 2-5-6】	大学ホームページ 附属図書館 https://www.nvlu.ac.jp/library/	
【資料 2-5-7】	富士アニマルファームの年間販売額・出荷頭数・出荷量(令和 3 年度)	
【資料 2-5-8】	日本獣医生命科学大学危機管理基本マニュアル	
【資料 2-5-9】	事象別危機管理マニュアル	
【資料 2-5-10】	学生のための危機管理マニュアル	
【資料 2-5-11】	富士山噴火災害対策要綱	
【資料 2-5-12】	学校法人日本医科大学ホームページ 校舎等の耐震化率について https://www.nms.ac.jp/houjin/information/earthquake-resistant.html	
2-6. 学生の意見・要望への対応		

【資料 2-6-1】	大学ホームページ 学生相談室・保健センター https://www.nvlu.ac.jp/campuslife/007.html/	資料 2-2-7 と同じ
【資料 2-6-2】	大学ホームページ 「データで読み解くニチジュウ」授業アンケート結果 https://www.nvlu.ac.jp/universityguidance/019.html/	
【資料 2-6-3】	FD 講演会等開催状況一覧	
【資料 2-6-4】	学生相談室からのアンケート(令和 2 年 6 月実施)	
【資料 2-6-5】	大学ホームページ 配慮の必要な学生に対する取り組み・支援 「日本獣医生命科学大学障がいのある学生支援に関する基本方針」 https://www.nvlu.ac.jp/campuslife/012.html/	資料 2-2-5 と同じ
【資料 2-6-6】	遠隔授業プロジェクト「遠隔授業に関する期末アンケート」結果(令和 3 年度)	
【資料 2-6-7】	学生が参画する授業改善に係る FD 意見交換会記録(令和 2 年 2 月 17 日開催)	
【資料 2-6-8】	FD ワークショップに参加した学生の感想	
【資料 2-6-9】	【調査報告書】「学生調査 2021」	
【資料 2-6-10】	2021 年度入学手続要項	

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-1】	令和 4(2022)年度学生便覧	資料 F-5 と同じ
【資料 3-1-2】	大学ホームページ 教育上の目的・3つのポリシー https://www.nvlu.ac.jp/universityguidance/010.html/	資料 1-1-4 と同じ
【資料 3-1-3】	日本獣医生命科学大学学則	資料 F-3 と同じ
【資料 3-1-4】	日本獣医生命科学大学大学院学則	資料 F-3 と同じ
【資料 3-1-5】	日本獣医生命科学大学履修細則	
【資料 3-1-6】	①CAMPUS2022(時間割・年間行事予定 等) ②CAMPUS INFORMATION 2022(新入生向け冊子)	
【資料 3-1-7】	教育課程の編成方針 2022 年度入学者対象	
【資料 3-1-8】	シラバス作成のガイドライン・作成要領(令和 4(2022)年 1 月作成)	
【資料 3-1-9】	①獣医学専攻博士課程大学院学則取扱に関する申し合わせ事項 ②獣医保健看護学専攻博士前期課程大学院学則取り扱いに関する申し合わせ事項 ③獣医保健看護学専攻博士後期課程大学院学則取り扱いに関する申し合わせ事項 ④応用生命科学専攻博士前期課程大学院学則取り扱いに関する申し合わせ事項 ⑤応用生命科学専攻博士後期課程大学院学則取り扱いに関する申し合わせ事項	
【資料 3-1-10】	日本獣医生命科学大学学位規則	
【資料 3-1-11】	①獣医学専攻博士課程学位論文審査に関する申し合わせ事項 ②獣医保健看護学専攻博士前期課程学位論文審査に関する申し合わせ事項 ③獣医保健看護学専攻博士後期課程学位論文審査に関する申し合わせ事項 ④応用生命科学専攻博士前期課程学位論文審査に関する申し合わせ事項 ⑤応用生命科学専攻博士後期課程学位論文審査に関する申し合わせ事項	

日本獣医生命科学大学

【資料 3-1-12】	審査委員会の報告に関する書類の様式	
【資料 3-1-13】	学位論文提出についての留意事項	
【資料 3-1-14】	大学院獣医生命科学研究科関係諸規程	
3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 3-2-1】	大学ホームページ 教育上の目的・3つのポリシー https://www.nvlu.ac.jp/universityguidance/010.html/	資料 1-1-4 と同じ
【資料 3-2-2】	日本獣医生命科学大学学則	資料 F-3 と同じ
【資料 3-2-3】	日本獣医生命科学大学大学院学則	資料 F-3 と同じ
【資料 3-2-4】	日本獣医生命科学大学履修細則	資料 3-1-5 と同じ
【資料 3-2-5】	①CAMPUS2022(時間割・年間行事予定 等) ②CAMPUS INFORMATION 2022(新入生向け冊子)	資料 3-1-6 と同じ
【資料 3-2-6】	教育課程の編成方針 2022 年度入学者対象	資料 3-1-7 と同じ
【資料 3-2-7】	シラバス https://cmjl.nms.ac.jp/portal_nvlu/top.do	資料 F-8 と同じ
【資料 3-2-8】	シラバス作成のガイドライン・作成要領(令和 4(2022)年 1 月作成)	資料 3-1-8 と同じ
【資料 3-2-9】	教材作成支援に係るイラストのご利用について(お知らせ)	
【資料 3-2-10】	3つのポリシーチェックポイント(獣医学部) 3つのポリシーチェックポイント(応用生命科学部)	資料 1-2-16 と同じ
3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料 3-3-1】	大学ホームページ 「データで読み解くニチジュウ」 https://www.nvlu.ac.jp/universityguidance/013/nvlu_data.html/ ①学修時間等 ②授業アンケート結果 ③学修成果等 ④資格取得等実績 ⑤就職等進路に係る実績等	
【資料 3-3-2】	【調査報告書】「学生調査 2021」	資料 2-6-9 と同じ
【資料 3-3-3】	【調査報告書】「卒業生アンケート 2020」	
【資料 3-3-4】	学修成果の把握(令和 2 年度)	
【資料 3-3-5】	学修時間の実態及び学修行動の把握(令和 2 年度)	

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-1】	日本獣医生命科学大学大学戦略会議規則	
【資料 4-1-2】	日本獣医生命科学大学補助金検討委員会細則	
【資料 4-1-3】	日本獣医生命科学大学 IR 推進委員会細則	
【資料 4-1-4】	日本獣医生命科学大学中長期計画検討委員会細則	
【資料 4-1-5】	日本獣医生命科学大学教授会規則	
【資料 4-1-6】	日本獣医生命科学大学大学院運営組織規則	
【資料 4-1-7】	学長裁定(学部教授会・研究科委員会)	
【資料 4-1-8】	日本獣医生命科学大学中長期計画(第 1 期) 日本獣医生命科学大学中長期計画(第 2 期)	資料 1-2-15 と同じ
【資料 4-1-9】	日本獣医生命科学大学組織規則	
【資料 4-1-10】	各種委員会・会議体名簿(令和 4 年度)	
4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 4-2-1】	日本獣医生命科学大学専任教員一覧表	
【資料 4-2-2】	日本獣医生命科学大学非常勤教員一覧表	
【資料 4-2-3】	日本獣医生命科学大学教授選考に関する細則	
【資料 4-2-4】	日本獣医生命科学大学教員選考基準	

日本獣医生命科学大学

【資料 4-2-5】	日本獣医生命科学大学教員資格基準	
【資料 4-2-6】	日本獣医生命科学大学教員選考委員会運営細則	
【資料 4-2-7】	日本獣医生命科学大学特任教授及び特任准教授推薦に関する細則	
【資料 4-2-8】	日本獣医生命科学大学客員教授の任用に関する細則	
【資料 4-2-9】	日本獣医生命科学大学非常勤講師の任用に関する細則	
【資料 4-2-10】	日本獣医生命科学大学教員の任期に関する規程	
【資料 4-2-11】	日本獣医生命科学大学任期教員評価委員会規則	
【資料 4-2-12】	日本獣医生命科学大学任期教員外部評価委員会細則	
【資料 4-2-13】	FD 講演会等開催状況一覧	資料 2-6-3 と同じ
【資料 4-2-14】	FD 講演会アンケート結果(令和 3 年度第 1 回・第 2 回)	
4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1】	日本獣医生命科学大学 SD 委員会要綱	
【資料 4-3-2】	SD 実績一覧(令和 3 年度)	
【資料 4-3-3】	日本獣医生命科学大学ガバナンス・コード(第 1 版)	
【資料 4-3-4】	日本獣医生命科学大学ガバナンス・コードに係る点検・適合状況について(令和 3 年度)	
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	One Health Diversity & Inclusion(日本医科大学×日本獣医生命科学大学×アンファー)ホームページトップ https://one-health.jp/	
【資料 4-4-2】	日本獣医生命科学大学研究支援員配置制度公募要項(令和 4 年度)	
【資料 4-4-3】	大学ホームページ 公的研究費の運営・管理/研究倫理教育 https://www.nvlu.ac.jp/research/007.html/	
【資料 4-4-4】	学校法人日本医科大学における研究活動に係る不正行為の防止及び公正性確保に関する規程	
【資料 4-4-5】	学校法人日本医科大学公的研究費管理規程	
【資料 4-4-6】	学校法人日本医科大学における公的研究費の不正防止に関する基本方針	
【資料 4-4-7】	学校法人日本医科大学公的研究費不正防止計画	
【資料 4-4-8】	日本獣医生命科学大学公的研究費不正防止計画	
【資料 4-4-9】	日本獣医生命科学大学における公正な研究推進のための研究倫理教育実施指針	
【資料 4-4-10】	日本獣医生命科学大学研究者行動規範	
【資料 4-4-11】	日本獣医生命科学大学における公的研究費の使用に関する行動規範	
【資料 4-4-12】	日本獣医生命科学大学公的研究費(直接経費)取扱要領	
【資料 4-4-13】	日本獣医生命科学大学リサーチ・アシスタントに関する規則	
【資料 4-4-14】	大学ホームページ 特色ある研究プロジェクト https://www.nvlu.ac.jp/research/012.html/ ①令和 3(2021 年度)採択課題一覧 https://www.nvlu.ac.jp/research/012/004.html/ ②令和 2(2020 年度)採択課題一覧 https://www.nvlu.ac.jp/research/012/003.html/ ③令和元(2019 年度)採択課題一覧 https://www.nvlu.ac.jp/research/012/002.html/	過去 3 年分 ※大学ホームページには平成 30(2018)の実施開始時点より掲載
【資料 4-4-15】	大学ホームページ 科学研究費助成事業(科研費) https://www.nvlu.ac.jp/research/005.html/ ①令和 3(2021 年度)採択課題一覧 https://www.nvlu.ac.jp/research/005-016.html ②令和 2(2020 年度)採択課題一覧 https://www.nvlu.ac.jp/research/005-015.html ③令和元(2019 年度)採択課題一覧	過去 3 年分 ※大学ホームページには平成 25(2013)年度より掲載

日本獣医生命科学大学

	https://www.nvlu.ac.jp/research/005-014.html	
【資料 4-4-16】	日本獣医生命科学大学産学連携に関する目標・計画	
【資料 4-4-17】	大学ホームページ 附属生命科学総合研究センター https://www.nvlu.ac.jp/research-center/	
【資料 4-4-18】	令和 3 年度科学研究費助成事業の配分について：文部科学省 https://www.mext.go.jp/a_menu/shinkou/hojyo/1422129_00002.htm	
【資料 4-4-19】	JRA 畜産振興事業(助成事業)事業評価報告書 R3. 12	※P. 2 【令和 3 年度採択事業一覧】

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	学校法人日本医科大学寄附行為(第 3 条)	資料 F-1 と同じ
【資料 5-1-2】	日本獣医生命科学大学学則	資料 F-3 と同じ
【資料 5-1-3】	学校法人日本医科大学規程集(令和 4 年度版)	資料 F-9 と同じ
【資料 5-1-4】	日本獣医生命科学大学 GUIDE BOOK(大学案内)	資料 F-2 と同じ
【資料 5-1-5】	大学ホームページ 教育上の目的・3つのポリシー https://www.nvlu.ac.jp/universityguidance/010.html/	資料 1-1-4 と同じ
【資料 5-1-6】	学校法人日本医科大学寄附行為(第 16 条第 4 項、第 19 条第 5 項)	資料 F-1 と同じ
【資料 5-1-7】	法人役員選任条項及び任期一覧 法人評議員選任条項及び任期一覧	資料 F-10 と同じ
【資料 5-1-8】	理事会・評議員会の開催状況(令和 3 年度)	資料 F-10 と同じ
【資料 5-1-9】	日本獣医生命科学大学教授会規則(第 1 条～第 11 条)	資料 4-1-5 と同じ
【資料 5-1-10】	日本獣医生命科学大学大学院運営組織規則(第 2 章)	資料 4-1-6 と同じ
【資料 5-1-11】	日本獣医生命科学大学大学戦略会議規則(第 1 条、第 6 条)	資料 4-1-1 と同じ
【資料 5-1-12】	学部教授会、研究科委員会開催日程表(令和 4 年度)	
【資料 5-1-13】	大学戦略会議の開催日程表(令和 4 年度)	
【資料 5-1-14】	服装の軽装化(クールビズ)等の実施について(令和 4 年 4 月 20 日)	
【資料 5-1-15】	日本獣医生命科学大学動物実験規程(第 8 章)	
【資料 5-1-16】	日本獣医生命科学大学病原体等安全管理規程(第 3 章、第 4 章)	
【資料 5-1-17】	学校法人日本医科大学就業規則(第 4 章ほか)	
【資料 5-1-18】	学校法人日本医科大学個人情報保護に関する規程	
【資料 5-1-19】	学校法人日本医科大学公益通報者の保護等に関する規程(第 2 章、第 3 章)	
【資料 5-1-20】	学校法人日本医科大学ハラスメント防止等に関する規則	
【資料 5-1-21】	日本獣医生命科学大学危機管理基本マニュアル	資料 2-5-8 と同じ
【資料 5-1-22】	事象別危機管理マニュアル	資料 2-5-9 と同じ
【資料 5-1-23】	CAMPUS INFORMATION 2022(新入生向け冊子)	資料 3-1-6 と同じ
【資料 5-1-24】	日本獣医生命科学大学衛生委員会要綱	
【資料 5-1-25】	富士山噴火災害対策要綱	資料 2-5-11 と同じ
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	学校法人日本医科大学寄附行為(第 16 条第 4 項、第 19 条第 5 項、第 16 条第 13 項、第 6 条第 1 項第 1 号・第 2 号・第 3 号、第 21 条第 1 号)	資料 F-1 と同じ
【資料 5-2-2】	法人役員選任条項及び任期一覧 法人評議員選任条項及び任期一覧	資料 F-10 と同じ
【資料 5-2-3】	理事会・評議員会の開催状況(令和 3 年度)	資料 F-10 と同じ

日本獣医生命科学大学

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	学校法人日本医科大学寄附行為(第 16 条第 4 項、第 11 条、第 16 条第 3 項)	資料 F-1 と同じ
【資料 5-3-2】	日本獣医生命科学大学運営協議会申し合わせ	
【資料 5-3-3】	日本獣医生命科学大学大学戦略会議規則	資料 4-1-1 と同じ
【資料 5-3-4】	学校法人日本医科大学組織規程	
【資料 5-3-5】	日本獣医生命科学大学組織規則	資料 4-1-9 と同じ
【資料 5-3-6】	学校法人日本医科大学寄附行為(第 7 条、第 23 条第 1 項、第 19 条第 5 項)	資料 F-1 と同じ
【資料 5-3-7】	日本獣医生命科学大学運営協議会申し合わせ	資料 5-3-2 と同じ
【資料 5-3-8】	令和 4 年運営協議会・事前打ち合わせ日程表	
5-4. 財務基盤と収支		
【資料 5-4-1】	学校法人日本医科大学中長期計画(2019～2028 年度)	資料 1-2-14 と同じ
【資料 5-4-2】	中期計画収支計算書(R1～R5 年度)	
【資料 5-4-3】	学校法人日本医科大学ホームページ 財務・事業計画等 https://www.nms.ac.jp/houjin/information/zaimu.html	
【資料 5-4-4】	財務状況の推移	
5-5. 会計		
【資料 5-5-1】	学校法人日本医科大学経理規程	
【資料 5-5-2】	資産備品管理規則	
【資料 5-5-3】	学校法人日本医科大学監事監査規程	
【資料 5-5-4】	学校法人日本医科大学内部監査規程	
【資料 5-5-5】	監査報告書 平成 29 年度～令和 3 年度	資料 F-11 と同じ

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-1】	日本獣医生命科学大学学則	資料 F-3 と同じ
【資料 6-1-2】	日本獣医生命科学大学大学院学則	資料 F-3 と同じ
【資料 6-1-3】	日本獣医生命科学大学自己評価委員会規則	資料 1-2-1 と同じ
【資料 6-1-4】	日本獣医生命科学大学自己評価委員会運営細則	資料 1-2-2 と同じ
【資料 6-1-5】	日本獣医生命科学大学内部質保証に関する基本方針(令和 4 年度)	
【資料 6-1-6】	大学ホームページ 大学機関別認証評価 自己点検評価書(平成 22 年度-令和 3 年度) https://www.nvlu.ac.jp/universityguidance/014.html/	
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1】	日本獣医生命科学大学内部質保証に関する基本方針(令和 4 年度)	資料 6-1-5 と同じ
【資料 6-2-2】	大学ホームページ 大学機関別認証評価 自己点検評価書(平成 22 年度-令和 3 年度) https://www.nvlu.ac.jp/universityguidance/014.html/	資料 6-1-6 と同じ
【資料 6-2-3】	① 日本獣医生命科学大学自己点検評価書(令和 3 年度) ② 参考資料:研究室活動報告書(令和 3 年度) ③ 参考資料:委員会活動報告書(令和 3 年度) ④ 参考資料:Factbook2021(大学概要 DATA BOOK 2020-2021) ⑤ 参考資料:エビデンス集(データ編)(令和 3 年度)	
【資料 6-2-4】	メール【自己評価委員会】令和 2 年度自己点検評価書について	
【資料 6-2-5】	日本獣医生命科学大学大学概要 DATA BOOK 2020-2021	資料 6-2-3-④ と同じ
【資料 6-2-6】	【調査報告書】新入生アンケート 2021	
【資料 6-2-7】	【分析報告書】入試区分別調査 2021	資料 2-1-9 と同じ

日本獣医生命科学大学

【資料 6-2-8】	【調査報告書】 学生調査 2021	資料 2-6-9 と同じ
【資料 6-2-9】	学修成果の把握(令和 2 年度)	資料 3-3-4 と同じ
【資料 6-2-10】	学修時間の実態及び学修行動の把握(令和 2 年度)	資料 3-3-5 と同じ
【資料 6-2-11】	【調査報告書】 卒業生アンケート 2020	資料 3-3-3 と同じ
【資料 6-2-12】	日本獣医生命科学大学自己評価委員会規則	資料 1-2-1 と同じ
【資料 6-2-13】	日本獣医生命科学大学自己評価委員会運営細則	資料 1-2-2 と同じ
【資料 6-2-14】	日本獣医生命科学大学 IR 推進委員会細則	資料 4-1-3 と同じ
6-3. 内部質保証の機能性		
【資料 6-3-1】	日本獣医生命科学大学内部質保証に関する基本方針(令和 4 年度)	資料 6-1-5 と同じ
【資料 6-3-2】	大学ホームページ 大学機関別認証評価 自己点検評価書(平成 22 年度-令和 3 年度) https://www.nvlu.ac.jp/universityguidance/014.html/	資料 6-1-6 と同じ
【資料 6-3-3】	① 日本獣医生命科学大学自己点検評価書(令和 3 年度) ② 参考資料:研究室活動報告書(令和 3 年度) ③ 参考資料:委員会活動報告書(令和 3 年度) ④ 参考資料:Factbook2021(大学概要 DATA BOOK 2020-2021) ⑤ 参考資料:エビデンス集(データ編)(令和 3 年度)	資料 6-2-3 と同じ
【資料 6-3-4】	日本獣医生命科学大学中長期計画(第 2 期)	資料 1-2-15 と同じ
【資料 6-3-5】	日本獣医生命科学大学ガバナンス・コードに係る点検・適合状況について(令和 3 年度)	資料 4-3-4 と同じ
【資料 6-3-6】	PDCA サイクル概念図	

基準 A. 社会貢献と連携

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 高度先端の知識と技術による獣医療の提供と教育施設としての動物医療センター		
【資料 A-1-1】	大学ホームページ 附属動物医療センター https://www.nvlu.ac.jp/amedical/	資料 2-5-5 と同じ
【資料 A-1-2】	大学ホームページ 動物医療センター 理念・基本方針・沿革 https://www.nvlu.ac.jp/amedical/center-guidance/002.html/	
【資料 A-1-3】	獣医師卒後臨床研修制度「研修プログラム」	
【資料 A-1-4】	獣医師卒後臨床研修制度「アドバンス研修プログラム」	
【資料 A-1-5】	研修医レクチャー予定表(令和 3 年度)	
【資料 A-1-6】	診療担当表(令和 4 年 5 月)	
A-1. 様々な理由で家族がいない犬や猫の動物福祉を守るシェルターメディスン研究分野		
【資料 A-2-1】	大学ホームページ 生命科学研究センター シェルターメディスン研究分野 https://www.nvlu.ac.jp/research-center/about/001.html/005.html/	
【資料 A-2-2】	大学ホームページ ニュース「国内初！シェルターメディスン講座 日本獣医生命科学大学と公益社団法人日本動物福祉協会による社会連携講座の設置」 https://www.nvlu.ac.jp/news/20220421-01.html/	
【資料 A-2-3】	令和 4 年度シラバス「獣医学科学外実習(基礎)」(シェルターメディスン実習)	